

(注) 実際の法令の適用に当たっては、必ず官報等を確認せよ。  
(傍線の部分は改正部分)

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）	社会福祉法施行令（昭和二十三年政令第四百八十五号）	社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）
<p>目次</p> <p>第六章 社会福祉法人</p> <p>第一節 通則（第三十二条―第三十条）</p> <p>第二節 設立（第三十二条―第三十五条）</p> <p>第三節 機関</p> <p>第一項 機関の設置（第三十六条・第三十七条）</p> <p>第二項 評議員等の選任及び解任（第三十八条―第四十五条の十一）</p> <p>第三項 評議員及び評議員会（第四十五条の八―第四十五条の十一）</p> <p>第四項 理事及び理事会（第四十五条の十二―第四十五条の十七）</p> <p>第五項 監事（第四十五条の十八）</p> <p>第六項 会計監理人（第四十五条の十九）</p> <p>第七項 役員等の職務権限等（第四十五条の二十一―第四十五条の二十二）</p> <p>第四節 計算</p> <p>第一項 会計の原則等（第四十五条の二十三）</p> <p>第二項 会計簿籍（第四十五条の二十四―第四十五条の二十六）</p> <p>第三項 社会福祉業務等（第四十五条の二十七―第四十五条の三十五）</p> <p>第五節 変換の整理（第四十五条の三十六）</p> <p>第六節 解散及び清算並びに合併</p> <p>第一項 解散（第四十六条・第四十六条の二）</p> <p>第二項 清算</p> <p>第一目 清算の開始（第四十六条の三・第四十六条の四）</p> <p>第二目 清算組長の機関（第四十六条の五―第四十六条の二十一）</p> <p>第三目 清算員等（第四十六条の二十二―第四十六条の二十九）</p> <p>第四目 債権の弁済等（第四十六条の三十―第四十六</p>		
<p>条の三十四)</p> <p>第六目 剰余財産の帰属（第四十七条）</p> <p>第七目 清算業務の終了等（第四十七条の二―第四十七條の七）</p> <p>第八項 合併</p> <p>第一目 通則（第四十八条）</p> <p>第二目 吸収合併（第四十九条―第五十四条の四）</p> <p>第三目 新設合併（第五十四条の五―第五十四条の十一）</p> <p>第四目 合併の無効の訴え（第五十五条）</p> <p>第九節 社会福祉事業計画（第五十五条の二―第五十五条の四）</p> <p>第十節 助成及び監督（第五十六条―第五十九条の三）</p> <p>第十章 通則（第六十条―第六十三条）</p> <p>第十一章 罰則（第六十三条の二―第六十四条）</p>		
<p>第六章 社会福祉法人</p>		
<p>第一節 通則</p>		
<p>(定義)</p> <p>第二十二條 この法律において「社会福祉法人」とは、社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。</p>		
<p>(名称)</p> <p>第二十三條 社会福祉法人以外の者は、その名称中に、「社会福祉法人」又はこれに類する文字を用いてはならない。</p>		
<p>(経営の原則等)</p> <p>第二十四條 社会福祉法人は、社会福祉事業の主要な担い手としてふさわしい事業を運営し、効率的かつ適正に行うため、自主的として経理を厳格に強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの実質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。</p> <p>2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第三十六条第二項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の必要を満ちさせるために、無料又は低額な料金で、福祉サービスを提供するよう努めなければならない。</p>		

<p>(設立)</p> <p>第二十五条 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。</p>		
<p>(公益事業及び収益事業)</p> <p>第二十六条 社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業（以下「公益事業」とい。）又はその収益が社会福祉事業若しくは公益事業（第二十条第四項第四号に掲げる事業若しくは他の法令で定めるものに限。）（第三十七号第三号に於いて同じ。）の経営に充てることを目的とする事業（以下「収益事業」とい。）を行うことができる。</p> <p>2 公益事業又は収益事業に関する会社は、それぞれ当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に関する会社から区分し、特別の名称として登録しなければならない。</p>	<p>(社会福祉法人の収益を充てることのできる公益事業)</p> <p>第十三条 法第二十六条第一項の政令で定める事業は、次に掲げる事業であつて社会福祉事業以外のものとする。</p> <p>一 法第二条第四項第四号に掲げる事業</p> <p>二 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四号に掲げる地域密着型サービス事業、同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八十条の二第二項に規定する介護予防サービス事業又は同条第三十号に掲げる介護予防支援事業</p> <p>三 介護保険法第八十条第二十八項に規定する介護老人保健施設を経営する事業</p> <p>四 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第七十条第二号若しくは第三号又は第三十七号第一号から第三号まで若しくは第四十号第一項第一号に掲げる都道府県知事の指定した養成施設を経営する事業</p> <p>五 精神保健福祉士法（平成九年法律第百二十一号）第七十条第二号又は第三号に規定する都道府県知事の指定した養成施設を経営する事業</p> <p>六 児童福祉法第十八条の六第一号に規定する指定保母士養成施設を経営する事業</p> <p>七 前各号に掲げる事業に類する事業であつて厚生労働大臣が定めるもの</p>	
<p>(特別の利益競争の禁止)</p> <p>第二十七条 社会福祉法人は、その事業を行うに当たり、その評議員、理事、監事、職員その他の法令で定める社会福祉法人の関係者に特に特別の利益を与えてはならない。</p>	<p>(特別の利益を与えてはならない社会福祉法人の関係者)</p> <p>第十三条の二 法第二十七条の政令で定める社会福祉法人の関係者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 当該社会福祉法人の設立者、評議員、理事、監事又は職員</p> <p>二 前号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族</p> <p>三 前号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>四 前号に掲げる者のほか、第一号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によつて生活が維持される者</p> <p>五 当該社会福祉法人の設立者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人が事業</p>	<p>(法人が事業活動を支配する法人等)</p> <p>第二十条の三 令第十三条の二第五号の法人が事業活動を支配する法人として厚生労働省令で定めるものは、当該法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人（第三項各号において「子法人」とい。）とする。</p> <p>2 令第十三条の二第五号の法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるものは、一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者とする。</p> <p>3 前二項に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合をい。</p>

<p>(住所)</p> <p>第二十八条 社会福祉法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。</p>	<p>活動を支配する者として厚生労働省令で定めるもの</p>	<p>一 一の者又はその一若しくは二以上の子法人が社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有する場合</p> <p>二 評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える場合</p> <p>イ 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の役員（理事、監事、取締役、会社参与、監事役、執行役その他これらに類する者をいう。）又は評議員</p> <p>ロ 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の職員</p> <p>ハ 当該評議員に就任した日前五年以内にイ又はロに掲げる者であつた者</p> <p>ニ 一の者又はその一若しくは二以上の子法人によつて選任された者</p> <p>ホ 当該評議員に就任した日前五年以内に一の者又はその一若しくは二以上の子法人によつて当該法人の評議員に選任されたことがある者</p>
<p>(登記)</p> <p>第二十九条 社会福祉法人は、法令の定めるところにより、その設立、従事者事務所の移転、事務所事務所の移転その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の終了を申請時に、登記をしなければならない。</p> <p>2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後となりれば、これによつて第三者に對抗することができない。</p>	<p>【参照】 組合等登記令（昭和二十九年政令第二十九号）</p>	
<p>(事務所)</p> <p>第三十条 社会福祉法人の事務所は、その主たる事務所の所在地の範囲内を事務とする。ただし、次の各号に掲げる社会福祉法人の事務所は、当該各号に定める者とする。</p> <p>一 主たる事務所在本市の区域内にある社会福祉法人（次号に掲げる社会福祉法人を除。）であつてその行う事業が当該市の区域を越えないもの（市長特別区の区長を含む。以下同じ。）</p> <p>二 主たる事務所が指定都市の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業の一の都道府県の区域内において二以</p>		<p>(法第三十条第二項に掲げる厚生労働省令で定めるもの)</p> <p>第一条の四 法第三十条第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 全国を単位として行われる事業</p> <p>二 地域を限定しないで行われる事業</p> <p>三 法令の規定に基づき指定を受けて行われる事業</p> <p>四 前各号に類する事業</p>

<p>上の市町村の区域にわたるもの及び第五九条第二項に規定する地区社会福祉協議会である社会福祉法人 指定都市の長</p>	<p>2 社会福祉法へその行方事業が二以上の地方厚生局長の管轄区域にわたるものであつて、厚生労働省令で定めるものにあつては、その所轄庁は、前項本文の規定にかかわらず、厚生労働大臣とする。</p>
<p>第二十条 (申請) 社会福祉法へ設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従ひ、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。</p> <p>一 目的 二 名称 三 社会福祉事業の種類 四 事業所の所在地 五 評議員及び監事に関する事項 六 役員(理事及び監事をいう。以下この条、次節第三條、第二十一條、第二十二條及び第二十三條において同じ。)の定数その他役員に関する事項 七 理事長に関する事項 八 会計監理人を置く場合には、これに関する事項 九 監事に係る事項 十 会社に係る事項 十一 公益事業を行う場合には、その種類 十二 収益事業を行う場合には、その種類 十三 解散に関する事項 十四 定款の添付に関する事項 十五 公告の方法</p> <p>2 前項の定款は、電子的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるもの)をいう。以下同じ。)をもつて作成することができる。</p> <p>3 設立当初の役員及び評議員は、定款で定めなければならない。</p> <p>4 設立しようとする社会福祉法人が会計監理人を設置する社会福祉</p>	<p>第二十条 法第三十一条の規定により、社会福祉法人を設立しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書及び定款を所轄庁に提出しなければならない。</p> <p>一 設立者又は設立代表者の氏名及び住所 二 社会福祉法人の名称及び主たる事務所の所在地 三 設立の趣意 四 評議員となるべき者及び役員(法第三十一条第一項第六号に規定する役員をいう。以下同じ。)となるべき者の氏名 五 評議員となるべき者のうちに、他の各評議員となるべき者について、第二十条の七第六号に規定する者(同号括弧書きに規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。)、同条第七号に規定する者(同号括弧書きに規定する半数を超えない場合に限る。)、又は同条第八号に規定する者(同号括弧書きに規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。))がいるときは、当該他の各評議員の氏名及び当該他の各評議員との関係を説明する事項 六 評議員となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者について、第二十条の八第六号に規定する者(同号括弧書きに規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。)、又は同条第七号に規定する者(同号括弧書きに規定する半数を超えない場合に限る。))がいるときは、当該他の各役員の氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項 七 理事となるべき者のうちに、他の各理事となるべき者について、第二十条の十各号に規定する者(第六号又は第七号に規定する者については、これらの号に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。))がいるときは、当該他の各理事の氏名及び当該他の各理事との関係を説明する事項 八 監事となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者に</p>

<p>法人(会計監理人を置く社会福祉法人又はこの法律の規定による会計監理人を置くことができない社会福祉法人をいう。以下同じ。)であるときは、設立当初の会計監理人は、定款で定めなければならない。</p> <p>5 第一項第五号の申請書に関する事項として、理事又は理事長が評議員を兼任し、又は解任する旨の定款の定めは、その効力を生じない。</p> <p>6 第一項第十三号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に關する規定を定める場合には、その者は、社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから、選定されるようにしなければならない。</p> <p>(認可) 第三十二条 所轄庁は、前条第三項の規定による認可の申請が</p>	<p>第二十一条 (電子的記録) 第二十一条の二 法第三十一条第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、電気伝送その他のこれに準ずる方法により一定の情状を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものをいう。</p>
--	--

<p>(認可)</p> <p>第三十二条 所轄庁は、前条第三項の規定による認可の申請が</p>	<p>第二十一条 (電子的記録) 第二十一条の二 法第三十一条第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、電気伝送その他のこれに準ずる方法により一定の情状を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものをいう。</p>
<p>第二十一条 (認可) 第三十二条 所轄庁は、前条第三項の規定による認可の申請が</p>	<p>第二十一条 (電子的記録) 第二十一条の二 法第三十一条第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、電気伝送その他のこれに準ずる方法により一定の情状を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものをいう。</p>

<p>法人(会計監理人を置く社会福祉法人又はこの法律の規定による会計監理人を置くことができない社会福祉法人をいう。以下同じ。)であるときは、設立当初の会計監理人は、定款で定めなければならない。</p> <p>5 第一項第五号の申請書に関する事項として、理事又は理事長が評議員を兼任し、又は解任する旨の定款の定めは、その効力を生じない。</p> <p>6 第一項第十三号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に關する規定を定める場合には、その者は、社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから、選定されるようにしなければならない。</p> <p>(認可) 第三十二条 所轄庁は、前条第三項の規定による認可の申請が</p>	<p>第二十一条 (電子的記録) 第二十一条の二 法第三十一条第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、電気伝送その他のこれに準ずる方法により一定の情状を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものをいう。</p>
--	--

<p>あつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第二十五条の規定に違反してゐるか、その定款の内容及び設立の手續が、法令の規定に違反してゐないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。</p>		
<p>(定款の補充) 第三十二条 社会福祉法人が設立しようとする者が、第三十一条第一項第二号から第十五号までの各号に掲げる事項を定めないうちの場合には、厚生労働大臣は、利害関係人の請求により又は職権で、これらの事項を定めなければならない。</p>		
<p>(設立の時期) 第三十四条 社会福祉法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。</p>		
<p>(定款の備置及び閲覧等) 第三十四条之二 社会福祉法人は、第三十一条第一項の認可を受けたときは、その定款をその主たる事務所及び従たる事務所所に備へ置かなければならない。 2 1 設置員及び権限者は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、権限者が第一号又は第二号に掲げる請求をするには、当該社会福祉法人の定款を提出しなければならない。 一 定款が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求 三 定款が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を「厚生労働省令」で定める方法により表示したものの閲覧の請求 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法）であつて「厚生労働省令」で定めるもの（以下「同一」）であつて当該社会福祉法人の定められたものにより提供することの請求又はその事項を記録した書面の交付の請求 3 何人（設置員及び権限者を除く。）も、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該社会福祉法人は、正当な理由がない限りこれを拒んではならない。</p>		<p>(電磁的記録に記録された事項を表示する方法) 第二系の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法に、次に掲げる規定の電磁的記録（第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を画面又は映像画面上に表示する方法とする。 一 法第三十四条の二第二項第三号 二 法第三十四条の二第三項第三号 三 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第五百九十四条第三項第三号 四 法第四十五条の十一第四項第二号 五 法第四十五条の十五第二項第二号 六 法第四十五条の十九第三項第二号 七 法第四十五条の二十五第二号 八 法第四十五条の三十二第三項第三号 九 法第四十五条の三十二第四項第二号 十 法第四十五条の三十四第三項第二号 十一 法第四十六条の二十第三項第三号 十二 法第四十六条の二十六第二項第三号 十三 法第五十一条第三項第三号 十四 法第五十四条第三項第三号 十五 法第五十四条の四第三項第三号 十六 法第五十四条の七第二項第三号 十七 法第五十四条の十二第三項第三号</p>

<p>一 定款が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求 二 定款が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を「厚生労働省令」で定める方法により表示したものの閲覧の請求 4 定款が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所として第三十一条第三号及び第四号並びに前項第一号に掲げる請求に応じようとするための措置として「厚生労働省令」で定めるもの（以下「同一」）として、社会福祉法人に於いて第一項の規定の適用については、同一中「主たる事務所」として「所及び従たる事務所」とするものは、「主たる事務所」とする。 【参考】 附則第五（記載之後） ○社会福祉法 (定款の備置及び閲覧等) 第三十四条之二 社会福祉法人は、第三十一条第一項の認可を受けたときは、その定款をその主たる事務所に備へ置かなければならない。 2 4 (略)</p>		<p>(電磁的方法) 第二系の四 法第三十四条の二第二項第四号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確保に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより画面を作成することができるものでなければならない。 (電磁的記録の備置に関する特別) 第二系の五 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める措置は、社会福祉法人の使用に係る電子計算機を電気通信回線と接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて社会福祉法人の従たる事務所において処理される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するものによる措置とする。 一 法第三十四条の二第四項 二 法第四十五条の十一第三項 三 法第四十五条の三十二第三項 四 法第四十五条の三十四第五項</p>
<p>(普通財団) 第三十五条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第五百八条及び第五百六十四条の</p>		

規定は、社会福祉法人の設立について準用する。

2) 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第二百六十四條第一項(第 号に係る部分に限る。)及び第二項(第二号に係る部分に限る。)、第二百六十五條(第一号に係る部分に限る。)、第二百七十一條、第二百七十二條から第二百七十四條まで並びに第二百七十七條の規定は、社会福祉法人の設立の無効の適応として準用する。この場合において、同法第二百六十四條第二項第一号中「社員等(社員、評議員、理事、監事又は清算人)」を「社員等(社員、評議員、理事、監事又は清算人)と読み替へるものとする。

【参考】準用条文(読替後)

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律  
(總号又は總體に関する規定の準用)

第二百五十五條 社員の組合で財産の拠出をするときは、その性質に反しない限り、民法の總則に関する規定を準用する。

2 遺言で財産の拠出をするときは、その性質に反しない限り、民法の總則に関する規定を準用する。  
(財産の帰属時期)

第二百五十六條 社員の組合で財産の拠出をしたときは、当該財産は、社会福祉法人の成立の時から当該社会福祉法人に帰属する。

2 遺言で財産の拠出をしたときは、当該財産は、遺言が効力を生じた時から社会福祉法人に帰属したものとみなす。  
(社会福祉法人の設立の無効の訴え)

第二百六十四條 次の各号に掲げる行為の無効は、当該各号に定める期間に、訴えをもちこたのみ主張することができる。

一 社会福祉法人の設立 社会福祉法人の成立の日から二年以内

二・三 【準用条外】

2 次の各号に掲げる行為の無効の訴えは、当該各号に定める者に関する限り、提起することができる。

一 前項第一号に掲げる行為 設立する社会福祉法人の評議員、理事、監事又は清算人

二・三 【準用条外】  
(報告)

第二百六十九條 次の各号に掲げる訴え(以下この節において「社会福祉法人の設立の無効の訴え」と総称する。)については、当該各号に定める者を被告とする。

一 社会福祉法人の設立の無効の訴え 設立する社会福祉法人

二・三 【準用条外】  
(訴えの総體)

第二百七十條 社会福祉法人の設立の無効の訴えは、被告となる社会福祉法人の主要な事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。  
(井欄等の公的被告)

第二百七十一條 同一の請求を目的とする社会福祉法人の設立の無効の訴えに係る二以上の訴訟が同時に係属するときは、その併進及び兼断は、併合してしなければならない。  
(認許請求の効力及及及の範圍)

第二百七十二條 社会福祉法人の設立の無効の訴えに係る請求を認許する審判請求は、第三号に於いてもその効力を有する。  
(無効の請求の効力)

第二百七十四條 社会福祉法人の設立の無効の訴え(第二百六十九條第一号、第三号まで、無効号及び第七号に掲げる訴えに限る。)に認許請求を認許する請求が提起したときは、当該判決において無効とされた行為(当該行為によつて社会福祉法人の設立をしようとする場合には、当該設立を含む。)は、廃止に代つてその効力を失ふ。  
(原告が被告とすべき被告の損害賠償責任)

第二百七十五條 社会福祉法人の設立の無効の訴えを提起した原告が敗訴した場合には、原告に悪意又は重大な過失があるときは、原告は、被告に対し、連帯して損害を賠償する責任を負ふ。

第二節 機関

第一章 機関の設置

(総則(認許))

第二十三條 社会福祉法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければならない。

2 社会福祉法人は、定款の定めによつて、会社監事人を置くことができる。

(会社監事人の設置義務)

第二十五條 特定社会福祉法人(その事業の組織が政令で定め

(特定社会福祉法人等の類型)

第十三條の三 法第三十七條及び第四十五條の十三百四十四條)

(最終会計年度における事業活動に係る収益の額の算定方法)

る基準を越える社会福祉法人をいう。第四十六条の五第三項において「同一」とは、社会福祉法人を置かなければならぬ。	令で定める基準を越える社会福祉法人は、次の各号のいずれかに該当する社会福祉法人とする。	第二十条の六 令第十三条の三第一号に規定する収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額は、社会福祉法人会計基準（平成二十八年厚生労働省令第七十九号）第七十条の二第一項第二号ロに規定する法人庫貯事業活動計算書の当年度決算(4)の理サービス活動収益計(1)欄に計上した額とする。
第二十二 評議員等の選任及び解任	一 最終会計年度（各会計年度に係る第四十五条の二十七第一項に規定する計算書類）に於ては、第四十五条の三十一前段に規定する場合は、第四十五条の二十八第三項の承認を受けた場合に於ける当該各会計年度のうちに最も長いものをいふ。以下この条において同じ。）に係る第四十五条の三十一前段に規定する場合は、同条の規定により定時評議員会に報告された取次計算書（第四十五条の三十一前段に規定する場合は、同条の規定により定時評議員会に報告された取次計算書）に基いて、取次報告書に於ける社会福祉事業並びに第四十二条第一項に規定する公益事業及び同項に規定する収益事業による経常的収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額が六十億円を越えること。	
(公益団体の場合) 第三十八条 社会福祉法人評議員、役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。	二 最終会計年度に係る第四十五条の三十一前段に規定する場合は、同条の規定により定時評議員会に報告された貸借対照表（第四十五条の三十一前段に規定する場合は、同条の規定により定時評議員会に報告された貸借対照表）として、社会福祉法人の設立後最初の定時評議員会までの間においては、第四十五条の二十七第一項の貸借対照表とする。）の負債の額に計上した額が六十億円を越えること。	
(評議員の選任) 第三十九条 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な意見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。		
(評議員の資格等) 第四十条 次に掲げる者は、評議員となることができない。		
一 法人		
二 成年被後見人又は被保佐人		
三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法他の規定に違反して刑に処せられ、その執行		

を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	三 当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者	
四 前号に該当する者を除くほか、職階以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者	四 前二号に掲げる者の配偶者	
五 第五十五条第四項の規定による評議員の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員	五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの	
2) 評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。	六 当該評議員が役員（法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該評議員及び当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の合計数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）	
3 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を越える数でなければならない。	七 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となつていない当該社会福祉法人の評議員及び役員（合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を越える場合に限る。）	
4 評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各職員及び厚生労働省令で定める特殊の関係にある者が含まれることになつてはならない。	八 次に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）	
5 評議員のうちには、各親族について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員及び厚生労働省令で定める特殊の関係にある者が含まれることになつてはならない。	イ 国の機関	
	ロ 地方公共団体	
	ハ 独立行政法人通則法（平成十二年法律第百三十三号）第二十条第一項に規定する独立行政法人	
	ニ 国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二十条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人	
	ホ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十条第一項に規定する地方独立行政法人	
	ヘ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第五十一号）第四十条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいふ。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に閣内行政官庁の認可を要する法人をいふ。）	



第九十項において準用する第四百八十一条第一項第一号に掲げる事件を要しない。

4 第一項の規定は会計監査人については、前二項の規定は会計監査人を主任として及びその理由を第四十五條の五第一項の規定によつて会計監査人を兼任し得ることについては、それぞれ準用する。この場合において、第一項中「評議員会において、監事の選任若しくは解任又は兼任について」とあるのは「会計監査人の選任、兼任若しくは不兼任又は兼任について、評議員会に出席し」と、第二項中「兼任」とあるのは「兼任後又は兼任後」と、「主任とした旨及びその理由」とあるのは「主任とした旨及びその理由又は兼任についての審議」と読み替へるものとする。

(監事の選任等についての審議の程序)

第七十四條 監事は、会計監査人の選任、兼任若しくは不兼任又は兼任について、評議員会に出席して意見を述べることが出来る。

2 監事を兼任した者は、兼任後又は兼任後最初に招集される評議員会に出席し、兼任した旨及びその理由又は兼任についての審議を述べることが出来る。

3・4 【準用規定外】

(役員(取締役))

第七十四條 第四十條第一項の規定は、役員について準用する。

2 監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることが出来ない。

3 理事は六人以上、監事は二人以上でなければならない。

4 理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。

一 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者

二 当該社会福祉法人が従事する事業の区域における福祉に関する業務に携わっている者

三 当該社会福祉法人が従事する事業を監理している場合にあつては、当該施設の管理者

5 理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。

一 社会福祉事業について識見を有する者

二 施設を管理して経験を有する者

6 理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族若しくは他の理事と厚生労働法で定める特殊の

(理事のうち各理事と特殊の関係がある者)

第二條の十 法第四十條第六項に規定する各理事と厚生労働法で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

二 当該理事の使用人

三 当該理事から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者

四 前二号に掲げる者の配偶者

五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

六 当該理事が役員(法人でない団体が代表者又は管理人の役割のあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号に於いて同じ。)若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員、業務を執行する社員又は職員(当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超えない場合に限る。)

(理事のうち各役員と特殊の関係がある者)

第二條の十一 法第四十條第七項に規定する各役員と厚生労働法で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

二 当該役員の使用人

三 当該役員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者

四 前二号に掲げる者の配偶者

五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

六 当該理事が役員(法人でない団体が代表者又は管理人の役割のあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号に於いて同じ。)若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員、業務を執行する社員又は職員(当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超えない場合に限る。)

七 当該理事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員、業務を執行する社員又は職員(当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超えない場合に限る。)

八 他の社会福祉法人の理事又は職員(当該他の社会福祉法人の評議員及び役員)の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半額を超えない場合に限る。)

九 第二條の七第八号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者(当該団体の職員(国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。))

関係がある者若しくは二人を超過し、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族若しくは他の各理事と厚生労働法で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれないことになつてはならない。

7 理事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族若しくは他の役員と厚生労働法で定める特殊の関係がある者を含むことになつてはならない。

【参考】 準用条文 (議決後)

○社会福祉法

(役員(取締役))

第七十四條 次に掲げる者は、役員となることが出来ない。

一 法人

二 成年後見人又は被後見人

三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の施行に關して制定し得る法律に於て、その執行を禁じ、又は執行を受けざることを禁ずるまでの事

四 刑罰に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けざることを禁ずるまでの者の者

五 第五十條第八項の規定による解任の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

2・5 【準用規定外】

七 第二條の七第八号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者(当該団体の職員(国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。))である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超えない場合に限る。)

(理事のうち各役員と特殊の関係がある者)

第二條の十一 法第四十條第七項に規定する各役員と厚生労働法で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

二 当該役員の使用人

三 当該役員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者

四 前二号に掲げる者の配偶者

五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

六 当該理事が役員(法人でない団体が代表者又は管理人の役割のあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号に於いて同じ。)若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員、業務を執行する社員又は職員(当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超えない場合に限る。)

七 当該理事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員、業務を執行する社員又は職員(当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超えない場合に限る。)

八 他の社会福祉法人の理事又は職員(当該他の社会福祉法人の評議員及び役員)の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半額を超えない場合に限る。)

九 第二條の七第八号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者(当該団体の職員(国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。))

<p>(役員(出庫))</p> <p>第四十五条(一) 役員(出庫)は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によつて、その任期を短縮することを妨げない。</p>		
<p>(会社監理人の終結等)</p> <p>第四十五条(二) 会社監理人は、公認会計士(外国公認会計士(公認会計士法(昭和三十二年法律第百三章)第十六条の二(第五項)に規定する外国公認会計士をいう。以下同じ。))又は監理法人でなければならない。</p> <p>2 会社監理人として選任された監理人は、その社員の中から会社監理人の職務を担うべき者を選定し、これを社会福祉法人に推薦しなければならない。</p> <p>3 公認会計士法(昭和三十二年法律第百三章)第四十五条の二十(第一項)に規定する計算書類をいう。第四十五条の十九(第一項)又は第四十五条の二十一(第二項)において同じ。)によつて監理をすることができない者は、会社監理人となることができない。</p>		
<p>(会社監理人の任期)</p> <p>第四十五条(三) 会社監理人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。</p> <p>2 会社監理人は、前項の定時評議員会によつて評議の決議がなされたときは、当該定時評議員会において再任されたものとみなす。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、会社監理人設置社会福祉法人が会社監理人を置くに当り、その定款の定めを遵守する定款の変更をした場合は、会社監理人の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に遡する。</p>		
<p>(役員又は会社監理人の解任等)</p> <p>第四十五条(四) 役員(出庫)が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該役員を解任することができる。</p> <p>一 職務上の業務に懈怠し、又は職務を怠つたとき。</p>		

<p>二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。</p> <p>2 会社監理人が次の業務(項)各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該会社監理人を解任することができる。</p> <p>3 一般出資者及び一般債権者に関する法律第二百八十四条(第一号)に定められた事項(以下「第一号事項」という。))、第二百八十五条及び第二百八十六条の規定は、役員又は監理人の解任の訴えについて準用する。</p>		
<p>【参考】 単用条文(読解後)</p> <p>〇 一般出資者及び一般債権者に関する法律</p> <p>(社会福祉法人の役員等の解任の訴え)</p> <p>第二百八十五条 理事、監事又は監理員(以下この款において「役員等」という。)の職務の執行に關し不正の行為又は法令若しくは章程に違反する重大な過失があつたにもかかわらず、当該役員等を解任するに當り、評議員会において決議されたときは、次に掲げる事由、当該評議員会の日から三十日以内、時をもちて当該役員等の解任を請求することができる。</p> <p>一 〔単用条文外〕</p> <p>二 監理員</p> <p>(参考)</p> <p>第二百八十五条 単用条文(参考及び第二百八十五条第一項第一号)において「社会福祉法人の役員等の解任の訴え」として、)については、当該社会福祉法人及び附家の役員等を撤去する。</p> <p>(参考)</p> <p>第二百八十六条 社会福祉法人の役員等の解任の訴えは、当該社会福祉法人の主要な業務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。</p>		
<p>(臨時による会社監理人の解任)</p> <p>第四十五条(五) 臨時は、会社監理人が次のいずれかに該当するときは、当該会社監理人を解任することができる。</p> <p>一 職務上の業務に懈怠し、又は職務を怠つたとき。</p> <p>二 会社監理人としてふさわしくない非行があつたとき。</p> <p>三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。</p> <p>2 前項の規定による解任は、評議員の全員の同意によつて行わ</p>		

である当該社会福祉法人の理事の継続の当該社会福祉法人の理事の継続のうちに占める割合は、三分の一を超えない場合に限る。) )

<p>3   なければならぬ。</p> <p>3   第一項の規定により会計監査人を解任したときは、監事の互選によつて定められた監事は、その旨及び解任の理由を解任後取次いで召集せらるる監議委員会に報告しなければならぬ。</p>		
<p>(役員等に役員を生じた場合の措置)</p> <p>第四十五條の六   この章程又は定款で定められた役員が欠けた場合には、任期の満了又は解任により退任した役員は、新たに選任せらるる役員(次項の一時役員(臨時役員)の職務を行つてきき者を含む)が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。</p> <p>2   前項に規定する場合は、事務が滞りなく進行し、かつ、利害関係人の請求によつて又は臨時役員(一時役員)の職務を行つてきき者を選任するに足らざる。</p> <p>3   会計監査人を欠けた場合は、定款で定められた会計監査人の職務が欠けた場合は、選任された会計監査人が選任されなければ、監事は、一時会計監査人の職務を行つてきき者を選任しなければならぬ。</p> <p>4   第四十五條の二及び前條の規定は、前項の一時会計監査人の職務を行つてきき者について準用する。</p>		
<p>【参考】 単用条文 (読後)</p> <p>〇 役員等</p> <p>(一時会計監査人の職務を行つてきき者の資格等)</p> <p>第四十五條の二   一時会計監査人の職務を行つてきき者は、公認会計士(外国公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三三)第十條第二項五号に規定する外国公認会計士をいふ。以下同じ。))又は監査法人でなければならぬ。</p> <p>2   一時会計監査人の職務を行つてきき者に選任された監査法人は、その社員の中から一時会計監査人の職務を行つてきき者の職務を行つてきき者を選定し、これを各株主に通知しなければならぬ。</p> <p>3   公認会計士の規定により、社員種類(第四十五條の二十七第一項)に規定するものは、社員種類(第四十五條の十九第一項及び第四十五條の二十二第二項第一号イにおいて同じ。)に同じに選任するものとできない。一時会計監査人の職務を行つてきき者となることできない。</p> <p>(選任による一時会計監査人の職務を行つてきき者の準用)</p>		

<p>第四十五條の五   監事は、一時会計監査人の職務を行つてきき者が次のいずれかに該当するときは、当該一時会計監査人の職務を行つてきき者を解任することができる。</p> <p>一   職務上の職務に懈怠し、又は職務を怠つたとき。</p> <p>二   一時会計監査人の職務を行つてきき者としてふさわしくないまはらわつたとき。</p> <p>三   心身の健康のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p>		
<p>2   前項の規定による解任は、監事の会員の同意によつて行われなければならない。</p> <p>3   第一項の規定により一時会計監査人の職務を行つてきき者を解任したときは、監事の互選によつて定められた監事は、その旨及び解任の理由を解任後取次いで召集せらるる監議委員会に報告しなければならぬ。</p>		
<p>(役員及び監査)</p> <p>第四十五條の七   監事の三分の一を超過するときは、定款で定められた監事の三分の一を超過するときは、選任なくこれを補充しなければならぬ。</p> <p>2   【参考】 単用条文 (読後)</p> <p>〇 役員等</p> <p>(監事又は監事の役員等)</p> <p>第四十五條の七   監事の三分の一を超過するときは、定款で定められた監事の三分の一を超過するときは、選任なくこれを補充しなければならぬ。</p>		

<p>第三節 監議委員会</p> <p>(監議委員の権限等)</p> <p>第四十五條の八   監議委員会は、全ての監議委員で組織する。</p> <p>2   監議委員会は、この法律に規定する事項及び定款で定められた事項(以下、決議)を行うことができる。</p> <p>3   この法律の規定により監議委員会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の監議委員会以外の機関が決定することとなるときは、その効力を有しない。</p> <p>4   一般社員及び一般株主に係る法律第百八十四條</p>		
---	--	--

<p>(監議員に関する規定)</p> <p>第十三條の五   第四十五條の八第四項(第四十五條の二十一第一項の規定により適用する場合は含む)において監議員として一般社員及び一般株主に係る法律第百八十二條第一項とあるのは、「社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十五條の九第十項において、第四十五條の八第二項第一項」と読み替へるものとする。</p>	
--	--

から第百八十六条まで及び第百九十六条の規定は、評議員に  
ついで適用する。この場合において、必要な技術的調整又は  
政令で定める。

【参考】 運用全文（抜粋）

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(評議員の選任)

第百八十四条 評議員は、理事に対し、一定の事項を評議員会  
の目的とするべきを請求することができる。この場合におい  
て、その請求は、評議員会の日を四週間（これを下回る期間  
を定款で定める場合においては、その期間）前までにしな  
なければならない。

第百八十五条 評議員は、評議員会において、評議員会の目的  
である事項につき議案を提出することができる。ただし、当  
該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同  
一の議案につき評議員会において議決に加わることができ  
る評議員の十分の一（これを下回る割合を定款で定める場  
合においては、その割合）以上の賛成を得られなかった日  
から三年を経過しなれば、この限りでない。

第百八十六条 評議員は、理事に対し、評議員会の日を四週間  
（これを下回る期間を定款で定める場合においては、その期  
間）前までに、評議員会の日を定する事項につき当該評議員  
が提出しようとする議案の議案を社会福祉法（昭和二十六年  
法律第四十五号）第四十五条の九第十項において使用する第  
百八十二条第一項又は第二項の通知に記載し、又は記録して  
評議員に通知することを請求することができる。

2 前項の規定は、同項の議案が法令若しくは定款に違反する  
場合又は第百八十四条の議案につき評議員会において議決に  
加わることができず評議員の十分の一（これを下回る割合を  
定款で定める場合においては、その割合）以上の賛成を得ら  
れなかった日から三年を経過してない場合には、適用しない。  
(評議員の報酬等)

第百九十六条 評議員の報酬等の額は、定款で定めなければ  
ならない。

(評議員会の選任)

第四十五条の九 一般社団法人は、毎会計年度の終了後一定の  
時期に招集しなければならない。

2 評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集すること

(電磁的方法による通知の承諾等)

第十三条の六 法第四十五条の九第十項（法第四十四条の二十  
一の規定により適用する場合を含む。）及び次条において認  
め許して運用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法

(電磁的記録に記載された事項を表示する方法)

第二十条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める  
方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一条第二項  
に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記載された事

とができる。

3 評議員会は、第五項の規定により招集する場合を除き、理  
事招集する。

4 評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招  
集の理由を明示し、評議員会の招集を請求することができる。

5 次に掲げる場合は、前項の規定による請求をした評議員  
1 前掲の許可を得て、評議員会を招集することができる。

1 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手續が行われ  
なければならない。

2 前項の規定による請求があつた日から六週間（これを下  
回る期間を定款で定める場合においては、その期間）以内  
の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が送ら  
れない場合

6 評議員会が決議し、議決に加わることができず評議員の過  
半数（これを下回る割合を定款で定める場合においては、そ  
の割合以上）が出発し、その過半数（これを上回る割合を定  
款で定める場合においては、その割合以上）をもつて行う。

7 前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、  
議決に拘束力をもつてない。また、次に掲げる評議員会の日を  
定款で定める場合においては、その割合）以上にあつ  
たる議決をもちて行われなければならない。

1 第四十五条の四第二項の評議員会（理事を解任する場合  
に限る。）

1 第四十五条の十（十）第四項に於いて適用する一般社団法人  
及び一般財団法人に関する法律第十三条第一項の評議員  
会

三 第四十五条の三十三第二項の評議員会

四 第四十六条第二項第一号の評議員会

五 第五十一条（第五十四條の二第二項及び第五十四條の八  
の評議員会

8 前二項の決議について特別の親善関係を有する評議員は、  
議決に拘束力をもつてない。

9 評議員会は、定款に於いて適用する一般社団法人及び一般  
財団法人に關する社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五  
号）第四十五条の九第十項（これを下回る割合を定款で定め  
る場合においては、その割合）以上の賛成を得られなかった  
日から三年を経過してない場合には、適用しない。ただし、  
第四十五条の九第十項に於いて適用する同法第九十六条第  
二項の会計監理人の出席を求めることについては、この限  
りとなす。

律第百八十二条第一項の規定により電磁的方法（同項に規定  
する電磁的方法をいう。以下この条及び第十四条において同  
じ。）により通知を発生しようとする者（次項において「通知  
発出者」という。）は「厚生労働省令」で定めることにより  
、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用く電磁的  
方法の種類及び内容を明示し、書面又は電磁的方法による承諾  
を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た通知発出者は、同項の相手方  
から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を  
ない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該通知  
を電磁的方法によつて発してはならない。ただし、当該相手  
方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りとな  
い。

(評議員会の招集に関する調整)

第十三条の七 法第四十五条の九第十項（法第四十四条の二十  
一の規定により適用する場合を含む。）において評議員会の  
招集について一般社団法人及び一般財団法人に關する社会福  
祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第九十六条第二項及び  
第九十七条第一項の規定を適用する場合においては、同法第九十六  
条第二項とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第  
四十五号）第九十五条」と、同法第九十七条第一項とある  
のは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第九十五  
条の九第五項」と、同法第九十七条第二項とあるのは「電  
磁的方法（社会福祉法第三十四条の二第一項第四号に  
規定する電磁的方法をいう。）」と読み替へるものとする。

項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一 法第三十四条の二第三項第三号

二 法第三十四条の二第三項第二号

三 法第四十五条の九第十項において運用する一般社団法人  
及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八  
号）第九十六条第三項第三号

四 法第四十五条の十一第四項第三号

五 法第四十五条の十五第二項第二号

六 法第四十五条の十五第三項第二号

七 法第四十五条の二十五第二号

八 法第四十五条の三十三第三項第三号

九 法第四十五条の三十三第四項第二号

十 法第四十五条の三十四第三項第三号

十一 法第四十六條の二十第三項第三号

十二 法第四十六條の二十六第二項第三号

十三 法第五十一条第二項第三号

十四 法第五十四條第二項第三号

十五 法第五十四條の四第三項第三号

十六 法第五十四條の七第三項第三号

十七 法第五十四條の十一第三項第三号

(組織の決定事項)

第二十条の十二 法第四十五条の九第十項において運用する一般  
社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十六条第一項  
第三章に規定する厚生労働省令で定める事項は、評議員会の  
目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案とな  
るものを除く。）の概要（議案が確定していない場合にあつ  
ては、その旨）とする。

(社会福祉法施行令に係る電磁的方法)

第二十条の十三 令第十三条の六第二項の規定により示す電  
磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

1 次に掲げる方法のうち送信者が使用するもの

イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

(1) 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係  
る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信  
し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたフ  
ァイルに記録する方法

(2) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイ

10 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第百八十一条から第百八十三条まで及び第百八十二条の規定は評議員会の招集に ilişkin、同法第百九十四條の規定は評議員会の決議に ilişkin、同法第百九十五條の規定は評議員会への報告に ilişkin、同法第百八十一條第一項第三号及び第百九十四條第三項第二号中「法務省令」とあるのは、「厚生労働省令」と読み替へるものとするほか、必要な技術的修飾又は、**政令**で定める。

【参考】運用条文（議決後）

○「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（評議員会招集の決定）

第百八十一条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 評議員会の日時及び場所
- 二 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、**厚生労働省令**で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五條の六第五項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員は、前項各号に掲げる事項を定まなければならない。

（評議員会の招集の通知）

第百八十二条 評議員会を招集するときは、理事（社会福祉法第四十五條の六第五項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあつては、当該評議員。次項において同じ。）は、評議員会の日（期間）（これを下回る期間を定めた場合にあつては、その期間）前までに、評議員に対して、書面による通知を發しなければならない。

2 理事は、前項の通知上で通知の發出に代えて、**政令**で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法（社会福祉法第三十四條の二第二項第四号に掲げる電磁的方法をいふ。）により通知を發することができる。この場合において、当該理事は、同項の通知による通知を發したものとみなす。

3 前二項の通知には、前条第二項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

（招集手続の省略）

第百八十三条 前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

ルに記録された情報の内容を電気通信回線を通して情報の提供を受ける者の同意に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に轉えられたファイルに当該情報を記録する方法

ロ 磁気テープその他これに準ずる方法により一定の情報を確實に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 ファイルへの記録の方法

（延期又は続行の決議）

第百九十二条 評議員会に於いてその延期又は続行について決議があつた場合には、第百八十一条及び第百八十二条の規定は、適用しない。

（評議員会の承認の承認）

第百九十四条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合には、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加はるることのできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同様の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

2 社会福祉法又は、前項の規定により評議員会の決議があつたものとみなす旨の期間は、同項の書面又は電磁的記録をそのたる事務所に備へ置かなければならない。

3 評議員会が承認するときは、社会福祉法人の業務期間内は、いつでも、次に掲げる議決をすることができる。

- 一 前項の書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前項の電磁的記録に記録された事項を**厚生労働省令**で定めるところにより表示したものの閲覧又は謄写の請求

4 第一項の規定により可決の評議員会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす旨の規定は、その議決当該評議員会が終結したものとみなす。

（評議員会への報告の省略）

第百九十五条 理事が評議員会に於いて評議員会に報告すべき事項を通知した場合には、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同様の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

（理事等の説明義務）

第百九十五条の十 理事及び副理事は、評議員会に於いて、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について当該事項を説明しなければならない。ただし、当該事項が評議員会に於いて目的である事項に關しないものである場合は、同法第百九十四條の二第一項において「厚生労働省令」で定める場合は、この限りでない。

（理事等の説明義務）

第百九十五条の十四 法第百九十五条の十に規定する厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 評議員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。）
- 二 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を社会福祉法人に対して通知した場合
- ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合
- 三 評議員が説明を求めた事項について説明をするにうらによ



「評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え」

第四十五條の十二 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(第二百六十五條、第二百六十六條第一項(第三号に係る部分を除く。)、及び第四項、第二百六十九條、第四百及び第五号に係る部分(第四号。))、第二百七十条、第二百七十一条第一項及び第二項、第二百七十二条、第二百七十三条並びに第二百七十七條の規程は、評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについての適用する。この場合において、同法第二百六十五條第一項中「社員総会又は監事委員会(以下この條及び第三百五十五條第二項第一号ロにおいて「社員総会」といふ。))」によるのは「監事委員会」と、同法第二百六十六條第一項中「社員」とあるのは「監事、理事、監事又は清算人」と、「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第二百七十一條第一項中「社員」とあるのは「監事」と読み替へるものとするほか、必要な

「評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに関する罰則」

第十三條の八 法第四十五條の十二において評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに關して一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百六十九條第一項の規定を適用する場合においては、同項中「第七十五條第一項(第七十七條及び第二百十條第四項)において適用する罰則を含む。」又は「であるのは」とあるのは「社会福祉法(同法二十六号法律第四十五号)第四十二條第一項若しくは同法四十五條の六第一項又は同法第四十六條の七第三項において適用する罰則七十五條第一項若しくは同法第七十五條の七第一項」と読み替へるものとする。

- 十 法第四十五條の三十四第三項第三号
- 十一 法第四十六條の二十第二項第三号
- 十二 法第四十六條の二十六第二項第三号
- 十三 法第五十一條第二項第三号
- 十四 法第五十四條第二項第三号
- 十五 法第五十四條の四第三項第三号
- 十六 法第五十四條の七第三項第三号
- 十七 法第五十四條の十一第三項第三号

(電子的記録の備蓄に関する特別)

第二條の五 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める措置は、社会福祉法人の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて社会福祉法人の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するものによる措置とする。

- 一 法第三十四條の二第二項
- 二 法第四十五條の十一第三項
- 三 法第四十五條の三十二第二項
- 四 法第四十五條の三十四第五項

技術的記録又は、**政令**で定める。

【参考】準用条文(繰返後)

〇 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(評議員会決議の不存在又は無効の確認の訴え)

第二百六十五條 評議員会の決議については、決議が存在しないことの確認を、訴えをもちて請求することができる。

2 評議員会の決議については、決議の内容が法令に違反することを理由とし、決議が無効であることの確認を、訴えをもちて請求することができる。

(評議員会の決議の取消しの訴え)

第二百六十六條 次の各号に掲げる場合には、評議員、理事、監事又は清算人は、評議員会の決議の日から三箇月以内に、訴えをもちて当該決議の取消しを請求することができる。当該決議の取消しにより評議員、理事、監事又は清算人(社会福祉法(同法二十六号法律第四十五号)第四十二條第一項若しくは同法四十五條の六第一項又は同法第四十六條の七第三項において準用する第七十五條第二項若しくは第七十五條第一項の規定による理事、監事、清算人又は評議員としての権利義務を有する者を含む。)となる者も、同様とする。

- 一 評議員会の招集の手続又は決議の方法及び法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正なとき。
- 二 評議員会の決議の内容が定款に違反するとき。

三 【準用対象外】

2 前項の訴えの提起があつた場合において、評議員会の招集の手続又は決議の方法及び法令又は定款に違反するときは、かつ、決議に論議を及ぼすに十分な理由があつたときは、同項の規定による請求を差押することができる。

(取消)

第二百六十九條 次の各号に掲げる訴え(以下この節において「評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの確認の訴え」と省略する。)については、当該各号に定める者を被告とする。

- 一 三 【準用対象外】
- 四 評議員会の決議の存在しないこと又は評議員会の決議の内容が法令に違反することを理由として当該決議が無効であることの確認の訴え 当該社会福祉法人
- 五 評議員会の決議の取消しの訴え 当該社会福祉法人

六 八 【準用対象外】

技術的記録又は、**政令**で定める。

【参考】準用条文(繰返後)

〇 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(評議員会決議の不存在又は無効の確認の訴え)

第二百六十五條 評議員会の決議については、決議が存在しないことの確認を、訴えをもちて請求することができる。

2 評議員会の決議については、決議の内容が法令に違反することを理由とし、決議が無効であることの確認を、訴えをもちて請求することができる。

(評議員会の決議の取消しの訴え)

第二百六十六條 次の各号に掲げる場合には、評議員、理事、監事又は清算人は、評議員会の決議の日から三箇月以内に、訴えをもちて当該決議の取消しを請求することができる。当該決議の取消しにより評議員、理事、監事又は清算人(社会福祉法(同法二十六号法律第四十五号)第四十二條第一項若しくは同法四十五條の六第一項又は同法第四十六條の七第三項において準用する第七十五條第二項若しくは第七十五條第一項の規定による理事、監事、清算人又は評議員としての権利義務を有する者を含む。)となる者も、同様とする。

- 一 評議員会の招集の手続又は決議の方法及び法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正なとき。
- 二 評議員会の決議の内容が定款に違反するとき。

三 【準用対象外】

2 前項の訴えの提起があつた場合において、評議員会の招集の手続又は決議の方法及び法令又は定款に違反するときは、かつ、決議に論議を及ぼすに十分な理由があつたときは、同項の規定による請求を差押することができる。

(取消)

第二百六十九條 次の各号に掲げる訴え(以下この節において「評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの確認の訴え」と省略する。)については、当該各号に定める者を被告とする。

- 一 三 【準用対象外】
- 四 評議員会の決議の存在しないこと又は評議員会の決議の内容が法令に違反することを理由として当該決議が無効であることの確認の訴え 当該社会福祉法人
- 五 評議員会の決議の取消しの訴え 当該社会福祉法人

六 八 【準用対象外】

技術的記録又は、**政令**で定める。

【参考】準用条文(繰返後)

〇 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(評議員会決議の不存在又は無効の確認の訴え)

第二百六十五條 評議員会の決議については、決議が存在しないことの確認を、訴えをもちて請求することができる。

2 評議員会の決議については、決議の内容が法令に違反することを理由とし、決議が無効であることの確認を、訴えをもちて請求することができる。

(評議員会の決議の取消しの訴え)

第二百六十六條 次の各号に掲げる場合には、評議員、理事、監事又は清算人は、評議員会の決議の日から三箇月以内に、訴えをもちて当該決議の取消しを請求することができる。当該決議の取消しにより評議員、理事、監事又は清算人(社会福祉法(同法二十六号法律第四十五号)第四十二條第一項若しくは同法四十五條の六第一項又は同法第四十六條の七第三項において準用する第七十五條第二項若しくは第七十五條第一項の規定による理事、監事、清算人又は評議員としての権利義務を有する者を含む。)となる者も、同様とする。

- 一 評議員会の招集の手続又は決議の方法及び法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正なとき。
- 二 評議員会の決議の内容が定款に違反するとき。

三 【準用対象外】

2 前項の訴えの提起があつた場合において、評議員会の招集の手続又は決議の方法及び法令又は定款に違反するときは、かつ、決議に論議を及ぼすに十分な理由があつたときは、同項の規定による請求を差押することができる。

(取消)

第二百六十九條 次の各号に掲げる訴え(以下この節において「評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの確認の訴え」と省略する。)については、当該各号に定める者を被告とする。

- 一 三 【準用対象外】
- 四 評議員会の決議の存在しないこと又は評議員会の決議の内容が法令に違反することを理由として当該決議が無効であることの確認の訴え 当該社会福祉法人
- 五 評議員会の決議の取消しの訴え 当該社会福祉法人

六 八 【準用対象外】

(訴えの審議)

第二百七十条 評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えは、被告となる社会福祉法人の専ら事務所の所長若しくは専ら事務所の所長に専ら専属する。

(原簿帳簿等)

第二百七十一条 評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えは、被告となる社会福祉法人の専ら事務所の所長若しくは無効の確認又は取消しの訴えを提起した債権者に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることとなる。ただし、当該債権者が理事、監事又は清算人となる場合は、この限りでない。

2 (裁判対象外)

3 被告は、第一項(前項)において使用する機会を含む。)の申立てをするには、原告の訴えの提起が悪意によるものであることを証明しなければならない。

(本簿帳簿等の提出)

第二百七十二条 第一項の請求を目的とする評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに係る二以上の訴訟が同時に係属するときは、その弁論及び裁判は、併合してしなければならない。

(認事争点の効力が及ぶ者の範囲)

第二百七十三条 評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに係る請求を認容する確定判決は、第三者に対してもその効力を有する。

(原告が原告した場合の損害賠償責任)

第二百七十四条 評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えを提起した原告が敗訴した場合において、原告に過失又は重大な過失があるときは、原告は、被告に対し、損害賠償責任を負う。

第四編 理事及び評議員

(理事会の組織等)

第四十三條の十三 理事会は、全ての理事で組織する。

2 理事会は、次に掲げる職務を行う。

一 社会福祉法人の業務執行の決定

二 理事の職務の執行の監督

三 理事長の選定及び解職

3 理事会は、理事の中から理事長一人を選定しなければならない。

(特定社会福祉法人等の規定)

第十三条の三 法第三十七条及び第四十五条の十三条第四項の命令で定める基準を超える社会福祉法人は、次の各号のいずれかに該当する社会福祉法人とする。

一 最終会計年度(各会計年度に係る法第四十五条の十七第二項に規定する計算書類につき法第四十五条の二十第二項の承認(法第四十五条の三十一前段に規定する場合)に

(最終会計年度における事業活動に係る収益の額の算定方法)

第二條の六 第十三条の三第二号に規定する収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額は、社会福祉法人会計基準(平成二十一年厚生労働省令第七十九号)第七條の二第一項第二号ロロに規定する法人単位事業活動計算書の当年度決算(4)の理サーとス活動収益計(1)欄に計上した額と

ない。

4 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができる。

一 監事の職務の区分及び譲受け

二 名簿の維持

三 重要な役割を担う議員の選定及び解任

四 独立した事務所に他の重要な組織の設置、変更及び廃止

五 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備

六 第四十五條の十第二項に於いて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百四十四條第一項の規定による定款の変更として第四十五條の二十第一項の委任の範囲

5 その事業の組織が法令で定める基準を超える社会福祉法人においては、理事会は、前項第五号に掲げる事項を決定しなければならない。

つては、法第四十五條の二十第二項の承認を受けた場合における当該各会計年度のうち最も高いものをい、以下二の条において同じ。)に係る法第四十五條の二十第二項の承認を受けた収支計算書(法第四十五條の三十一前段に規定する場合)にあつては、同条の規定による定款評議員会に報告された収支計算書に基づいて最終会計年度における社会福祉事業並びに法第二十六條第一項に規定する収益事業及び同項に規定する収益事業による経済的な収益の額として厚生労働省令で定めるところによる計算上及び三十億円を超えること。

一 最終会計年度に係る法第四十五條の三十一前段に規定する承認を受けた貸借対照表(法第四十五條の三十一前段に規定する)の場合にあつては、同条の規定により定款評議員会に報告された貸借対照表とし、社会福祉法人の設立当初から定款評議員会までの間においては、法第四十五條の二十七第二項の貸借対照表とする。)の負債の額に計上した額が六十億円を超えること。

する。

(社会福祉法人の業務の適正を確保するための体制)

第二條の十六 第十三条の三第二号に規定する厚生労働省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

四 議員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

五 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合に於ける当該職員に関する事項

六 前号の議員の理事からの独立性に関する事項

七 監事の第五号の議員に対する指示の実効性の確保に関する事項

八 理事及び議員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

九 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

十 監事の職務の執行に於て生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行に於て生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

十一 その他監事の監督が実効的に行われることを確保するための体制

(理事会の選定)

第四十五條の十四 理事会は、各理事が組織する。ただし、理事会が組織する理事を定款又は理事会で定めるときは、その理事が組織する。

2 前項ただし書に規定する場合は、同項ただし書の規定による変更から理事会(以下この項において「組織権者」という。)以外の理事は、組織権者に対し、理事会の目的である事項を以て、理事会の組織を請求するいうことができる。

3 前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の期日決定からなる場合においては、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 理事会の決議は、議決に用いることのできる理事の過半数

(理事会への報告に関する規定)

第十三条の九 法第四十五條の十四第九項において理事会への報告について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百九十一條第二項とあるのは、「社会福祉法人(同法第二十六年法律第四十五條) 第四十五條の十六第三項」と読み替へるものとする。

(理事会の議事録)

第二條の十七 法第四十五條の十四第六項の規定による理事会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 理事会が開催された日時及び場所(当該場所が存在しない理事、監事又は会計監事人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)

二 理事会が次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、その旨

イ 法第四十五條の十四第二項の規定による理事の請求を



部分に限る。）、第二百九十条本文、第二百九十一条（第二項に準ずる部分に限る。）、第二百九十二条本文、第二百九十四回条及び第二百九十五条の規定は、第三項の許可について準用する。

【参考】 準用条文（読解後）

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

（非訟事件の審判）

第二百九十二条 この法律の規定による非訟事件（次項に規定する事件を除く。）は、社会福祉法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 【裁判外効】

（説明）

第二百九十八条 この法律の規定による裁判の申立てをする場合には、その原因となる事実を証明しなければならない。

（裁判外効）

第二百九十九条 裁判所は、この法律の規定による非訟事件についての裁判から、次の各号に掲げる裁判をする場合には、当該各号に定める審判の職務を履行しなければならない。ただし、不利益又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。

一 この法律の規定により社会福祉法人が作成し、又は備え置いた簿記又は電算的記録についての開示又は閲覧の許可の申立てについての裁判 当該社会福祉法人

二六六 【裁判外効】

（理由の付与）

第二百九十条 この法律の規定による非訟事件についての裁判には、理由を付さなければならない。【裁判外効】

一・二二 【裁判外効】

（即時抗告）

第二百九十一条 次の各号に掲げる裁判に於ては、当該各号に定める者に限り、即時抗告をすることができる。

一 【裁判外効】

二 第二百九十九条各号に掲げる裁判 申立人及び当該各号に定める者（同条第三号及び第三号に掲げる裁判にあつては、当該各号に定める者）

（原裁判の執行停止）

第二百九十二条 前条の即時抗告は、執行停止の効力を有する。【裁判外効】

（非訟事件手続法の規定の適用除外）

第二百九十四条 この法律の規定による非訟事件については、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第四十条及び第五十七條第二項第二号の規定は、適用しない。

（裁判外効）

第二百九十五条 この法に定めるもののほか、この法律の規定による非訟事件の手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則に定める。

（裁判外効）

第四百十五條の十六 理事長、役員及び監事を選出し、社会福祉法人の役員にその職務を行わなければならない。

2 次に掲げる理事長は、社会福祉法人の業務を執行する。

一 理事長

1 理事長及びその理事は、理事会の決議によつて社会福祉法人の業務を執行する理事として選定されたもの

3 前号各号に選出する理事長は、三日以上一回以上、自己の職務の執行の状況が理事会に報告しなければならない。ただし、定款に別段の定めがある限り、一回以上その報告をしなければならぬ旨を定めた場合は、この限りでない。

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条、

第八十五条、第八十六条（第三項を除く。）、第八十九条及び

第九十二条第一項の規定は、理事長について準用する。この

場合において、同法第八十四条第一項中「社員総会」とある

のは「理事会」と、同法第八十六条の申立し及び同条第一項

中「社員」とあるのは「職員」と、「審判」とあるのは

「一回以上一回以上」と、同法第八十九条中「社員総

会」とあるのは「職員総会」と読み替へるものとするほか、

当該各号に定める事項は、**政令**で定める。

【参考】 準用条文（読解後）

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

（役員及び取締役及び取組の制限）

第八十四条 理事長は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事項を提示し、その承認を受けなければならない。

一 理事長が自己又は第三者のなかに社会福祉法人の事業の部に關する取引をしようとするとき。

二 理事長が自己又は第三者のなかに社会福祉法人と取引をしようとするとき。

三 社会福祉法人の理事の職務を履行することその他理事以



<p>り、監査報告を作成しなければならない。</p> <p>2) 監事は、いづれも、理事及び当該社会福祉法人の職員に対し事業の報告を求め、又は当該社会福祉法人の業務及び財産の状況の調査をすることが出来る。</p> <p>3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百零六条から第百一十条まで、第百四回系第一項、第百五系及び第百六系の規定は「監事」として適用する。この場合において、同法第百二条（見出しを名目）中「社員総会」とあるのは「監事委員会」と、「同法第百五系中「社員総会」とあるのは「監事委員会」と読み替えるものとするが、必要な技術的調整又は、政令で定める。</p>	<p>て一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百一系第百一十項及び第百四系第一項の規定を適用する場合には、同法第百一系第二項中「第九十三系第一項ただし書」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百四十五系の十四第一項ただし書」と、「招集権者」とあるのは「同項ただし書の規定により定められた理事」と、同法第百四系第一項中「第七十七系第四項及び第八十二系」とあるのは「社会福祉法第四十五系の十七第一項」と読み替えるものとする。</p>
<p>【参考】 附則条文（監事等）</p> <p>○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（理法）の附則（監事等）</p> <p>第百零九条 監事は、理事又はその役員を、若しくは当該行為をなす者とならざることを認めるとき、又は法令若しくは章程に違反する行為若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、理法なく、その旨を理事会に報告しなければならない。</p> <p>（理法なくの報告義務等）</p> <p>第百一一条 監事は、理事を「出席」、必要があると認めるときは、報告を求めなければならない。</p> <p>2 監事は、前条に規定する命令に基づいて、必要があると認めるときは、理事（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五系の十四第一項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた理事）に対し、理事会の招集を請求することができる。</p> <p>3 前項の規定による請求を前日又は五日以内、その請求がある日又は二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の期日とするときは、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。</p> <p>（監事会を招集する請求義務等）</p> <p>第百一三条 監事は、理事が監事会に提出しようとする議案、書類その他の「<b>理事が出席命令</b>」で定められたものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは章程に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を監事会に報告しなければならない。</p> <p>（監事による理事の行為の差止め）</p> <p>第百一五条 監事は、理事が社会福祉法人の目的の範囲外の行為</p>	

<p>の作成については、この条の定めるところによる。</p> <p>2) 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、理事又は理事会は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。</p> <p>一 当該社会福祉法人の理事及び職員</p> <p>二 その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者</p> <p>3) 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。</p> <p>4) 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に及び、当該社会福祉法人の他の監事との意思疎通及び情報交換を図るよう努めなければならない。</p>	<p>（監事の調査の対象）</p> <p>第二十一条（法第百四十五系の十八第三項において適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百一系に規定する理事若しくは役員で定めるものは、電磁的記録その他の資料とする。）</p> <p>2) 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、理事又は理事会は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。</p> <p>一 当該社会福祉法人の理事及び職員</p> <p>二 その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者</p> <p>3) 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。</p> <p>4) 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に及び、当該社会福祉法人の他の監事との意思疎通及び情報交換を図るよう努めなければならない。</p>
---	--

<p>その他法令若しくは章程に違反する行為を、又はこれららの行為をなす者とならざることを認め、当該行為によつて当該社会福祉法人に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為を求めらるることを請求することができる。</p> <p>2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為を求めらるることを命ずるときは、担保を立てるものとする。</p> <p>（仮処分請求と監事との間の訴訟における法人の代表）</p> <p>第百四系 社会福祉法第四十五系の十七第一項の規定にかかわらず、社会福祉法に監事（監事であった者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は監事が社会福祉法人に対し訴訟を提起する場合には、当該訴訟については、監事が社会福祉法に代表をなす。</p> <p>2 【準用対象外】</p> <p>（監事）（総論等）</p> <p>第百五系 監事の報酬等は、章程にその額を定めていないときは、監事委員会の決議によつて定める。</p> <p>2 各監事の報酬等として章程の定め又は監事委員会の決議がなるときは、当該報酬等は、前項の報酬等の範囲内において、監事の協議によつて定める。</p> <p>3 監事は、監事委員会において、監事の報酬等について意見を述べることが出来る。</p> <p>（監事等）（議決）</p> <p>第百六系 監事その他の職務の執行について社会福祉法人に対して及びその請求をいふときは、当該社会福祉法人は、当該請求に係る費用又は償費が当該監事の職務の執行に必要でない限りその負担したことを認め、これを拒むことが出来る。</p> <p>一 費用の負担の請求</p> <p>二 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求</p> <p>三 負担した債務の償還若しくはその弁済（当該債務が弁済期に達しなれば、相当の担保の提供）の請求</p>	<p>（会計監査人に関する記号文）</p> <p>第十三条の十一（法第百四十五系の十九第一項において適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百九系第一項の規定を適用する場合には、同項中「第九十三系第一項ただし書」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百四十五系の十四第一項ただし書」と、「招集権者」とあるのは「同項ただし書の規定により定められた理事」と、同法第百四系第一項中「第七十七系第四項及び第八十二系」とあるのは「社会福祉法第四十五系の十七第一項」と読み替えるものとする。）</p>
--	---

<p>第六節 会計監査人</p> <p>第百四十五系の十九 会計監査人は、次條の定めるところにより、社会福祉法人の監事等及びその附属組織を監査する。この場合において、会計監査人は、「<b>民生芸術協会</b>」で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。</p>	<p>（会計監査報告の作成）</p> <p>第二十一条（法第百四十五系の十九第一項の規定による会計監査報告の作成については、この条の定めるところによる。）</p> <p>2) 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、理事又は理事会は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。</p> <p>一 当該社会福祉法人の理事及び職員</p> <p>二 その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者</p>
---	---

<p>の作成については、この条の定めるところによる。</p> <p>2) 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、理事又は理事会は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。</p> <p>一 当該社会福祉法人の理事及び職員</p> <p>二 その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者</p> <p>3) 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。</p> <p>4) 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に及び、当該社会福祉法人の他の監事との意思疎通及び情報交換を図るよう努めなければならない。</p>	<p>（監事の調査の対象）</p> <p>第二十一条（法第百四十五系の十八第三項において適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百一系に規定する理事若しくは役員で定めるものは、電磁的記録その他の資料とする。）</p> <p>2) 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、理事又は理事会は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。</p> <p>一 当該社会福祉法人の理事及び職員</p> <p>二 その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者</p> <p>3) 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。</p> <p>4) 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に及び、当該社会福祉法人の他の監事との意思疎通及び情報交換を図るよう努めなければならない。</p>
<p>（会計監査人に関する記号文）</p> <p>第十三条の十一（法第百四十五系の十九第一項において適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百九系第一項の規定を適用する場合には、同項中「第九十三系第一項ただし書」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百四十五系の十四第一項ただし書」と、「招集権者」とあるのは「同項ただし書の規定により定められた理事」と、同法第百四系第一項中「第七十七系第四項及び第八十二系」とあるのは「社会福祉法第四十五系の十七第一項」と読み替えるものとする。）</p>	<p>（会計監査報告の作成）</p> <p>第二十一条（法第百四十五系の十九第一項の規定による会計監査報告の作成については、この条の定めるところによる。）</p> <p>2) 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、理事又は理事会は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。</p> <p>一 当該社会福祉法人の理事及び職員</p> <p>二 その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者</p>

2 会計監査人は、前項の規定によるもののほか、財産目録その他の厚生労働法令で定める書類を監査する。この場合において、会計監査人は、会計監査報告書に当該監査の結果を併せて記載し、又は記載しなければならぬ。

3 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写を、又は理事及び当該会計監査人設置社会福祉法人の職員に及び、命令し得る報告を求めることができる。

一 会計監査又はこれに関する資料が書面をもつて作成されたこと又は、当該書面

二 会計監査又はこれに関する簿記が電子的記録をもつて作成されたこと又は、当該電子的記録に記載された事項を厚生労働法令で定める方法により表示したものの

4 会計監査人は、その職務を行つたため必要があるときは、会計監査人設置又は当該提出の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

5 会計監査人は、その職務を行つたときは、次のいずれかから選定する者を雇用してはならない。

一 第四十五條の二第三項に規定する者

二 理事、監事又は当該会計監査人設置社会福祉法人の職員である者

三 会計監査人設置社会福祉法人から公認会計士又は監査法人の職務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

6 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百八条から第百十五条までの規定は、会計監査人について準用する。この場合において、同法第百九条（員出しを命ず。）中「定時社員総会」とあるのは、「会計監査員会」と読み替へるものとするが、必要な技術的調整は、政令で定める。

【参考】 厚生公文（監査ニ関）  
 ○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律  
 （運用し得る報告）  
 第百八条 会計監査人は、その職務を行つた際に理事の職務の執行に關してその執行又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告しなければならぬ。

2 監事は、その職務を行つたため必要があるときは、会計監査人に対し、その職務に関する報告を求めることができる。  
 （定時社員総会における会計監査人の意思の徴見）  
 第百九条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五條の十六第一項に規定する書類が法令又は定款に適合する

七条第一項とあるのは、「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五條の十九第一項」と読み替へるものとする。

（電子的記録に記載された事項を表示する方法）  
 第二條の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働法令で定める方法は、次に掲げる規定の電子的記録（法第三十一條第二項に規定する電子的記録をいう。以下同じ。）に記載された事項を簿面又は映像面に表示する方法とする。

一 法第三十四條の二第三項第三号  
 二 法第三十四條の二第三項第二号  
 三 法第四十五條の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第五十回条第三項第二号  
 四 法第四十五條の十一第四項第二号  
 五 法第四十五條の十五第二項第二号  
 六 法第四十五條の十九第三項第二号  
 七 法第四十五條の二十五第二号  
 八 法第四十五條の三十二第三項第三号  
 九 法第四十五條の三十三第四項第三号  
 十 法第四十五條の三十四第三項第三号  
 十一 法第四十六條の二十第二項第二号  
 十二 法第四十六條の二十六第二項第三号  
 十三 法第五十一條第二項第三号  
 十四 法第五十四條第二項第三号  
 十五 法第五十四條の四第三項第三号  
 十六 法第五十四條の七第二項第三号  
 十七 法第五十四條の十一第三項第三号

る者の意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を維持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものとして行はざらぬ。

一 当該社会福祉法人の理事及び職員  
 二 その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

（会計監査人が監査する書類）  
 第二條の二十二 法第四十五條の十九第二項の厚生労働法令で定める書類は、財産目録（社会福祉法人会計基準第七條の二第一項第一号に規定する法人単位貸借対照表に対応する項目に限る。）とする。

（電子的記録に記載された事項を表示する方法）  
 第二條の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働法令で定める方法は、次に掲げる規定の電子的記録（法第三十一條第二項に規定する電子的記録をいう。以下同じ。）に記載された事項を簿面又は映像面に表示する方法とする。

一 法第三十四條の二第三項第三号  
 二 法第三十四條の二第三項第二号  
 三 法第四十五條の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第五十回条第三項第二号  
 四 法第四十五條の十一第四項第二号  
 五 法第四十五條の十五第二項第二号  
 六 法第四十五條の十九第三項第二号  
 七 法第四十五條の二十五第二号  
 八 法第四十五條の三十二第三項第三号  
 九 法第四十五條の三十三第四項第三号  
 十 法第四十五條の三十四第三項第三号  
 十一 法第四十六條の二十第二項第二号  
 十二 法第四十六條の二十六第二項第三号  
 十三 法第五十一條第二項第三号  
 十四 法第五十四條第二項第三号  
 十五 法第五十四條の四第三項第三号  
 十六 法第五十四條の七第二項第三号  
 十七 法第五十四條の十一第三項第三号

からうかについて会計監査人が監事と意見を異にするときは、会計監査人（会計監査人が設置法人である場合には、その職務を行つた者）は、定時社員総会に出席して意見を述べることができる。

2 定時社員総会に於いて会計監査人の出席を求める決議があったときは、会計監査人は、定時社員総会に出席して意見を述べなければならない。

（会計監査人の報酬等の決定に関する監事の関与）  
 第百十條 理事は、会計監査人又は一任会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を定める場合には、監事の過半数の同意を得なければならない。

第七條 役員等の損害賠償責任  
 （役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任）  
 第四十五條の二十二 理事、監事若しくは会計監査人（以下この条において「役員等」という。）又は評議員は、その任務を怠つたときは、社会福祉法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負ふ。

2 理事が第四十五條の十六第四項において準用する一般社団法人又は一般財団法人に関する法律第八十四條第一項の規定に違反して同法第百八条の四を定めるときは、当該取引によつて理事又は第三項が法律が規定する額は、前項の損害の額と推定する。

3 第四十五條の十六第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四條第一項第二号又は第三号の規定は、社会福祉法人に對しては、次に掲げる監事は、その任務を怠つたものと推定する。

一 第四十五條の十六第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四條第一項の理事

二 社会福祉法人が当該取引をするに同意した理事

三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十二條から第百十五條までの規定は、第一項の規定について準用する。この場合において、同法第百十二條中「総社員」とあるのは「監査員」と、同法第百十三條第一項中「社員総会」とあるのは「監査員会」と、同法第二号中「役員会」とあるのは「理事會」と、同法第三項及び第四項中「社員総会」とあるのは「監査員会」と、同法第四項中「役員会」とあ

（役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任に關する罰則等）  
 第十三條の十二 法第四十五條の二十第四項において役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任に關して一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十五條第四項第三号及び第百十六條第一項の規定を準用する場合には、同号中「第百十一條第一項」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五條の二十第一項」と、同項中「第八十四條第一項第二号」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五條の十六第四項第二号」と読み替へるものとする。

（責任の一部免除に係る報酬等の額の算定方法）  
 第二條の二十三 法第四十五條の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三條第一項第二号に規定する厚生労働法令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 役員等（法第四十五條の二十第一項に規定する役員等をいう。以下同じ。）がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員等のうち理事が当該社会福祉法人の職員を兼ねている場合における当該職員が報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として社会福祉法人から受け、又は受けるべき財産上の利益（次に定めるものを除く。）の額の合計年度（次のとおりからくまでに掲げる場合の区分に依り、当該年からくまでに定める日を含む会計年度及びその前の社会福祉年度に限る。）としての合計額（当該会計年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額

イ 法第四十五條の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三條第一項の監査員会の決議を行つた場合、当該監査員会が決議の日

ロ 法第四十五條の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十四條第一項の規定による定款の定めに基づいて責任を免除する旨の理事会の決議を行つた場合、当該決議の日

ハ 法第四十五條の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十五條第一項の契約を締結した場合、責任の原因となる事実が生じた日

るのは「厚生労働省令」と、「社員総会」とあるのは「評議員会」と「監事等五十四名等」中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、「監事等」については理事の同意を得る場合又は評議員会を除く」とあるのは「監事等」と、「同条第三項中「社員」とあるのは「評議員」と、「同条第四項中「総社員（前項の責任を負う役員等であるものを除く）」の議決権」とあるのは「総評議員」と、「議決権を有する社員が同項」とあるのは「評議員が総項」と、同法第四十五條第一項中「公益財団」とあるのは「理事等」と、同条第三項及び第四項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするが、必要な技術的調整等は、**取合**で定める。

【参考】 準備条文（議論後）

- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（社会福祉法人に於ける損害賠償責任の免除）
- 第百十二條 社会福祉法（昭和三十九年法律第四十五号）第四十五條の二十第一項の責任は、総評議員の同意がなければ、免除する。以下を定む。
- （責任の範囲）
- 第百十三條 前条の規定にかかわらず、役員等の社会福祉法第四十五條の二十第一項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき故意又は重大な過失がなければ、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額（第四十五條第一項において「最低責任限度額」といふ。）を算出して算出額を限度として、評議員会の決議により免除することができる。
- 一 総額の責任を算する額
- 二 当該役員等がその職務中に社会福祉法人から職務執行の依頼として受託し、又は受託すべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として「厚生労働省令」で定める方法により算定する額に、次のいずれかまでに掲げる役員等の区分はなし、当該額から八までに定める数を乗じて得た額
- イ 理事長 六
- ロ 理事長以外の理事であつて、次に掲げるもの 四
  - (1) 理事会の決議によつて社会福祉法人の業務を執行する理事として選定されたもの
  - (2) 当該社会福祉法人の業務を執行した理事（①に掲げる理事を除く。）
  - (3) 当該社会福祉法人の職員
- ハ 理事（イ及びロに掲げるものを除く。）、監事又は会社監事 二

- 2 前項の場合には、理事は、同項の評議員会において次に掲げる事項を通知しなければならない。
- 一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額
- 二 前項の総額により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
- 三 責任を免除すべき理由及び免除額
- 3 社会福祉法人においては、理事は、社会福祉法第四十五條の二十第一項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議決を評議員会に提出するときは、多数議の同意を得なければならない。
- 4 第一項の決議があった場合において、社会福祉法人が当該決議に同項の役員等に於ける損害賠償金その他の「厚生労働省令」で定める財産上の利益を支払うときは、評議員会の承認を受なければならない。
- （理事会による免除に関する定款の定め）
- 第百十四條 第百十二條の規定にかかわらず、社会福祉法人は、社会福祉法第四十五條の二十第一項の責任について、役員等が職務を行うにつき故意又は重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の承認、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第三項の総額により免除することができる額を限度として理事会の決議によつて免除することができる旨を定款で定める。以下を定む。
- 2 前条第三項の総額は、定款を算出して前項の規定による定款の定め（理事の責任を免除することができる旨の定めに限る。）を算して多数議を評議員会に提出する機会、同項の規定による定款の定めに基づき責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議決を評議員会に提出する機会について算入する。
- 3 第一項の規定による定款の定めに基づいて役員等の責任を免除する旨を理事会が決議を定むるときは、理事は、遅滞なく、前条第二項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある受委託者は、その期間内に当該監事を受けるべき旨を評議員に通知しなければならない。ただし、当該期間は、一週以上を定む。以下を定む。
- 4 総評議員の十分の一（二以下を二回を算入）を定めた場合にあつては、その割合）以上の評議員が前項の期間内に同項の決議を定むるときは、社会福祉法人は、第一項の規定による定款の定めに基づき免除をしてはならない。
- 5 前条第四項の総額は、第一項の規定による定款の定めに基づ

- 二 以上の日がある場合にあつては、最も遅い日
- イ に掲げる額をロに掲げる額を除いて得た額
- 次に掲げる額の合計額
- ① 当該役員等が当該社会福祉法人から受けた退職慰労金の額
- ② 当該役員等のうち理事が当該社会福祉法人の職員を兼ねていた場合における当該職員としての退職手当のうち当該役員等のうち理事を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額
- ③ ①又は②に掲げるものの性質を有する財産上の利益の額
- ロ 当該役員等がその職に就いてした年数（当該役員等が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超過している場合にあつては「当該年数」）
- (1) 理事長 六
- (2) 理事長以外の理事であつて、次に掲げる者 四
  - (i) 理事会の決議によつて社会福祉法人の業務を執行する理事として選定されたもの
  - (ii) 当該社会福祉法人の業務を執行した理事（①に掲げる理事を除く。）
  - (iii) 当該社会福祉法人の職員
- (3) 理事（①及び②に掲げるものを除く。）、監事又は会社監事 二

- （責任の免除の決議後に受ける退職慰労金等）
- 第百十四條の二十四 第四十五條の二十第一項において運用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三條第四項（第四十五條の二十第一項において運用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十四條第五項及び第百十五條第五項において運用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める財産上の利益は、次に掲げるものとする。
- 一 退職慰労金
- 二 当該役員等のうち理事が当該社会福祉法人の職員を兼ねていたときは、当該職員としての退職手当のうち当該役員等のうち理事を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分
- 三 前二号に掲げるものの性質を有する財産上の利益

でも責任を免除した場合には準用する。

(責任の免除)

第百十五条 第百十二条の規定にかかわらず、社会福祉法人は、理事(業務執行理事(理事長、理事長以外の理事であつて理事会の承認による社会福祉法人の業務を執行する理事としし又はそれ以外の及び当該社会福祉法人の業務を執行したその他の理事をいう。次条において同じ。))又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。)、監事又は会計監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)の社会福祉法第四十五条の二十第一項の責任については、当該非業務執行理事等が職務を執行しつゝ重大な過失がなされたと認められる限り、当該責任を免除する旨を定款に定めることのできる。

2 前項の承認(業務執行非業務執行理事等が当該社会福祉法人の業務執行理事又は職員に就任したときは、当該契約は、相手方からその効力を失ふ。

3 第百十三条第三項の規定は、定款を添付して第一項の規定による定款の定め(同項に規定する理事と契約を締結すること及びその旨を定款に添付。)を附ける議案を評議員会に提出する準用として準用する。

4 第一項の承認(業務執行社会福祉法人が、当該契約の相手方である非業務執行理事等に任務を負つたことにより損害を受けたことを知つたときは、その後最初に招集される評議員会において次に掲げる事項を明示しなければならない。

- 一 第百十三条第二項第一号及び第二号に掲げる事項
- 二 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由
- 三 社会福祉法(昭和三十七年法律第四十五号)第四十五条の二十第一項の準用がある、当該非業務執行理事等が賠償する責任を負つたこととされた経緯

5 第百十三条第四項の規定は、非業務執行理事等が第一項の契約による責任を負つた旨を認める部分について損害を賠償する責任を負つた旨とされた場合について準用する。

(理事等自己のためにした取引に関する特則)

第百十六条 社会福祉法第四十五条の十六第四項において準用する第百十四条第一項第二号の取引(自己のためにした取引に限り。)をもつて理事の社会福祉法第四十五条の二十第一項の責任は、任務を負つたことと当該理事の責めに帰することとが認められず準用しなすものとすることを免れることが

でもなく。

2 前二条の規定は、前項の責任については、準用しない。

(責任の一部免除)

第百十三条 (略)

2 (略)

3 社会福祉法人に於ては、理事長、定款を添付して社会福祉法第四十五条の二十第四項において準用する第百十四条第一項の規定による定款の定め(理事の責任を免除することと定める旨の定め)に限り、(理事)を附ける議案を評議員会に提出する準用(同法第四十五条の二十第四項において準用する第百十四条第一項の規定による定款の定め)に基づき責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を理事会に提出する準用し、各評議員の同意を得なければならない。

4 (略)

(責任の一部免除)

第百十三条 (略)

2・3 (略)

4 次条第一項の規定による定款の定めに基づき責任を免除する定款があることと認められ、社会福祉法人が当該決議後に同項の決議書に於て当該決議案その他の「**民主的決定**」で定める事項に採択をすべきときは、評議員会の承認を受けなければならない。

(責任の一部免除)

第百十三条 (略)

2 (略)

3 社会福祉法人に於ては、理事長、定款を添付して社会福祉法第四十五条の二十第四項において準用する第百十五条第一項の規定による定款の定め(同法第四十五条の二十第四項において準用する第百十五条第一項に規定する理事と契約を締結することと定める旨の定め)に限り、(理事)を附ける議案を評議員会に提出するときは、各評議員の同意を得なければならない。

4 (略)

(責任の一部免除)

第百十三条 (略)

2・3 (略)

<p>4 非業務執行理事等が社会福祉法第四十五条の二十四第四項において適用する第五十五条第二項の記録によつて同法第四十五条の二十四第四項において適用する第五十五条第二項に規定する照会を拒むる場合として職務を遂行する責任を負わないと認めらるるは、社会福祉法人が当該記録の編纂後に同法第四十五条の二十四第四項において適用する第五十五条第一項の規定により当該記録等その他の厚生労働省令で定める照会上の利権を享受するときは、評議員会の承認を受けなければならない。</p>		
<p>(役員等又は監理員の第三者に対する損害賠償責任)      第四十五条の二十一 役員等又は監理員がその職務を行つたことにつき故意又は重大な過失があつたときは、当該役員等又は監理員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負つ。</p>		
<p>2 火の消火に際しては、消滅を旨とする行為をしないこと、賠償を拒むるものとして、その者が当該行為をするに当たつては、損害を致しなかつたことを証明しなくてはならない。</p> <p>一 理事 火に接する行為</p> <p>イ 財産簿及び事業報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録</p> <p>ロ 虚偽の登記</p> <p>ハ 虚偽の公告</p> <p>二 監事 財産簿並びに記録し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録</p> <p>三 社会福祉法人 社会福祉報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録</p>		
<p>(役員等又は監理員の連帯責任)      第四十五条の二十二 役員等又は監理員が社会福祉法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負ふ場合において、他の役員等又は監理員が当該損害を賠償する責任を負ふときは、これらの者は、連帯債務者とする。</p>		
<p>第四節 計算</p> <p>第八章 会社の閉鎖等</p>		

<p>第四十五条の二十三 社会福祉法人は、厚生労働省令で定める基準に適合し、会計別冊を提出しなければならない。</p> <p>2 社会福祉法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。</p>		<p>【参照】社会福祉法人会計基準（平成二十八年厚生労働省令第七十九号）</p>
<p>第二章 会計帳簿</p> <p>(会計帳簿の作成及び保存)      第四十五条の二十四 社会福祉法人は、厚生労働省令で定めるところにより、適時に正確な会計帳簿を作成しなければならない。</p> <p>2 社会福祉法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。</p>		<p>【参照】社会福祉法人会計基準（平成二十八年厚生労働省令第七十九号）</p>
<p>(会計帳簿の閲覧等の請求)      第四十五条の二十五 監理員は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をする事ができる。</p> <p>一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求</p> <p>二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記載された事項を「厚生労働省令」で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求</p>		<p>(電磁的記録に記載された事項を表示する方法)      第二十条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記載された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>一 法第三十回条の二第二項第三号</p> <p>二 法第三十四条の二第三項第三号</p> <p>三 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百九十四条第三項第三号</p> <p>四 法第四十五条の十一第四項第三号</p> <p>五 法第四十五条の十五第二項第三号</p> <p>六 法第四十五条の十九第三項第三号</p> <p>七 法第四十五条の二十五第三号</p> <p>八 法第四十五条の三十三第三項第三号</p> <p>九 法第四十五条の三十三第四項第三号</p> <p>十 法第四十五条の三十四第三項第三号</p> <p>十一 法第四十六条の二十第二項第三号</p> <p>十二 法第四十六条の二十六第二項第三号</p> <p>十三 法第五十一条第三項第三号</p> <p>十四 法第五十四条第二項第三号</p> <p>十五 法第五十四条の四第三項第三号</p> <p>十六 法第五十四条の七第二項第三号</p> <p>十七 法第五十四条の十一第三項第三号</p>

(会計帳簿の提出命令)  
第四十五条の二十六 取締役は、申立てにより又は職権で、所  
属の当事者に対し、会計帳簿の全部又は一部の提出を命ずる  
ことができる。

第三節 計算書類等

(計算書類等の作成及び保存)  
第四十五条の二十七 社会福祉法人は、厚生労働令で定める  
ところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しな  
ければならない。  
2 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内、厚生労働  
令で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類(貸  
借対照表及び固定資産表をいう。以下この節において同じ。)  
及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければ  
ならない。  
3 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電  
子的記録をもって作成することができる。  
4 社会福祉法人は、計算書類を作成した時から十年間、当該  
計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

(計算書類等の監査等)  
第四十五条の二十八 前条第二項の計算書類及び事業報告並び  
にこれらの附属明細書は、厚生労働令で定めるところによ  
り、監事の監査を受けなければならない。  
2 前項の規定にかかわらず、会計監査人設置社会福祉法人に  
おいては、定める旨に掲げるものは、厚生労働令で定める  
ところにより、当該旨に定める者の監査を受けなければな  
らない。  
一 前条第二項の計算書類及びその附属明細書 監事及び会  
計監査人  
二 前条第三項の事業報告及びその附属明細書 監事  
3 第一項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並び  
にこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければなら

【参照】社会福祉法人会計基準(平成二十八年厚生労働省令  
第七十九号)

(事業報告)  
第二十五条 法第四十五条の二十七第二項の規定による事  
業報告及びその附属明細書の作成については、この条の定め  
るところによる。ただし、他の法令に別段の定めがある場合  
は、この限りでない。  
2 事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければなら  
ない。  
一 当該社会福祉法人の状況に関する重要な事項(計算関係  
書類(計算書類(法第四十五条の二十七第二項に規定する  
計算書類をいう。以下同じ。))及びその附属明細書をいう  
。以下同じ。)の内容となる事項を除く。)  
二 法第四十五条の十三第四項第五号に規定する体制の整備  
についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議  
の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要  
3 事業報告の附属明細書は、事業報告の内容を補足する重要  
な事項をその内容としなければならない。

(計算関係書類の監査)  
第二十六条 法第四十五条の二十八第一項及び第二項の規  
定による監査(計算関係書類(各事業年度に係るものに限る  
。以下この条から第三十二条の三十四までにおいて同じ。))に  
係るものに限る。以下同じ。)については、この条から第二  
十二条の三十四まで定めるところによる。  
2 前項に規定する監査には、公認会計士法(昭和二十三年法  
律第百三号)第三十一条に規定する監査のほか、計算関係  
書類に基きられた情報と計算関係書類に表示すべき情報との  
合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達す  
るための手続を含むものとする。

(監査報告の内容)

ない。

第二十七条 監事(会計監査人設置社会福祉法人(法第三  
十一条第四項に規定する会計監査人設置社会福祉法人をいう  
。以下同じ。))の監事を除く。以下この条及び次条において  
同じ。)は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事  
項を内容とする監査報告を作成しなければならない。  
一 監事の監査の方法及びその内容  
二 計算関係書類が当該社会福祉法人の財産、収支及び純資  
産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示して  
いるかどうかについての意見  
三 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及  
びその理由  
四 意見書  
五 監査報告を作成した日  
2 前項第四号に規定する「意見書」とは、次に掲げる事項  
その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要が  
ある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある  
事項とする。  
一 会計方針の変更  
二 重要な偶発事象  
三 重要な後発事象

(監査報告の通知期限等)  
第二十八条 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日  
までに、特定監事に就し、計算関係書類についての監査報告  
の内容を通知しなければならない。  
一 当該計算関係書類のうち計算書類の全部を受領した日か  
ら四週間を経過した日  
二 当該計算関係書類のうち計算書類の附属明細書を受領し  
た日から二週間を経過した日  
三 特定監事及び特定監事が合意により定めた日があるとき  
は、その日  
2 計算関係書類については、特定監事が前項の規定による監  
査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたもの  
とする。  
3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により  
通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通  
知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類  
については、監事の監査を受けたものとする。  
4 第一項及び第二項に規定する「特定監事」とは、次の各号  
に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。


一	第一項の規定による通知を受ける理事を定めた場合 当該通知を受ける理事として定められた理事
二	前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行った理事
5)	第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者であらう。
一	第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべて監事を定めたとき 当該通知をすべて監事として定められた監事
二	前号に掲げる場合以外の場合 全ての監事
	(計算関係書類の提供)
第二十九条	計算関係書類を作成した理事は、会計監査人に対して計算関係書類を提供しようとするときは、監事に対しても計算関係書類を提供しなければならない。
	(会計監査報告の内容)
第三十条	会計監査人は、計算関係書類を受領したときは次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。
一	会計監査人の監査の方法及びその内容
二	計算関係書類 社会福祉法人会計基準第七条の二第一項第一号イに規定する法人単位貸借対照表、同項第二号イロに規定する法人単位資金収支計算書及び同号ロロに規定する法人単位事業活動計算書並びにそれらに対応する附属明細書（同項第三十条第一項第一号から第三号まで及び第六号並びに第七号に規定する書類に限る。）の項目に限る。以下この条及び第三十条の三十二において同じ。）が当該社会福祉法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全て重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見を述べるときは、次のイからクまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからクまでに定める事項
イ	無保留適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を全て重要な点において適正に表示していると認められる旨
ロ	除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を全て重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項
ハ	不適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が不適正である旨及びその理由
三	前号の意見がないときは、その旨及びその理由
四	追記情報
五	会計監査報告を作成した日
2)	前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に關して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。
一	継続事業の前提に関する事項の注記に係る事項
二	会計方針の変更
三	重要な偶発事象
四	重要な後発事象
	(会計監査人設置社会福祉法人の監事の監査報告の内容)
第三十一条	会計監査人設置社会福祉法人の監事は、計算関係書類及び会計監査報告（次条第三項に規定する場合にあつては、計算関係書類）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。
一	監事の監査の方法及びその内容
二	会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと思つたときは、その旨及びその理由（次条第三項に規定する場合にあつては、会計監査報告を受領ししる旨）
三	重要な後発事象（会計監査報告の内容となつていないものを除く。）
四	会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項
五	監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由
六	監査報告を作成した日
	(会計監査報告の通知期限等)
第三十二条	会計監査人は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定監事及び特定理事に対し、計算関係書類についての会計監査報告の内容を通知しなければならない。
一	当該計算関係書類のうち計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日



二 当該計算関係書類のうち計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日

三 特定理事、特定監事及び会計監査人の間で合意により定められた日があるときは、その日

2) 計算関係書類については、特定監事及び特定理事が前項の規定による会計監査報告の内容の通知を受けた日に、会計監査人の監査を受けたものとす。

3) 前項の規定にかかわらず、会計監査人が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による会計監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、会計監査人の監査を受けたものとみなす。

4) 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に依り、当該各号に定める者をいう（第二系の三十四において同じ）。

一 第一項の規定による通知を受ける理事を定めた場合 当該通知を受ける理事として定められた理事

二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行つた理事

5) 第一項及び第二項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に依り、当該各号に定める者をいう（次条及び第二系の三十四において同じ）。

一 第一項の規定による会計監査報告の内容の通知を受ける監事を定めるとき 当該通知を受ける監事として定められた監事

二 前号に掲げる場合以外の場合 余りの監事

（会計監査人の職務の遂行に関する事項）

第二系の三十三 会計監査人は、前条第一項の規定による特定監事に於ける会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人としての次に掲げる事項（当該事項に係る定めがない場合には、当該事項を定めていない旨）を通知しなければならない。ただし、全ての監事が既に当該事項を知つている場合は、この限りでない。

一 畑が柱に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項

二 監査、監査に連する業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項

三 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

（会計監査人設置会社法人の監事の監査報告の通知期限）

第二系の三十四 会計監査人設置会社法人の特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事及び会計監査人に於し、計算関係書類に係る監査報告の内容を通知しなければならない。

一 会計監査報告を受領した日（第二系の三十二第三項に規定する場合にあつては、同項の規定により監査を受けたものとみなされた日）から一週間を経過した日

二 特定理事及び特定監事の間で合意により定められた日があるときは、その日

2) 計算関係書類については、特定理事及び会計監査人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとす。

3) 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監事の監査を受けたものとみなす。

（事業報告等の監査）

第二系の三十五 第四十五条の二十八第一項及び第二項の規定による監査（事業報告及びその附属明細書に係るものに限る。次条及び第二系の三十七において同じ。）については、次条及び第二系の三十七に定めるところによる。

（監査報告の内容）

第二系の三十六 監事は、事業報告及びその附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 監査の監査の方法及びその内容

二 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該会社法人の状況を正しく示しているかどうかについて意見を

三 当該会社法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行爲又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があつたときは、その事実

四 監査のため必要調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

五 第二系の二十五第二項第二号に掲げる事項（監査の範囲

	<p>(社算書類等の評議員への提供)</p> <p>第四十五条の二十九 理事は、定時評議員会の招集の通知に際し、<b>厚生労働省令</b>で定めることにより、評議員に対し、前条第三項の承認を受けた社算書類及び事業報告並びに監査報告(同条第二項の規定の適用がある場合にあつては、会計監査報告を含む。)を提供しなければならない。</p>
--	--

<p>(社算書類等の定時評議員会への提出等)</p> <p>第四十五条の三十 理事は、第四十五条の二十八年第三項の承認を受け、社算書類及び事業報告を定時評議員会に提出し、又は提供しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による提出若しくは記載された社算書類は、定時評議員会の承認を受けなければならない。</p> <p>3 理事は、第一項の規定により提出若しくは提供された事業報告の内容を定時評議員会に報告しなければならない。</p>	<p>(会計監査人・監理社会福祉法人の特則)</p> <p>第四十五条の三十一 会計監査人・監理社会福祉法人については、第四十五条の二十八第三項の承認を受けた社算書類が法令及び定款に従い社会福祉法人の財産及び収支の状況を正しく表示していることとして<b>厚生労働省令</b>で定める要件に該当す</p>
--	---

<p>六 監査報告を作成した日</p> <p>(調査報告の通知期限等)</p> <p>第二十条の三十七 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日まで、特定理事に対し、事業報告及びその附属明細書についての監査報告の内容を通知しなければならない。</p> <p>一 当該事業報告を受領した日から四週間を満了した日</p> <p>二 当該事業報告の附属明細書を受領した日から一週間を満了した日</p> <p>三 特定理事及び特定監事の間で合意により定められた日があるときは、その日</p> <p>2 事業報告及びその附属明細書については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしないう場合は、当該通知をすべき日に、事業報告及びその附属明細書については、監事の監査を受けたものとみなす。</p> <p>4 第一項及び第二項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に依り、当該法令に定める者であつて、</p> <p>一 第一項の規定による通知を受ける理事を定めた場合 当該通知を受ける理事として定められた理事</p> <p>二 通告に掲げる場合以外の場合 事業報告及びその附属明細書の作成に関する職務を行った理事</p> <p>5 第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に依り、当該法令に定める者であつて、</p> <p>一 第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めたときは、当該通知をすべき監事として定められた監事</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合 全ての監事</p>	<p>(社算書類等の評議員への提供)</p> <p>第二十条の三十八 第四十五条の二十九の規定による社算書類及び事業報告並びに監査報告(会計監査人・監理社会福祉法人にあつては、会計監査報告を含む。)以下「提供社算書類等」という。)の提供に関しては、この条の定めるところによる。</p>
--	--

<p>2 定時評議員会の招集通知(法第四十五条の九第十項において適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百八十二条第一項又は第二項の規定による通知をいう。次項において同じ。)を次の各号に掲げる方法により行う場合にあつては、提供社算書類等は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。</p> <p>一 書面の提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に依り、当該イ又はロに定める方法</p> <p>イ 提供社算書類等が書面をもつて作成されている場合 当該書面に記載された事項を記載した書面の提供</p> <p>ロ 提供社算書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面の提供</p> <p>二 電磁的方法による提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に依り、当該イ又はロに定める方法</p> <p>イ 提供社算書類等が書面をもつて作成されている場合 当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供</p> <p>ロ 提供社算書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項の電磁的方法による提供</p> <p>3 理事は、社算書類又は事業報告の内容とすべき事項について、定時評議員会の招集通知を提出した日から定時評議員会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を評議員会に通知させる方法を当該招集通知と併せて通知することができる。</p>	<p>(社算書類の承認の特則に関する要件)</p> <p>第二十条の三十九 第四十五条の三十一に規定する厚生労働省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 第四十五条の三十一に規定する社算書類についての会計監査報告の内容に第二十条の三十七第一項第二号イに定める</p>
---	---

<p>(に属さないものを除く。)がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及らるる理由</p> <p>六 監査報告を作成した日</p> <p>(調査報告の通知期限等)</p> <p>第二十条の三十七 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日まで、特定理事に対し、事業報告及びその附属明細書についての監査報告の内容を通知しなければならない。</p> <p>一 当該事業報告を受領した日から四週間を満了した日</p> <p>二 当該事業報告の附属明細書を受領した日から一週間を満了した日</p> <p>三 特定理事及び特定監事の間で合意により定められた日があるときは、その日</p> <p>2 事業報告及びその附属明細書については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしないう場合は、当該通知をすべき日に、事業報告及びその附属明細書については、監事の監査を受けたものとみなす。</p> <p>4 第一項及び第二項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に依り、当該法令に定める者であつて、</p> <p>一 第一項の規定による通知を受ける理事を定めた場合 当該通知を受ける理事として定められた理事</p> <p>二 通告に掲げる場合以外の場合 事業報告及びその附属明細書の作成に関する職務を行った理事</p> <p>5 第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に依り、当該法令に定める者であつて、</p> <p>一 第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めたときは、当該通知をすべき監事として定められた監事</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合 全ての監事</p>	<p>(社算書類等の評議員への提供)</p> <p>第二十条の三十八 第四十五条の二十九の規定による社算書類及び事業報告並びに監査報告(会計監査人・監理社会福祉法人にあつては、会計監査報告を含む。)以下「提供社算書類等」という。)の提供に関しては、この条の定めるところによる。</p>
---	--

<p>2 定時評議員会の招集通知(法第四十五条の九第十項において適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百八十二条第一項又は第二項の規定による通知をいう。次項において同じ。)を次の各号に掲げる方法により行う場合にあつては、提供社算書類等は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。</p> <p>一 書面の提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に依り、当該イ又はロに定める方法</p> <p>イ 提供社算書類等が書面をもつて作成されている場合 当該書面に記載された事項を記載した書面の提供</p> <p>ロ 提供社算書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面の提供</p> <p>二 電磁的方法による提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に依り、当該イ又はロに定める方法</p> <p>イ 提供社算書類等が書面をもつて作成されている場合 当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供</p> <p>ロ 提供社算書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項の電磁的方法による提供</p> <p>3 理事は、社算書類又は事業報告の内容とすべき事項について、定時評議員会の招集通知を提出した日から定時評議員会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を評議員会に通知させる方法を当該招集通知と併せて通知することができる。</p>	<p>(社算書類の承認の特則に関する要件)</p> <p>第二十条の三十九 第四十五条の三十一に規定する厚生労働省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 第四十五条の三十一に規定する社算書類についての会計監査報告の内容に第二十条の三十七第一項第二号イに定める</p>
---	---

る場合には、前条第二項の規定は、適用しない。この場合において、理事長は、当該計算書類の内容を定時評議員会に報告しなければならない。

(定時評議員会の開催及び開催等)  
第四十五条の三十一 社会福祉法は、計算書類等(会計年度における定時評議員会及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告(第四十五条の二十八第二項の規定の適用がある場合においては、会計監査報告を含む。))をいう。以下この条において「**書**」が、定時評議員会の日(第二項)の前日(第四十五条の九第五項において適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四條第一項の場合にあつては、同項の營業年度の日)から五年間、その主たる事務所に備え置かれなければならない。

2) 社会福祉法人は、計算書類等の写しを、定時評議員会の日(第二項)の前日(第四十五条の九第五項において適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四條第一項の場合にあつては、同項の營業年度の日)から三年間、その従たる事務所に備え置かれなければならない。ただし、計算書類等の電磁的記録を作成している場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号並びに第四項第二号に掲げる請求は、次に掲げる事項を記載するものとして、**厚生労働省令**で定めるものをとつてしているときは、この限りでない。

3) 評議員及び理事長は、社会福祉法外の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができ、ただし、債権者(第三号又は第四号に掲げる請求をするときは、当該社会福祉法人の定めた債権者)を除外しなければならない。  
一 計算書類等が重畳をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求  
二 催命の書面の請求又は抄本の交付の請求  
三 計算書類等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記載された事項を**厚生労働省令**で定める方法により表示したものの閲覧の請求  
四 前号の電磁的記録に記載された事項を電磁的方法であつて社会福祉法外の定められたものにより提供することの請求又

事項が含まれていること。  
二 前号の会計監査報告に係る監査報告の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見がないこと。  
三 法第四十五条の三十一に規定する計算書類が第二條の三十四第三項の規定により監査を受けたものとなつたものであること。

(電磁的記録に記載された事項を表示する方法)  
第二條の三十一 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録(法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に記載された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。  
一 法第三十四條の二第三項第三号  
二 法第三十四條の二第三項第三号  
三 法第四十五條の九第十項において適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第九十四條第三項第三号  
四 法第四十五條の十一第四項第三号  
五 法第四十五條の十五第二項第二号  
六 法第四十五條の十九第三項第三号  
七 法第四十五條の二十五第二号  
八 法第四十五條の三十三第三項第三号  
九 法第四十五條の三十三第四項第二号  
十 法第四十五條の三十四第三項第三号  
十一 法第四十六條の二十三第三項第三号  
十二 法第四十六條の二十六第二項第三号  
十三 法第五十一條第二項第三号  
十四 法第五十四條第二項第三号  
十五 法第五十四條の四第三項第三号  
十六 法第五十四條の七第三項第三号  
十七 法第五十四條の十一第三項第三号

(電磁的記録の備置きに関する特別)  
第二條の五 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める期間は、社会福祉法人の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記載された情報の内容を電気通信回線を通じて社会福祉法人の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を

4) この事項を記載した書面の交付の請求  
何人(評議員及び債権者を除く。)も、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができ、この場合においては、当該社会福祉法人は、正当な理由がない限りこれを拒否してはならない。  
一 計算書類等が重畳をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求  
二 計算書類等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記載された事項を**厚生労働省令**で定める方法により表示したものの閲覧の請求

記載するものによる措置とする。  
一 法第三十四條の二第四項  
二 法第四十五條の十一第三項  
三 法第四十五條の三十三第三項  
四 法第四十五條の三十四第五項

(定時評議員会の提出命令)  
第四十五條の三十二 裁判所は、申立てにより又は職務で、訴訟の当事者に対し、計算書類及びその附属明細書の全部又は一部の提出を命ずることができ、

(財産目録の備置き及び閲覧等)  
第四十五條の三十四 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に(社会福祉法外の規定がある場合は、当該規定にあっては、当該規定した日以後遅延なく)、**厚生労働省令**で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、当該書類を五年間その主たる事務所に、その写しを三年間その従たる事務所に備え置かれなければならない。  
一 財産目録  
二 役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。第四項において同じ。)  
三 報酬等(報酬、賞金その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び附随手当をいう。次条及び第五十九條の二第二項第三号において同じ。)の支給の基礎を記載した書類  
四 事業の概況その他の**厚生労働省令**で定める事項を記載した書類

(財産目録)  
第二條の四十 法第四十五條の三十四第一項第一号に掲げる財産目録は、定時評議員会(法第四十五條の三十一の規定の適用がある場合においては、理事会)の承認を受けなければならない。  
2) 法第四十五條の二十八から第四十五條の三十一まで及び第二條の二十六から第二條の三十九までの規定は、社会福祉法人が前項の財産目録に係る同項の承認を受けるための手続について適用する。

2) 前項各号に掲げる書類(以下この条において「**財産目録等**」という。)は、電磁的記録をもつて作成することができる。  
3) 何人も、社会福祉法外の業務時間内は、いつでも、財産目録等について、次に掲げる請求をすることができ、この場合においては、当該社会福祉法人は、正当な理由がない限りこれを拒否してはならない。  
一 財産目録等が重畳をもつて作成されているときは、当該

(事業の概要等)  
第二條の四十一 法第四十五條の三十四第一項第四号に規定する**厚生労働省令**で定める事項は、次のとおりとする。  
一 当該社会福祉法人の主たる事務所の所在地及び電話番号その他の当該社会福祉法人に関する基本情報  
二 当該終了した会計年度の翌会計年度(以下この条において「**翌会計年度**」という。)の初日における監査人の状況  
三 翌会計年度の初日における理事の状況  
四 翌会計年度の初日における監事の状況  
五 当該終了した会計年度(以下この条において「**前会計年度**」という。)及び翌会計年度における会計監査人の状況  
六 翌会計年度の初日における職員の状態  
七 前会計年度における評議員会の状況  
八 前会計年度における理事会の状況

41	<p>書画又は記録画の写しの閲覧の請求</p> <p>二 財産目録等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記載された事項を「厚生労働省令で定める方法」により表示したものの閲覧の請求</p> <p>前項の規定にかかわらず、社会福祉法人は、役員等を擁しついで当該社会福祉法人の職員以外の者から同項各号に掲げる請求があつた場合には、役員等を擁し記載され、又は記録された事項中「個人の住所に係る記載又は記録の部分を除く」とし、同項各号の閲覧をせざることを得る。</p> <p>5 財産目録等が電磁的記録をもって作成されている場合でも、その従たる事務所に於ける第三項第三号に掲げる請求に応じらるるべき事項とするもの範囲として「厚生労働省令で定めるもの」として社会福祉法人としての第一項の規定の適用については、「同項中「主たる事務所」は、その写しを三年間との従たる事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。</p>
2	<p>【参考】 運用条文（読後）</p> <p>○社会福祉法</p> <p>（財産目録の備置き及び閲覧等）</p> <p>第四十五條の二十四 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に（社会福祉法が成立した日の属する会計年度にあつては、当該成立の日以後遅滞なく）、「厚生労働省令で定めることにより、次に掲げる書類を作成し、当該書類を五年間その主たる事務所に備え置かなければならない。</p> <p>一 四（略）</p> <p>二 五（略）</p>

九	前会計年度における監事の監査の状況
十	前会計年度における会計監査の状況
十一	前会計年度における事業等の概要
十二	前会計年度末における社会福祉充実残額（法第五十五條の二第三項第四号に規定する社会福祉充実残額をいう。）並びに社会福祉充実計画（同条第一項に規定する社会福祉充実計画をいう。以下同じ。）の策定の状況及びその進捗の状況
十三	当該社会福祉法人に関する情報の公表等の状況
十四	第十二号に規定する社会福祉充実残額の算定の根拠
十五	事業計画を作成する旨を定款で定めている場合にあっては、事業計画
十六	その他必要な事項

（電磁的記録に記載された事項を表示する方法）

第二條の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる事定の電磁的記録（法第三十一條第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記載された事項を画面又は映像面に表示する方法とする。

一	法第三十四條の二第三項第三号
二	法第三十四條の二第三項第四号
三	法第四十五條の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第五十四條第三項第二号
四	法第四十五條の十一第四項第二号
五	法第四十五條の十五第二項第三号
六	法第四十五條の十九第三項第二号
七	法第四十五條の二十五第二号
八	法第四十五條の三十二第三項第三号
九	法第四十五條の三十二第四項第三号
十	法第四十五條の三十四第三項第三号
十一	法第四十六條の二十第二項第二号
十二	法第四十六條の二十六第二項第三号
十三	法第五十一條第二項第三号
十四	法第五十四條第二項第三号
十五	法第五十四條の四第三項第三号
十六	法第五十四條の七第二項第三号
十七	法第五十四條の十一第三項第三号

（電磁的記録の備置きに関する特別）

1	<p>（報酬等）</p> <p>第四十五條の三十五 社会福祉法人は、理事、監事及び評議員に対する報酬等については、「厚生労働省令で定めることにより、役員等以外の役員、報酬及び従業員との給与、当該社会福祉法人の経理その他の事務を委嘱して、不当に高額とならざる限り、その支給の基準を定めなければならない。</p> <p>2 前項の報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けなければならない。この場合、当該承認しとらざるときは、同様とする。</p> <p>3 社会福祉法人は、前項の承認を受けた報酬等の支給の基準に基づいて、その理事、監事及び評議員に対する報酬等を支給しなければならない。</p>
2	<p>（報酬等の支給の基準に定める事項）</p> <p>第四十五條の三十六 定款の定款は、評議員会の決議によらなければならない。</p> <p>2 定款の定款（「厚生労働省令で定める事項」に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>3 第二十三條の定款は、前項の認可において準用する。</p> <p>4 社会福祉法人は、第二項の「厚生労働省令で定める事項」に係る定款の定款を定るときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。</p>
3	<p>【参考】 運用条文（読後）</p> <p>○社会福祉法</p>

1	<p>第二條の五 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める範囲は、社会福祉法人の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記載された情報の内容を電気通信回線を通じて社会福祉法人の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するものによる措置とする。</p> <p>一 法第三十四條の二第四項</p> <p>二 法第四十五條の十一第三項</p> <p>三 法第四十五條の三十二第二項</p> <p>四 法第四十五條の三十四第五項</p>
2	<p>（報酬等の支給の基準に定める事項）</p> <p>第二條の四十二 法第四十五條の三十五第一項に規定する理事、監事及び評議員（以下この条において「理事等」という。）に対する報酬等（法第四十五條の三十四第一項第三号に規定する報酬等をいう。以下この条において同じ。）の支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。</p>
3	<p>（定款変更届出申請手続）</p> <p>第三條 社会福祉法人は、法第四十五條の三十六第二項の規定により定款の変更の認可を受けようとするときは、定款変更の条項及び理由を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して所轄庁に提出しなければならない。</p> <p>一 定款に定める手続を経たことを証明する書類</p> <p>二 変更後の定款</p> <p>2 前項の定款の変更が、当該社会福祉法人が新たに事業を営む場合に係るものであるときは、同項各号のほか、次に掲げる書類を添付して所轄庁に申請しなければならない。</p> <p>一 当該事業の用に供する財産及びその価格を記載した書類並びにその権利の所属を明らかにすること及びその書類</p>

<p>(認可)</p> <p>第三十二条 所轄庁は、第四十五条の三十六第二項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第四十五条の要件に適合しているかどうか、その定款の内容が第四十五条から、法令の規定に違反していないかどうかを審査した上で、当該第四十五条の三十六第二項の認可を決定しなければならない。</p>		<p>二 当該事業を行うため前号の書類に記載された不動産以外の不動産の使用を予定しているときは、その使用の権限の所屬を明らかにすることができる書類</p> <p>三 当該事業について、その開始の日の属する会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書</p> <p>3 第一項の定款の添置が、当該社会福祉法人が従来経営していた事業を廃止する場合に係るものであるときは、同項各号のほか、廃止する事業の用に供している財産の処分方法を記載した書類を添付して所轄庁に申請しなければならない。</p> <p>4 第二、三、四及び第五項の規定は、第一項の場合に準用する。</p> <p>(定款添置の届出)</p> <p>第四条 法第四十五条の三十六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第三十一条第一項第四号に掲げる事項</p> <p>二 法第三十一条第一項第九号に掲げる事項（基本財産の増加に限る。）</p> <p>三 法第三十一条第一項第十五号に掲げる事項</p> <p>2 前条第二項の規定は、法第四十五条の三十六第四項の規定により定款の添置の届出をする場合に準用する。この場合において、前条第二項中「申請書」とあるのは、「届出書」と読み替えるものとする。</p>
<p>第三十條 解散及び清算並びに合併</p>		
<p>第三十條 解散</p> <p>(解散事由)</p> <p>第四十一条 社会福祉法人は、次の事由によつて解散する。</p> <p>一 評議員会の決議</p> <p>二 定款に定めた解散事由の発生</p> <p>三 目的たる事業の成功の不能</p> <p>四 合併（合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。）</p> <p>五 破産手続開始の決定</p> <p>六 所轄庁の解散命令</p> <p>2 前項第一号又は第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定を受けなければ、その効力を生じない。</p>		<p>(解散の認可又は認定申請手続)</p> <p>第五条 社会福祉法人は、法第四十六条第二項の規定により、解散の認可又は認定を受けようとするときは、解散の理由及び残余財産の処分方法を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して所轄庁に提出しなければならない。</p> <p>一 法第四十六条第二項第一号の手続又は定款に定める手続を経たことを証明する書類</p> <p>二 財産目録及び貸借対照表</p> <p>三 負債があるときは、その負債を証明する書類</p> <p>2 第二、三、四及び第五項の規定は、前項の場合に準用する。</p>
<p>3 清算人は、第一項第二号又は第五号に掲げる事由によつて解散した場合又は、選任された旨を所轄庁に届け出なければならない。</p> <p>(社会福祉法としての破産手続の開始)</p> <p>第四十二条の二 社会福祉法人がその債務につきその財産をもつて返済するに足らざる場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。</p> <p>2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。</p>		
<p>第三十條 清算</p> <p>第一目 清算の開始</p> <p>(債権の催告届出)</p> <p>第四十三条の三 社会福祉法人は、次に掲げる場合には、この款に定めることにより、催告をしなければならない。</p> <p>一 解散した場合（第四十六条第一項第四号に掲げる事由によること）</p> <p>二 債権者による催告及び破産手続開始の決定により解散した場合であつて当該破産手続が終了していない場合を除く（以下「債権者による催告等」という。）</p> <p>三 株式の無効の効力に係る請求を認容する判決が確定した場合</p>		
<p>(清算人の総括)</p> <p>第四十三条の四 前条の規定により清算をする社会福祉法人（以下「清算人」という。）は、清算の目的の範囲内において、清算を完了するまではなお存続するものとみなす。</p>		
<p>第三十條 清算人の機関</p> <p>(債権者に対する催告の届出)</p> <p>第四十三条の五 清算人（以下「一人又は二人以上の清算人」という。）は、清算の目的の範囲内において、清算を完了するまではなお存続するものとみなす。</p> <p>2 清算人は、定款の定めによつて、清算人又は監事を置くことができる。</p> <p>3 第四十二条の三各号に掲げる場合には該当することとなつた時において、当該社会福祉法人であつた清算人は、監事を置く</p>		

4	<p>かなければならない。</p> <p>第三十條(第三)項(監護委員及び監護員に係る部分を除く。)の規定は、清算法人については、適用しない。</p> <p>(清算人の解任)</p> <p>第四十六條の六 次に掲げる者は、清算法人の清算人となる。</p> <p>一 理事(又は又は第三十條に掲げる者がある場合を除く。)</p> <p>二 召集で定める者</p> <p>三 監護委員の決議によつて選任された者</p> <p>2 前項の規定により清算人となる者がないときは、裁判所は、<u>債権者</u>若しくは<u>檢察官</u>の請求により又は職権で、清算人を選出する。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、第四十六條の三第二号に掲げる場合は選出するに代り、<u>債権者</u>若しくは<u>債権者</u>は、<u>裁判所</u>は、<u>利害関係者</u>若しくは<u>檢察官</u>の請求により又は職権で、清算人を選出する。</p> <p>4 清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。</p> <p>5 清算中に職権として選出された者は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。</p> <p>6 第三十條及び第四十六條第三項の規定は、清算人について適用する。</p> <p>7 清算人を含む風法人(清算人を含む清算法人をいう。以下同じ。)においては、清算人は、三人以上でなければならない。</p>
	<p><b>【参考】 運用条文 (議決後)</b></p> <p>○ 会社法第30条 (清算人の選任) 第三十條 清算法人と清算人の関係は、委任に関する規定に準ずる。 (清算人の義務等) 第四十六條 次に掲げる者は、清算人となることができる。</p> <p>一 法人</p> <p>二 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>三 生活保護受給者、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を察し、又は執行を受けるとがなくなるまでの者</p> <p>四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を察し、又は執行を受けるとがなくなるまでの者</p>

5	<p>での者</p> <p>第五十條 第八号の職員の職停止による監護庁の解散命令により解散を命ぜられた会社法第30条の清算人の解散当時の役員</p> <p>2 4 【運用対象外】</p> <p>(清算人の解任)</p> <p>第四十六條の七 清算人(第三十條第三項又は第三十條の規定により裁判所が選出した者を除く。)が次のいずれかに該当するときは、監護委員の決議によつて、当該清算人を解任することができる。</p> <p>一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき</p> <p>二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに陥つたとき</p> <p>2 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の申立て若しくは<u>檢察官</u>の請求により又は職権で、清算人を解任するに足り得る。</p> <p>3 一級信用法人及び一級信用法に關する法律第七十五條第一項から第三項までの規定は、清算人及び清算法人の監事について、<u>監護委員</u>第三十條の規定は、<u>清算法人</u>の監護員について、それぞれ適用する。</p>
	<p><b>【参考】 運用条文 (議決後)</b></p> <p>○ 一級信用法及び一級信用法に關する法律 (清算人又は監事に欠員を生じた場合の措置) 第七十五條 清算人若しくは監事が欠けた場合又はこの法律若しくは被後見人若しくは被保佐人若しくは監事の員数が欠けた場合には、<u>任期の満了又は終止により選出した清算人又は監事は、新たに選出するまで、清算人又は監事(次項の一時清算人又は監事の職務を代行すべき者をいう。)</u>が職任するまで、なお清算人又は監事としての権利義務を有する。</p> <p>2 前項に規定する命令は、<u>裁判所</u>は、必要があるとき認めるときは、<u>利害関係人</u>の申立てにより、一時清算人又は監事の職務を代行すべき者を選任することができる。</p> <p>3 <u>裁判所</u>は、前項の一時清算人又は監事の職務を行つべき者を選任しようとするときは、<u>清算人</u>又はその者に代つて支払う報酬の額を定めることができる。</p> <p>4 5 【運用対象外】 (監護委員に欠員を生じた場合の措置) 第七十五條 この法律又は被後見人等保護法の規定が欠けた場合には、<u>任期の満了又は終止により選出した監護委員は、</u></p>

<p>新たに選任された評議員（次項の一時評議員の職務を行うべき者を名む。）が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。</p> <p>2 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、評議員本人の申立てにより、一時評議員の職務を行わぬべき者を選任することができる。</p> <p>3 裁判所は、前項の一時評議員の職務を行わぬべき者を選任した場合には、清算法人の若しに対して支払う報酬の額を定めることができる。</p>		
<p>(監事の選任等)</p> <p>第四十一条の八 清算法人の清算人は、当該清算法人が監事を置く旨の定款の定めを廃止する発効の発効をした場合には、当該定款の発効の効力が生じた時に選任する。</p> <p>2 清算法人の監議員は、三人以上でなければならない。</p> <p>3 第四十二条第三号の第五項まで、第四十一条、第四十二条、第四十三条第三号、第五項及び第七項、第四十五条、第四十六条第六項及び第七項並びに第四十五条の七第二項の規定は、清算法人については、適用しない。</p>		
<p>(清算人の職務)</p> <p>第四十一条の九 清算人は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>一 現務の継承</p> <p>二 債権の取立て及び債務の弁済</p> <p>三 残余財産の引渡し</p>		
<p>(業務の執行)</p> <p>第四十一条の十 清算人は、清算人（清算人会設置法人を除く。）次に掲げる場合において、清算法人の業務は、定款に別段の定めなきを除き、清算人の適正な業務をもって決定する。</p> <p>3 前項の場合には、清算人は、次に掲げる事項についての決定を清算人に委任することができる。</p> <p>一 新たな事務所の設置、移転及び廃止</p> <p>二 第四十二条の七第三項において適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十一条第一号各号に掲げる事項</p> <p>三 清算人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の清算人以外の業務の適正を確保する</p>	<p>(清算人に関する認許等)</p> <p>第十三条の十三 法第四十六条の十第四項において清算人として一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十一条、第八十五条及び第八十八条第二項の規定を適用する場合においては、同法第八十二条中「第二十七号第四項」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の十一第七項において適用する第七十七号第四項」と、同法第八十五条中「監事設置一般社団法人」とあるのは「監事設置清算法人（社会福祉法第四十六条の十一）第二号に規定する監事設置清算法人をいう。第八十八条第二項において同じ。」と、同法第八十八条第二項中「監事設置一般社団法人」とあるのは「監事設置清算法人」と読み替えるものとする。</p>	<p>(清算人会設置法人以外の清算法人の業務の適正を確保するための体制)</p> <p>第五号の二 法第四十六条の十第三項第三号に規定する厚生労働省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。</p> <p>一 清算人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p> <p>二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p> <p>三 債権の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>2 清算人が二人以上ある清算法人（法第四十六条の四に規定する清算法人をいう。以下同じ。）である場合には、前項に規定する体制には、業務の決定が適正に行われることを確保するための体制を含むものとする。</p> <p>3 監事設置清算法人（法第四十六条の十一第六項に規定する</p>

<p>41 ために必要なものとして「厚生労働省令」で定める体制の整備</p> <p>一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十一条から第八十五条まで、第八十八条及び第八十九条の規定は、清算人（同条の四に規定する場合は、第四十六條の六第三項又は第三項の規定による裁判所が選任した者を除く。）において適用する。この場合において、同法第八十一条中「社員総会」とあるのは「監事設置一般社団法人」と、同法第八十二条中「代表取締役」とあるのは「代表取締役清算人」と、同法中「代表取締役」とあるのは「代表取締役清算人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六條の十一第一項に規定する代表清算人を名む。）」と、同法第八十三条中「定款並びに社員総会の決議」とあるのは「定款」と、同法第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「監事設置一般社団法人」と、同法第八十五条並びに第八十六条中「員出及び同条第三項中「社員」とあるのは「監事設置一般社団法人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的認許又は「政令」で定める。</p>		
<p>【参考】 附則第三（認許等後）</p> <p>〇一般社団法人及び一般財団法人に関する法律</p> <p>(清算人と清算人との間の訴訟における法人の代表)</p> <p>第八十一条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六條の十一第七項において適用する第七十七條第四項の規定にかかわらず、清算法人は清算人（清算人であった者を名む。以下この条において同じ。）に對し、又は清算人が清算法人に對し、訴訟を提起する場合には、評議員会は、当該訴訟について清算法人を代表する者を定めることができる。</p> <p>(清算人以外の清算人)</p> <p>第八十二条 清算法人は、代表清算人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六條の十一第一項に規定する代表清算人を名む。）以外の清算人（清算法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該清算人が当該名称に對し、善意の第三者に對してその責任を負う。）</p> <p>(忠実義務)</p> <p>第八十三条 清算人は、法令及び定款を遵守し、清算法人のため忠実にその職務を行わなければならない。</p> <p>(認許等又は厚生労働省令の制限)</p> <p>第八十四条 清算人は、次に掲げる場合には、評議員会において、当該取引につき重要な事項を審議し、その承認を受けな</p>		<p>監事設置清算法人をいう。以下同じ。）以外の清算法人である場合には、第一項に規定する体制には、清算人が評議員に報告すべき事項の報告をするための体制を含むものとする。</p> <p>4 監事設置清算法人である場合には、第一項に規定する体制には、次に掲げる体制を含むものとする。</p> <p>一 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合に掲げる当該職員に関する体制</p> <p>二 前号の職員の清算人からの独立性に関する事項</p> <p>三 監事の第一号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項</p> <p>四 清算人及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制</p> <p>五 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制</p> <p>六 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項</p> <p>七 その他監事の監督が実効的に行われることを確保するための体制</p>

ければならない。

一 清算人が自己又は第三者のために清算法人の事業の節制に關する取引をしようとするとき。

二 清算人が自己又は第三者のために清算法人と取引をしようとするとき。

三 清算法人が清算人の職務を履行することその他清算人以外の者と同一もしくは第三者と当該清算人と利益が相反する取引をしようとするとき。

2 民法（昭和二十六年法律第八十五号）第百八条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号の取引については、適用しない。

（清算人の報告義務）

第八十五条 清算人は、清算法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を評議員（監事設置清算法人（社会福祉法第四十六条の十一第六号に規定する監事設置清算法人をいう。第八十八条第二項に同じ。）にあつては、監事）に報告しなければならない。

（評議員による清算人の行為の差止め）

第八十八条 評議員は、清算人が清算法人の目的の範囲外の行為その利益を著しくは毀滅に瀕する行為をし、又はこれらの行為を著しきものとなる虞を認め、当該行為によつて当該清算法人に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、当該清算人に對し、当該行為を止めようを請求することができる。

2 監事設置清算法人における前項の規定の適用については、同項中「著しい損害」とするものは、「回復することができない損害」とする。

（清算人の報酬等）

第八十九条 清算人の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として清算法人から受ける利益をいふ。以下同じ。）は、定款にその額を定めなければ、評議員会の決議によつて定むる。

（清算法人の代表）

第四十二条の十一 清算人は、清算法人を代表する。ただし、他に代表清算人（清算法人を代表する清算人をいふ。以下同じ。）その監事設置法人を代表する者を定めた場合は、この限りでない。

2 前項本文の清算人が二人以上ある場合には、清算人は、各

自、清算法人を代表する。

3 清算法人（清算人を選任しなかつた場合）は、定款、定款の定めに基づき清算人（第四十二条の六第二項又は第三項の規定による監事設置清算人）を定む。以下この項において同じ。）の互選又は評議員会の決議によつて、清算人の中から代表清算人を定めることができる。

4 第四十二条の六第一項第二号の規定により理事が清算人となる場合は、理事長が代表清算人となる。

5 裁判所は、第四十二条の六第二項又は第三項の規定により清算人を選定する場合には、その清算人の中から代表清算人を指定することができる。

6 第四十二条の七第二項の規定、前条第四項において準用する一般国法人及び一般財団法人に關する法律第八十一条の規定及び次に規定するに準用する民法第七十七條第四項の規定にかかわらず、監事設置清算法人（監事を置く清算法人又はこの法律の規定により監事を置かなければならない清算法人をいふ。以下同じ。）が清算人（清算人であつた者を含む。）であつた場合には、又は清算人が監事設置清算法人に就いて選定された場合には、当該評議員会又は、監事が監事設置清算法人を代表する。

7 一般国法人及び一般財団法人に關する法律第七十七條第四項及び第五項並びに民法第七十七條の規定は代表清算人について、同法第八十一条の規定は監事設置法第五十六条に規定する区分分會に準用するに、清算人は代表清算人の職務を代行するに、それぞれ準用する。

【参考】 清算人（監事）

○ 一般国法人及び一般財団法人に關する法律

（清算法人の代表）

第七十七条 【準用除外】

2・3 【準用除外】

4 代表清算人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十二条の十一第一項に規定する代表清算人をいふ。以下同じ。）は、清算法人の業務に關する一切の裁判上又は裁判外のものをもする権限を有する。

5 前項の規定に加え、報酬は、善意の第三者に對抗することができない。

（代表清算人に代償を生じた場合の措置）

第七十九条 代表清算人が欠けた場合は、定款で定めた代表清算人の員数分かつた場合には、任期の満了又は終任により選

任した代表清算人は、新たに選定された代表清算人（次項の一時代表清算人の職務を行つてくまを委ねる。）が就任するまで、なお代表清算人としての権利義務を有する。

2 前項に規定する場合には、裁判所は、必要があると認めるときは、清算人（中）の申立てにより、一時代表清算人の職務を行つてくまを委任することができる。

3 裁判所は、前項の一時代表清算人の職務を行つてくまを委任した場合に、清算人がその者に支払う報酬の額を定めることができる。

（清算人の職務を代行する者の権限）

第八十条 民法第五十五号（平成五年法律第九十一号）第五十六条に規定する部分命令により選定された清算人又は代表清算人の職務を代行する者は、仮処分命令に附随の定めがある場合を除き、清算人の職務に属しなからざる限り、裁判所の許可を得なければならない。

2 前項の規定に違反して行つた清算人又は代表清算人の職務を代行する者は、無効とする。ただし、清算人は、これをもって善意の第三者に対抗することができる。

（清算法についての破産手続の開始）

第四十六条の十一 清算人が破産手続の開始を宣告するに足りないことが明らかとなつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算人が破産手続開始の決定を受けた場合において破産手続開始の事務を行つてくまを委任したときは、その任務を終了したものとす。

3 前項に規定する場合には、清算人が既に債権者に支払ひ、又は取得財産の償還すべき金に引き渡したことがあるときは、破産管理人は、これを取り戻すことができる。

4 前項の取戻しによる公告は、直ちに掲載しとする。

（破産中の委任する清算人の報酬）

第四十六条の十二 裁判所は、第四十六条の六第二項又は第三項の規定により清算人を委任した場合には、清算人が当該清算人に対し支払うべき報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

（清算人の清算人に対する損害賠償責任）

（清算人の清算人に対する損害賠償責任に関する説明）

第四十六条の十四 清算人は、その任務を怠つたときは、清算人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負ふ。

2 清算人は、第四十六条の十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条第二項の規定に違反し、同項第一号の取引をしたときは、当該取引により清算人又は債権者若しくは第三者の利益は、前項の損害の額と推定する。

3 第四十六条の十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条第二項第二号又は第三号の取引によつて清算人に損害が生じたときは、次に掲げる清算人は、その任務を終つたものと推定する。

一 第四十六条の十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条第一項の清算人

二 清算人が当該取引をすることを決定した清算人

三 当該取引に関する清算人命令の承認の決議に賛成した清算人

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十二条及び第八十三条第一項の取引は、第二項の責任について準用する。この場合において、同法第八十二条中「総社員」とあるのは、「総債権者」と読み替へるものとするほか、必要な技術的調整は、政令で定める。

【参考】委任部分（議決後）

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（清算法）に関する損害賠償責任の免除

第八十二条 社会福祉法（昭和二十六年法律第九十五号）第四十六条の十四第一項の責任は、総監事の同意がなければ、免除する。ただし、

（清算人自己のためにした取引に関する特例）

第八十六条 社会福祉法（昭和二十六年法律第九十五号）第四十六条の十第四項において準用する第八十四条第一項第二号の取引（自己のためにした取引に限る。）をした清算人の同法第四十六条の十四第二項の責任は、任務を怠つたことが当該清算人の責に帰するものとならざる限り、事由によるものであることと認められることができない。

2 【準用対象外】

（清算人の第三者に対する損害賠償責任）

第四十六条の十五 清算人がその職務を行つたことについて賠償又は

第十三条の十四 法第四十六条の十四第四項において清算人の法第四十六条の四に規定する清算人（第十三条の十二において「清算人」という。）に対する損害賠償責任について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条第一項の規定を準用する場合には、同項中「第八十四条第一項第二号」とあるのは、「社会福祉法（昭和二十六年法律第九十五号）第四十六条の十第四項において準用する第八十四条第一項第二号」と読み替へるものとする。

（清算人の第三者に対する損害賠償責任）



(親業及び親権拒否の制限)

第八十四条 清算人は、次に掲げる場合には、清算人において、当該取扱いにつき重要な事実を説明し、その承認を受けなければならない。

- 一 清算人の自己又は第三者のために清算法人の事業の部に属する取扱いをしようとするとき。
- 一 清算人の自己又は第三者のために清算法人と取扱いをしようとするとき。
- 二 清算法人が清算人の職務を遂行することその他の清算人以外の者との間において清算法人と当該清算人の利益が相反する取扱いをしようとするとき。

2 民法(明治二十七年法律第九十号)第五百八条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号の取扱いについては、適用しない。

(清算人の選任)

第四十條の十八 清算人を選任する清算人が招集する。ただし、清算人を招集する清算人を総括又は清算人会で定めたとときは、その清算人を招集する。

- 2 前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定による定むるべき清算人(以下この項及び次条第三項において「招集権者」という。)以外の清算人は、招集権者に對し、清算人会を自由とする事項を示して、清算人会の招集を請求するに支障を有する。
- 3 前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日(以下この項において「請求の日」という。)に於ける清算人会の招集の通知が送られない場合には、その請求をした清算人は、清算人会を招集することができる。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十條の規定は、清算人会設置法人に於ける清算人会の招集について準用する。この場合において、同条第三項中「各理事及び各監事」とあるのは「各清算人(監事設置清算法人(社会福祉法(昭和二十七年法律第九十五号)第四十六條の十一第一項に規定する監事設置清算法人をいう。)及び同項において同じ。)」にあり、同条第三項中「理事」とあるのは「清算人(監事設置清算法人に於ける清算人及び監事)」と読み替へるものとする。
- 5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十五條及び第九十六條の規定は、清算人会設置法人における清算人会の招集について準用する。この場合において、同法第九十五

(清算人会の選任に関する法律)

第十三條の十六 法第四十六條の十八第五項において清算人会設置法人における清算人会の決議について(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十六條の規定を準用する場合は、「清算人会設置法人(社会福祉法(昭和二十七年法律第九十五号)第四十六條の六第七項に規定する清算人会設置法人をいう。)」と読み替へるものとする。

- 2 法第四十六條の十八第六項において清算人会設置法人に於ける清算人への報告について(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十八條第三項の規定を準用する場合は、「同項中「第九十一條第二項」とあるのは「社会福祉法第四十六條の十七第二号」と読み替へるものとする。)

(清算人会の議事録)

第五條の四 法第四十六條の十八第五項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十五條第三項の規定による清算人会の議事録の作成については、この条の規定によるものとする。

- 2 清算人会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。
- 3 清算人会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
  - 一 清算人会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない清算人、監事又は評議員が清算人会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)
  - 二 清算人会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
    - イ 法第四十六條の十八第二項の規定による清算人の請求を受けて招集されたもの
    - ロ 法第四十六條の十八第三項の規定により清算人が招集したものを
    - ハ 法第四十六條の十九第二項の規定による評議員の請求を受けて招集されたもの
    - ニ 法第四十六條の十九第三項において準用する法第四十六條の十八第三項の規定により評議員が招集したものを
    - ホ 法第四十六條の二十一及び令第十三條の十七の規定により読み替へて適用する法第四十五條の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法

条第二項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、一理事(とあるのは「清算人」と)、代表理事(とあるのは「代表清算人」と)、同条第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と読み替へるものとするほか、必要な技術的設備又は、**税金**と定める。

- 6 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十八條の規定は、清算人会設置法人に於ける清算人への報告について準用する。この場合において、同条第一項中「理事、監事又は各監事」とあるのは「清算人又は各監事」と、一理事及び各監事」とあるのは「清算人(監事設置清算法人(社会福祉法(昭和二十七年法律第九十五号)第四十六條の十一第一項に規定する監事設置清算法人をいう。))及び同項において同じ。)」にあり、同条第一項中「理事及び各監事」とあるのは「清算人(監事設置清算法人に於ける清算人及び各監事)」と読み替へるものとするほか、必要な技術的設備又は、**税金**と定める。

【参】準用条文(読後)

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(法律手続)

第九十條 清算人を選任する者は、清算人会の日の一週間(これを下回る期間を受託で定めた場合にあつては、その期間)前までに、各清算人(監事設置清算法人(社会福祉法(昭和二十七年法律第九十五号)第四十六條の十一第一項に規定する監事設置清算法人をいう。))及び同項において同じ。))にあつては、各清算人(及び各監事)に對してその通知を差し送らなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、清算人会は、清算人(監事設置清算法人に於ける清算人及び各監事)の全員の同意があるときは、招集の手続を遂行することなく開催するにすることができる。(清算人会(決議))

第九十五條 清算人会の決議は、議決に加わることができる清算人の過半数(これを上回る議決を受託で定めた場合にあつては、その割合以上)が出席し、その過半数(これを上回る割合を受託で定めた場合にあつては、その割合以上)をもつて行つて行つて。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する清算人は、議決に加ふることはできない。
- 3 清算人会の決議については、**厚生労働省令**で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した清算人(監事)が議事録に署名し、又は記名押印し、なければならぬ者を当該清算人会に出席した代

法第九十一條第二項の規定による監事の請求を受けて招集されたもの

- イ 法第四十六條の二十一及び令第十三條の十七の規定により読み替へて適用する法第四十五條の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十一條第三項の規定により監事が招集したものを
- ロ 清算人会の議事の経過の要綱及びその結果
- ハ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する清算人があるときは、その氏名

- 五 次に掲げる規定により清算人会において送られた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容及び要綱
  - イ 法第四十六條の二十一及び令第十三條の十七の規定により読み替へて適用する法第四十五條の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十一條
  - ロ 法第四十六條の二十一及び令第十三條の十七の規定により読み替へて適用する法第四十五條の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十一條第一項
  - ハ 法第四十六條の十七第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十一條第三項
  - ニ 法第四十六條の十九第四項
  - 六 法第四十六條の十八第五項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十五條第三項の定めがあるときは、代表清算人(法第四十六條の十一第一項に規定する代表清算人をいう。))以外の清算人であつて、清算人会に出席したものの氏名
  - 七 清算人会に出席した評議員の氏名又は住所
  - ハ 清算人会の議長が存するときは、議長の名
- 4 次に掲げる場合には、清算人会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。
  - 一 法第四十六條の十八第五項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十六條の規定により清算人会の決議があつたものとなつた場合、次に掲げる事項
    - イ 清算人会の決議があつたものとなつた事項の内容
    - ロ イの事項の提案をした清算人の氏名
    - ハ 清算人会の決議があつたものとなつた日
    - ニ 議事録の作成に係る職務を行った清算人の氏名
  - 二 法第四十六條の十八第六項において準用する一般社団法人

表清算人とする旨の定がある場合には、当該代表清算人（及び監事）は、次に署名し、又は記名押印しなければならない。

4 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該議事録に記録された事項については、**厚生労働省令**で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

5 清算人会の決議に参加した清算人であつて第三項の議事録に議事をしたものは、その決議に賛成したものと推定する。

(清算人会の決議の省略)

第九十六條 清算人（清算人）は、第四十六條の第六項に規定する清算人会設置法（以下「設置法」といふ。）は、清算人が清算会の決議の目的である事項について提案をした場合に於いて、当該提案につき清算人（当該議事録に記された事項に限ること）が同意する旨の意思表示をしたとき（当該議事録に電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（当該議事録に記された事項に限ること）を除く。）は、当該議事録に記された旨の清算会の決議があつたものとみなす旨を定めて定めることができる。

(清算人会の報告の省略)

第九十八條 清算人は、監事が清算人（監事設置清算人）（社会福祉法（昭和三十二年法律第四十五号）第四十六條の十一第六項に規定する監事設置清算人をいふ。）にあつては、清算人及び監事の全員に対して清算人に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を清算人会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、社会福祉法第四十六條の十七第九項の規定による報告については、適用しない。

(監事による監事の請求)

第四十八條の十九 清算人会設置法（監事設置清算人を除く。）の監事は、清算人が清算会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらに違反するおそれがあるときは、清算人の招集を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、清算人（前条第一項ただし書に規定する場合は、監事）に対し、清算会の目的である事項を示して行われなければならない。

3 前条第三項（同法）は、第二項の規定による請求があつた場

人及び一般財団法人に関する法律第九十八條第一項の規定により清算人会への報告を要しないものとされた場合には、次に掲げる事項

イ 清算人会への報告を要しないものとされた事項の内容

ロ 清算人会への報告を要しないものとされた日

ハ 議事録の作成に係る職務を行った清算人の氏名

(電子署名)

第三十條の十八 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

一 法第四十五條の十四第七項

二 法第四十六條の十八第五項において準用する一般財団法人及び一般財団法人に関する法律第九十五條第四項

2 前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録に記録するに十分な信頼性について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいふ。

一 当該措置が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること

二 当該措置について成否が行われていないかどうかを確認するに十分なものであること

合してして適用する。

41 第一項の規定による請求があつた監事は、当該請求に基づき招集され、又は前項において適用する前条第三項の規定により招集した清算人会に出席し、意見を述べることができる。

【参考】 第五十條（議事録）

○社会福祉法  
(清算会の設置)

第四十六條の十八 【準用対象外】

2 【準用対象外】

3 次条第一項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を清算会の日とする清算人会の招集を求めなければならない場合には、その請求をした清算人は、清算会を招集することができる。

4 3 6 【準用対象外】

(議事録等)

第九十六條の二十 清算人会設置法は、清算会の日（第四十六條の十八第五項において準用する一般財団法人及び一般財団法人に関する法律第九十六條の規定により清算会の決議があつた日からみなされた日を含む。）から十年間、同項において準用する同法第九十五條第三項の議事録又は第四十六條の十（第五項において準用する同法第九十六條の意思表示を記載し、若しくは記録した画面若しくは電磁的記録（以下「記録」といふ。）をその主たる記録所に備え置かなければならない。

2 議事録は、議事録の業務期間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を**厚生労働省令**で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

31 債権者は、清算人又は監事の責任を理及するため必要があるときは、職権若しくは指示を濫し、議事録等について前項各号に掲げる請求をすることができる。

41 裁判所は、前項の請求に基き閲覧又は謄写をすることにより、当該清算人会設置法（若しくは定款）を及ぼすおそれがあるときは、同項の許可をすることができる。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第三十條の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一條第二項に規定する電磁的記録をいふ。以下同じ。）に記録された事項を画面又は映像面に表示する方法とする。

一 法第三十四條の二第三項第三号

二 法第三十四條の二第三項第三号

三 法第四十五條の九第十項において準用する一般財団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第九十四條第三項第三号

四 法第四十五條の十一第四項第三号

五 法第四十五條の十五第三項第三号

六 法第四十五條の十九第三項第三号

七 法第四十五條の二十五第三号

八 法第四十五條の三十二第三項第三号

九 法第四十五條の三十四第三項第三号

十 法第四十五條の三十四第三項第三号

十一 法第四十六條の二十第三項第三号

十二 法第四十六條の二十六第三項第三号

十三 法第五十一條第三項第三号

十四 法第五十四條の四第三項第三号

十五 法第五十四條の四第三項第三号

十六 法第五十四條の七第三項第三号





議員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の賛成を得なければならない日から三年を経過してない場合は、この限りでない。

第百八十条 評議員は、業主人に対し、評議員会の日の四週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までに、評議員会の目的である事項につき当該評議員が提出しようとする議案の要旨を社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五條の九第十項において準用する第百八十二条第一項又は第二項の通知に記載し、又は記録して評議員に通知することを請求することができる。

2 前項の要旨は、同項の議案が法令若しくは定款に違反する場合は評議員が同一の議案につき評議員会において議決に加わることとなる議員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合は、その割合）以上の賛成を得なければならない日から三年を経過してない場合には、適用しない。

（評議員の報酬等）

第百八十一条 評議員の報酬等の額は、定款で定めなければならない。

（評議員会の招集の決定）

第百八十二条 評議員会を招集する場合には、清算人は、次に掲げる事項を定めなければならない。ただし、清算人会設置法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の六第十項に規定する清算人会設置法人をいう。）においては、当該事項の決定は、清算人会の決議によらなければならない。

一 評議員会の日時及び場所

二 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項

三 前二項に規定するもののほか、厚生労働省令で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五條の九第五項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員は、前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

（評議員会の招集の通知）

第百八十三条 評議員会を招集するときは、清算人（社会福祉法第四十五條の九第五項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員。次項において同じ。）は、評議員会の日日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までに、評議員に対し、書面による通知を發しなければならない。

2 清算人は、前項の書面による通知の發出に代えて、政令で定めるところにより、評議員の承認を得て、電磁的方法（社会福祉法第三十四条の二第二項第四号に規定する電磁的方法をいう。）により通知を發することができる。この場合において、当該清算人は、同項の書面による通知を發したものとみなす。

3 前二項の通知は、招集する事項に記載し、又は記録しなければならない。

（招集手続の省略）

第百八十三条 前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員が同意あるときは、招集の手続を省くことなく開催することができる。

（延期又は続行の決議）

第百八十三条 評議員会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第百八十一条及び第百八十二条の規定は、適用しない。

（評議員会の決議の省略）

第百八十四条 業主人が評議員会の目的である事項について提案をした場合には、当該議案につき評議員（当該事項につき議決に加わることとなるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同項の意思表示をしたときは、当該提案を請求する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

2 清算人は、前項の規定により評議員会の決議があつたものとみなされた日から十一年間、同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 評議員又は業主人は、業主人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の電磁的記録に記載された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

4 第一項の規定により当該評議員会の目的である事項のすべてについての提案を請求する旨の評議員会の決議があつたものとみなされた場合は、その日に当該当該評議員会が終結したものとみなす。

（評議員会の報告の省略）

第百八十五条 業主人が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を知った場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないときは、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同項の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会の報告があつたものとみなす。



	<p>(前項目録等の提出命令)</p> <p>第四十二條の二十三 監事等は、申立てにより又は職務で、訴訟の当事者に対し、前項目録等の全部又は一部の提出を命ずることができるもの。</p>
	<p>(貸借対照表等の作成及び保存)</p> <p>第四十二條の二十四 清算法は、厚生労働省令で定めるところにより、各清算事務年度(第四十六條の三を身に掲げる場合に該当するものとなる)の翌日又はその後毎年その日に始まる日(該当する日がない場合には、その前日)から起算する日(その期間をいふ。)に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。</p> <p>2) 前項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもって作成することができる。</p> <p>3) 清算法人は、第一項の貸借対照表を作成した時からその主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時までの間、当該貸借対照表及びその附属明細書を保存しなければならない。</p>

	<p>(貸借対照表等の監査等)</p> <p>第四十六條の二十五 監事等が清算法人においては、前条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。</p> <p>2) 清算人又は監事等が前条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書(前項の規定の適用がある場合においては、同項の監査を受けたもの)は、清算人会の承認を受けなければならない。</p>
--	--

--	--

	<p>(清算事務年度に係る貸借対照表)</p> <p>第五條の七 法第四十六條の二十四第一項に規定する貸借対照表は、各清算事務年度(同項に規定する各清算事務年度をいふ。第五條の九第二項において同じ。)に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。</p> <p>2) 前条第三項及び第四項の規定は、前項の貸借対照表について準用する。</p> <p>3) 法第四十六條の二十四第一項に規定する貸借対照表の附属明細書は、貸借対照表の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。</p>
	<p>(清算事務年度に係る事務報告)</p> <p>第五條の八 法第四十六條の二十四第一項に規定する事務報告は、清算に関する事務の執行の状況に係る重要な事項をその内容としなければならない。</p> <p>2) 法第四十六條の二十四第一項に規定する事務報告の附属明細書は、事務報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。</p>

<p>第五條の六 法第四十六條の二十二第一項の規定による貸借対照表の作成については、この条の定めるところによる。</p> <p>2) 前項の貸借対照表は、法第四十六條の二十二第一項の財産目録に基づき作成しなければならない。</p> <p>3) 第一項の貸借対照表は、次に掲げる部に分けて表示しなければならない。この場合において、第三号に掲げる部については、純資産を示す適当な名称を付すこととなる。</p> <p>一 資産</p> <p>二 負債</p> <p>三 純資産</p>	<p>4) 前項各号に掲げる部は、適当な項目に細分することができる。この場合において、当該各項目については、資産、負債又は純資産を示す適当な名称を付すなければならない。</p> <p>5) 別当目録を中とするのが困難な資産がある場合には、第一項の貸借対照表には、当該資産に係る財産評価の方針を注記しなければならない。</p>
---	--

	<p>(清算法人の監査報告)</p> <p>第五條の九 法第四十六條の二十五第一項の規定による監査については、この条の定めるところによる。</p> <p>2) 監事等の監事は、各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。</p> <p>一 監事の監査の方法及びその内容</p> <p>二 各清算事務年度に係る貸借対照表及びその附属明細書が当該清算法人の財産の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見</p> <p>三 各清算事務年度に係る事務報告及びその附属明細書が法令又は定款に抵触し当該清算法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見</p> <p>四 清算人の職務の遂行に關し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があつたときは、その事実</p> <p>五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由</p> <p>六 監査報告を作成した日</p> <p>3) 特定監事は、第五條の七第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告の全部を受領した日から四週間を経過した日(特定清算人(次に各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいふ。以下この条において同じ。)及び特定監事の間で合意した日がある場合にあつては、当該日)までに、特定清算人に於して、監査報告の内容を通知しなければならない。</p> <p>一 この項の規定による通知を受ける清算人を定めた場合 当該通知を受ける清算人として定められた監事</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合 第五條の七第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告並びにこれらの附属明細書の作成に關する職務を行つた清算人</p> <p>4) 第五條の七第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告並びにこれらの附属明細書については、特定清算人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。</p> <p>5) 前項の規定にかかわらず、特定監事が第三項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、第五條の七第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告並びにこれらの</p>
--	---

		<p>6) 附属明細書については、監事の監査を受けたらものとみなす。</p> <p>第三項及び前項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>一 二人以上の監事が存する場合において、第三項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めたとき、当該通知をすべき監事として定められた監事</p> <p>二 二人以上の監事が存する場合において、第三項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めていないとき、全ての監事</p> <p>三 前二号に掲げる場合以外の場合 監事</p>
<p>(貸借対照表等の備置き及び閲覧等)</p> <p>第四十六条の二十六 清算人は、第四十六条の二十四第一項に規定する貸借対照表等(第三号の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書(第二条第一項の規定の適用がある場合において、監査報告を含む。以下この条において「貸借対照表等」という。))を、定時評議委員会の日(第一項前条(第四十五条第九号)において適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十四年法律第一号)において、同項の規定があつた日)からその主たる事務所の所在地において、当該清算の終了の時までの間、その主たる事務所に通覧閲覧をしなければならない。</p> <p>2 評議員又は債権者は、清算人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第一号又は第二号に掲げる請求をするには、当該清算人の定めぬ事項を主張しなければならない。</p> <p>一 貸借対照表等を筆面をもつて作成されているときは、当該筆面の閲覧の請求</p> <p>二 前号の筆面の謄本又は抄本の交付の請求</p> <p>三 貸借対照表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を「厚生労働省令」で定める方法により表示したものの閲覧の請求</p> <p>四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて清算人に定められたとおり提供することの請求又はその事項を印刷した筆面の交付の請求</p>		<p>(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)</p> <p>第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法に、次に掲げる規定の電磁的記録(法第三十一条第三項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に記録された事項を筆面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>一 法第三十回条の二第三項第三号</p> <p>二 法第三十四条の二第三項第三号</p> <p>三 法第四十五条の九第十項において適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第九十回条第三項第三号</p> <p>四 法第四十五条の十一第四項第三号</p> <p>五 法第四十五条の十五第三項第三号</p> <p>六 法第四十五条の十九第三項第三号</p> <p>七 法第四十五条の二十五第一号</p> <p>八 法第四十五条の三十三第三項第三号</p> <p>九 法第四十五条の三十三第四項第二号</p> <p>十 法第四十五条の三十四第三項第三号</p> <p>十一 法第四十六条の二十第三項第二号</p> <p>十二 法第四十六条の二十六第三項第三号</p> <p>十三 法第五十一条第二項第三号</p> <p>十四 法第五十四条第二項第三号</p> <p>十五 法第五十四条の四第三項第三号</p> <p>十六 法第五十四条の七第三項第三号</p> <p>十七 法第五十四条の十二第三項第三号</p>
<p>(貸借対照表等の提出等)</p> <p>第四十六条の二十七 次の各号に掲げる清算人においては、清算人は、当該各号に定める貸借対照表及び事務報告を定時評議委員会に提出し、又は提供しなければならない。</p>		
<p>一 監事及び清算人(清算人設置法(清算人設置法)を除く。) 第四十六回条の二十五回条第一項の監査を受けた貸借対照表及び事務報告</p> <p>二 清算人(清算人設置法) 第四十六回条の二十五回条第二項の承認を受けた貸借対照表及び事務報告</p> <p>三 前一号に掲げるもの以外の清算人 第四十六回条の二十四回条第一項の貸借対照表及び事務報告</p> <p>2 前項の規定により提出され、又は提供された貸借対照表は、定時評議委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>3 清算人は、第一項の規定により提出され、又は提供された事務報告の内容を定時評議委員会に報告しなければならない。</p>		
<p>(貸借対照表等の提出命令)</p> <p>第四十六回条の二十八 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、第四十六回条の二十四回条第一項の貸借対照表及びこれらの附属明細書の全部又は一部の提出を命ずることが出来る。</p>		
<p>(通訳等)</p> <p>第四十六回条の二十九 第四回条第三号(第四十五回条の二十七回条第四回条)及び第四十五回条の三十一回条から第四十五回条の三十四回条までを除く)の規定は、清算人については、適用しない。</p>		
<p>第四回条 債務の弁済等</p>		
<p>(債権者に対する公告等)</p> <p>第四十六回条の三十 清算人は、第四十六回条の三各号に掲げる場合(以下「公告」といふ)の後、遅滞なく、当該清算人の債権者に対し、一定の期間に於ける債権を申し出るべき旨を公告に公告し、かつ、印刷している債権者には、各別これを通知しなければならない。ただし、当該期間は、一月を下ることを得ない。</p> <p>2 前項の規定による公告は、当該債権者が当該期間内に申出をしないときは清算人から除斥される旨を付記しなければならない。</p>		
<p>(債務の弁済の制限)</p> <p>第四十六回条の三十一 清算人は、前条第一項の期間内は、債務の弁済をすることが出来ない。この場合において、清算人は、その債務の不履行によつて生じた責任を免れることが</p>		

<p>でない。</p> <p>2) 前項の規定にかかわらず、清算人は、前条第一項の期間内であつても、裁判所の許可を得て、少額の債権、清算法人の財産にまさる債権等によつて担保される債権その他これらを弁償し、他の債権者を害するおそれがない債権に係る債務について、その弁償をすることができ、この場合において、当該許可を得ずして、清算人が二人以上あるときは、その全員の同意によつてしなければならない。</p>		
<p>(条件付債権に係る債務の弁償)</p>		
<p>第四十四条之三十二 清算人は、条件付債権、存続期間が不確定な債権その他の債権に優先する債権に係る債務を弁償することがある。この場合においては、これらの債権を評価せざるを得ず、清算人に於て、債権者の選任の申立てをしなければならない。</p>		
<p>2) 前項の選任は、清算人は、同項の選任人の評価に従ひ、同項の債権に係る債務を弁償しなければならない。</p>		
<p>3) 第一項の選任の選任の手続に関する費用は、清算法人の負担とする。当該選任による選任のための叫出し及び質問に関する費用についても同様とする。</p>		
<p>(債務の弁償に係る残余財産の引渡しの問題)</p>		
<p>第四十四条之三十三 清算人は、当該清算人の債務を弁償した後ならぬは、その財産の引渡しをすることができない。ただし、その存否又は額について争いのある債権に係る債務についてその弁償をすることが必要と認められる財産を留保した場合は、この限りでない。</p>		
<p>(債権者の選任)</p>		
<p>第四十四条之三十四 清算法人の債権者(証明している債権者を除く)であつて第四十四条之三十二項の期間内にその債権の申出をしないものは、清算から除外される。</p>		
<p>2) 前項の規定により清算から除外された債権者は、引渡しがおこなわれず、残余財産に対してのみ、弁償を請求することができる。</p>		
<p>第五目 残余財産の帰属</p>		
<p>第四十七条 解散した社会福祉法人の残余財産は、合併(合併による消滅)又は清算人が選任する場合に限る。)及び破産</p>		

<p>手続開始の決定による解散の場合を除くほか、所轄庁に対する債権者届出届出時において、定款の定めるところにより、その債権すべき者に帰属する。</p>		
<p>2) 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。</p>		
<p>第六目 清算事務の終了等</p>		
<p>(清算事務の終了等)</p>		<p>(決算報告)</p>
<p>第四十七条之二 清算人は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、決算報告を作成しなければならない。</p>		<p>第五十条の十 法第四十七條之二第一項の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な項目に細分することがある。</p>
<p>2) 清算人は当該報告に於ては、決算報告は、清算人の承認を受けなければならない。</p>		<p>一 債権の取立て、資産の処分その他の行為によつて得た収入の額</p>
<p>3) 清算人は、当該報告(証明の範囲の範囲がある場合にあつては、同項の承認を受けたるもの)を監事会に提出し、又は提出し、その承認を受けなければならない。</p>		<p>二 債務の弁償、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額</p>
<p>4) 前項の承認があつたときは、任務を完了したと認める清算人の個人計開の責任は、免除されるものとみなす。ただし、清算人の職務(業務)に關し不正の行為があつたときは、この限りでない。</p>		<p>三 残余財産の額(支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額)</p> <p>2) 前項第三号に掲げる事項については、残余財産の引渡しを完了した日を登記しなければならない。</p>
<p>(帳簿簿記の保存)</p>		
<p>第四十七条之三 清算人(清算人会設置法人にあつては、第四十七条の十第三号の項に規定する清算人)は、清算法人の主たる事務所の所在地に於ける清算終了の登記の時から十年間、清算法人の帳簿簿記及びその事務及び清算に関する重要な資料(以上を「帳簿簿記」といふ。)を保存しなければならない。</p>		
<p>2) 裁判所は、帳簿簿記の申立てにより、前項の清算人に代つて帳簿簿記を保存する者を選任することができる。この選任は、同項の規定は、適用しない。</p>		
<p>3) 前項の規定により選任された者は、清算法人の主たる事務所の所在地に於ける清算終了の登記の時から十年間、帳簿簿記を保存しなければならない。</p>		
<p>4) 第一項(選任)による選任の手続に関する費用は、清算法人の負担とする。</p>		
<p>(裁判所による監督)</p>		
<p>第四十七条之四 社会福祉法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。</p>		

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 社会福祉法人の解散及び清算を監督する裁判所は、社会福祉法人の業務を監督する報告に対し、意見を求め、又は調査を命ずることができる。

4 前項に規定する報告は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(裁判所の届出)  
 第四十七条の五 清算が終了したときは、清算人は、その旨を所管する届出しなければならない。

(検査役の選任)  
 第四十七条の六 裁判所は、社会福祉法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 第四十四条の十三の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について適用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とするものは、「社会福祉法人及び検査役」と読み替えるものとする。

【参考】準用条文（読後後）  
 ○ 社会福祉法  
 (裁判所の選任する検査役の報酬)  
 第四十四条の十三 裁判所は、第四十七条の六第一項の規定により検査役を選任した場合に、清算人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合において、裁判所は、当該社会福祉法人及び検査役の陳述を聴かなければならない。

(裁判所選任)  
 第四十七条の七 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(第二百一十条第一項、第二百一十八条、第二百一十九条(第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。)、第二百一十九条第一号、第二百一十九条(第二号に係る部分に限る。)、第二百一十九條第一号、第二百一十九條(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第二百一十九條第一号及び第二百一十九條の規定は、社会福祉法人の解散及び清算について適用する。この場合において、必要な技術的調整は、政令で定める。

(社会福祉法人の解散又は清算に関する総務)  
 第十三条の十八 法第四十七条の七において社会福祉法人の解散及び清算について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百一十九条第一号及び第二百一十九條第一号の規定を適用する場合においては、同法第二百一十九條第一号中「第七十五條第二項(第七十七條において準用する場合を含む。)、第七十九條第二項(第九十九條において準用する場合を含む。)」若しくは第二百一十九條第二項の規定により選任された一時理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務を行うべき者、清算人、第二百一十條第四項とあるのは「清算人、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十六条の七第三項」と、「若しくは第二百一十九條第二項において適用する第七十九條第二項の規定」とあるのは「この規定」と、「代表清算人」とあるのは「監事の職務を行うべき者、同法第四十六条の七第三項において適用する第二百一十九條第一項の規定により選任された一時評議員の職務を行うべき者、同法第四十六条の十一第一項において適用する第二百一十九條第一項の規定により選任された一時代表清算人」と、「一般役員又は第二百一十二條第二項の管理人」とあるのは「一般役員」と、同法第二百一十九條第一号中「第二百一十九條第一号に規定する一時理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務を行うべき者、清算人」とあるのは「清算人」と、「同法」とあるのは「社会福祉法第四十七条の七において適用する第二百一十九條第一号」と、「若しくは代表清算人」とあるのは「監事、評議員若しくは代表清算人」と、「第二百一十九條第一号」とあるのは「同法第四十六条の十一第一項」と、「第二百一十九條第二項」とあるのは「同法第四十七条の三第二項」と読み替えるものとする。

【参考】準用条文（読後後）  
 ○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律  
 (非訟事件の総論)  
 第二百一十條 この法律の規定による非訟事件（次項に規定する事件を除く。）は、社会福祉法人のまたる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。  
 2 【準用条文外】  
 (審明)  
 第二百一十八條 この法律の規定による報告の申立てをする場合に、その原因となる事実を審明しなければならない。  
 (裁判上の調査)  
 第二百一十九條 裁判所は、この法律の規定による非訟事件についての裁判のつとめ、次の各号に掲げる裁判をする場合には、当該報告に不足する事項の調査を命ずることができる。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。  
 一 この法律の規定により社会福祉法人が作成し、又は備え置いた帳簿又は電算的記録についての閲覧又は謄写の許可の申立てについての裁判 当該社会福祉法人  
 二 清算人、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十四条の十三第三項において適用する第七十五條第二項の規定により選任された一時清算人若しくは監事の職務を行うべき者、同法第四十六条の七第三項において適用する第二百一十九條第一項の規定により選任された一時評議員の職務を行うべき者、同法第四十六条の十一第一項において適用する第二百一十九條第一項の規定により選任された一時代表清算人の職務を行うべき者又は検査役の報酬の額の決定 当該社会福祉法人(報酬を受ける者が社会福祉法人を代表する者とならなければ、監事)及び報酬を受ける者  
 三 【準用条文外】  
 四 清算人の継任についての裁判 当該清算人  
 五・六 【準用条文外】  
 (理由の付記)  
 第二百一十條 この法律の規定による非訟事件についての裁判には、理由を述べなければならない。ただし、次に掲げる裁判については、この限りでない。  
 一 検査第三号に掲げる裁判  
 二 第二百一十三條第一号に掲げる裁判  
 (届出社会)

人、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十六条の七第三項」と、「若しくは第二百一十九條第二項において適用する第七十九條第二項の規定」とあるのは「この規定」と、「代表清算人」とあるのは「監事の職務を行うべき者、同法第四十六条の七第三項において適用する第二百一十九條第一項の規定により選任された一時評議員の職務を行うべき者、同法第四十六条の十一第一項において適用する第二百一十九條第一項の規定により選任された一時代表清算人」と、「一般役員又は第二百一十二條第二項の管理人」とあるのは「一般役員」と、同法第二百一十九條第一号中「第二百一十九條第一号に規定する一時理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務を行うべき者、清算人」とあるのは「清算人」と、「同法」とあるのは「社会福祉法第四十七条の七において適用する第二百一十九條第一号」と、「若しくは代表清算人」とあるのは「監事、評議員若しくは代表清算人」と、「第二百一十九條第一号」とあるのは「同法第四十六条の十一第一項」と、「第二百一十九條第二項」とあるのは「同法第四十七条の三第二項」と読み替えるものとする。

<p>第二百九十一条 次の各号に掲げる裁判に対しては、当該各号に定める期日限り、即時抗告をすることができる。</p> <p>一 【裁判対象外】</p> <p>二 第二百八十五号各号に掲げる裁判 申立人及び当該各号に定める者（国保審三号及び審三号に掲げる裁判にあつては、当該各号に定める者） （原裁判の終結停止）</p> <p>第二百九十二条 前条の即時抗告は、執行停止の効力を有する。ただし、第二百八十五号審三号から審四号までに掲げる裁判に對するものについては、この限りでない。 （不服申立ての制限）</p> <p>第二百九十三条 次に掲げる裁判に対しては、不服を申し立てることとならない。</p> <p>一 清算人、代清算人、社会福祉法第四十七条の七において選任する第二百八十九号審二号に規定する一時清算人、監事、監事監事若しくは代清算人の職務を行ふべき者、検査役、同法第四十七号第三十二項の監事又は同法第四十七号第三十三項の検査業務の保存をする者の選任又は選定の裁判</p> <p>二 三 【裁判対象外】</p> <p>四 この法律（親告による訴請の申立てを認容する裁判（第二百八十五号審二号に掲げる裁判を除く。））（非訟事件手続法の規定の適用除外）</p> <p>第二百九十四条 この法（親告による非訟事件については、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第四十条及び第五十五号審三項審三号の規定は、適用しない。） （最高裁判所規則）</p> <p>第二百九十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による非訟事件の手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。</p>		
第三編 合併		
第二目 吸収		
<p>第四十八条 社会福祉法は、他の社会福祉法人と合併することとができる。この場合に於いては、合併する社会福祉法人は、合併協議を締結しなければならない。</p>		
第三目 吸収合併		

<p>（吸収合併契約）</p> <p>第四十九条 社会福祉法が吸収合併（社会福祉法人が他の社会福祉法人とする合併であつて、合併により消滅する社会福祉法人の職務業務の全部を合併後存続する社会福祉法人に承継せらるるもの）をいふ。以下この目及び第百三十三条第十一号において「同じ」とする場合には、吸収合併契約において、吸収合併後存続する社会福祉法人（以下この目において「吸収合併存続社会福祉法」といふ。）及び吸収合併により消滅する社会福祉法人（以下この目において「吸収合併消滅社会福祉法」といふ。）の名称及び住所その他厚生労働令で定める事項を定めなければならない。</p>		<p>（吸収合併契約）</p> <p>第五十一条 法第四十九条に規定する厚生労働令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 吸収合併がその効力を生ずる日</p> <p>二 吸収合併消滅社会福祉法人（法第四十九条に規定する吸収合併消滅社会福祉法人をいう。以下同じ。）の職員の数</p>
<p>（吸収合併の効力の発生等）</p> <p>第五十条 社会福祉法人の吸収合併は、吸収合併存続社会福祉法人の代表者職務の所在期に於いて合併の登記をすることによつて、その効力を生ずる。</p> <p>2 吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日、吸収合併消滅社会福祉法（同じ）の職務業務（当該吸収合併消滅社会福祉法がその行う事業に關し行政庁の認可その他の契約上應じて有する権利義務を含む。）を承継する。</p> <p>3 吸収合併は、商標庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>4 第二十三条の規定は、前項の認可について準用する。</p>		<p>（合併認可申請手続）</p> <p>第六十条 社会福祉法人は、法第五十条第三項又は法第五十四条の六第二項の規定により、吸収合併（法第四十九条に規定する吸収合併をいう。以下同じ。）又は新設合併（法第五十条の五に規定する新設合併をいう。以下同じ。）の認可を受けようとするときは、吸収合併又は新設合併の理由を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して所轄庁に提出しなければならない。</p> <p>一 法第五十二条及び法第五十四条の二第二項又は法第五十四号の八の手続又は定款に定める手続を経たことを証明する書類</p> <p>二 吸収合併存続社会福祉法人（法第四十九条に規定する吸収合併存続社会福祉法人をいう。以下同じ。）又は新設合併設立社会福祉法人（法第五十四条の五第二号に規定する新設合併設立社会福祉法人をいう。以下同じ。）の定款</p> <p>三 吸収合併消滅社会福祉法人（法第四十九条に規定する吸収合併消滅社会福祉法人をいう。以下同じ。）又は新設合併消滅社会福祉法人（法第五十四条の五第一号に規定する新設合併消滅社会福祉法人をいう。以下同じ。）に係る次の書類</p> <p>イ 財産目録及び貸借対照表</p> <p>ロ 負債があるときは、その負債を証明する書類</p> <p>四 吸収合併存続社会福祉法人又は新設合併設立社会福祉法人に係る次の書類</p> <p>イ 財産目録</p> <p>ロ 合併の日の属する会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書</p>
<p>【参照】 第五号文（最終文）</p> <p>○社会福祉法</p> <p>（認可）</p> <p>第三十二条 所轄庁は、第五十条第三項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第二十五条の職責に適合しているかどうか、その資産の内容及び取立の手段が、法令の規定に違反してないかどうか等を審査した上で、法第五十条第三項の認可を決定しなければならない。</p>		





- 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 前項の電磁的記録に記載された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 前項の電磁的記録に記載された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続社会福祉法人の定めるところにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

- の場合にあつては、同項の提案があつた日。以下同じ。）後吸収合併の登記の日までの間に新たな最終会計年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終会計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）
- 二 吸収合併消滅社会福祉法人（清算法人に限る。）が法第四十六條の二十二第一項の規定により作成した貸借対照表
- 三 吸収合併存続社会福祉法人についての次に掲げる事項
  - イ 吸収合併存続社会福祉法人において最終会計年度の末日（最終会計年度がない場合にあつては、吸収合併存続社会福祉法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第五十四條の二第一項の評議委員会の日の二週間前の日後吸収合併の登記の日までの間に新たな最終会計年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終会計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）
  - ロ 吸収合併存続社会福祉法人において最終会計年度がないときは、吸収合併存続社会福祉法人の成立の日における貸借対照表
- 四 吸収合併の登記の日以後における吸収合併存続社会福祉法人の債務（法第五十四條の三第二項第四号の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込に関する事項
- 五 法第五十四條の二第二項の評議委員会の日の二週間前の日後吸収合併の登記の日までの間に、前各号に掲げる事項に異変が生じたときは、変更後の当該事項

- （電磁的記録に記載された事項を表示する方法）
- 第二号の三 次に掲げる事項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一條第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記載された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。
- 一 法第三十四條の二第二項第三号
  - 二 法第三十四條の二第三項第三号
  - 三 法第四十五條の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第九十四條第三項第三号
  - 四 法第四十五條の十一第四項第三号
  - 五 法第四十五條の十五第二項第三号
  - 六 法第四十五條の十九第三項第三号

（吸収合併契約の承認）

第五十四條の二 吸収合併存続社会福祉法人は、評議委員会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

2 吸収合併存続社会福祉法人が承認する吸収合併消滅社会福祉人の債務の額として厚生労働省令で定める額が吸収合併存続社会福祉法人が承認する吸収合併消滅社会福祉人の資産の額として厚生労働省令で定める額を超える場合には、理事は、前項の評議委員会において、その旨を説明しなければならない。

- 七 法第四十五條の二十五第二号
- 八 法第四十五條の三十三第三項第三号
- 九 法第四十五條の三十三第四項第二号
- 十 法第四十五條の三十四第三項第三号
- 十一 法第四十六條の二十六第二項第三号
- 十二 法第四十六條の二十六第三項第三号
- 十三 法第五十一條第三項第三号
- 十四 法第五十四條第二項第三号
- 十五 法第五十四條の四第三項第三号
- 十六 法第五十四條の七第三項第三号
- 十七 法第五十四條の十一第三項第三号

（資産の額等）

第六條の五 法第五十四條の二第二項に規定する債務の額として厚生労働省令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。

- 一 吸収合併の直後に吸収合併存続社会福祉法人の貸借対照表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の負債の部に計上すべき額
- 二 吸収合併の直前に吸収合併存続社会福祉法人の貸借対照表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の負債の部に計上すべき額

2 法第五十四條の二第二項に規定する資産の額として厚生労働省令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。

- 一 吸収合併の直後に吸収合併存続社会福祉法人の貸借対照表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の資産の部に計上すべき額
- 二 吸収合併の直前に吸収合併存続社会福祉法人の貸借対照表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の資産の部に計上すべき額

（掲載事項の昭示）

第五十四條の三 吸収合併存続社会福祉法人は、第五十條第三項の昭示があつたときは、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、併せてホームページには、各号にこれを掲載しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。

- 一 吸収合併をする旨
- 二 吸収合併消滅社会福祉法人の名称及び住所

（計算書類に関する事項）

第六條の六 法第五十四條の三第二項第三号に規定する厚生労働省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による報告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定められたものとする。

- 一 公告対象法人（法第五十四條の三第二項第三号の吸収合併存続社会福祉法人及び吸収合併消滅社会福祉法人をいう。次号において同じ。）につき最終会計年度がない場合

三	吸収合併存続社会福祉法人及び吸収合併消滅社会福祉法人の財産管理に関する事項として、厚生労働省令で定めるもの
四	債権者が一定の期間内に異議を述べることができない旨
2	債権者が別表第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該吸収合併について承認をしたものとみなす。
3	債権者が第一項第四号の期間内に異議を述べたときは、吸収合併消滅社会福祉法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは弁済の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として、債権者に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併をして当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。
(吸収合併に関する書面等の備置き及び閲覧等)	
第五十四条の四	吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日遡算し、吸収合併により吸収合併存続社会福祉法人が承継し、吸収合併消滅社会福祉法人の権利義務その他の吸収合併に関する事項として、厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。
2	吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日から六ヶ月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
3	吸収合併存続社会福祉法人の取締役及び債権者は、吸収合併存続社会福祉法人に対し、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第三号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続社会福祉法人の定款を閲覧を要する必要がある。
一	第一項の書面の閲覧の請求
二	第一項の電磁的記録の閲覧又は抄本の交付の請求
三	第一項の電磁的記録に記載された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
四	第一項の電磁的記録に記載された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続社会福祉法人の定款のものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

その旨	
二	公益社団法人が清算法人である場合、その旨
三	前二号に掲げる場合以外の場合、最終会計年度に係る貸借対照表の要旨の内容
2	第六条の三第二項及び第三項の規定は、前項第三号の貸借対照表の要旨について準用する。
(吸収合併存続社会福祉法人の事後開示事項)	
第六条の七	法第五十四条の四第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一	吸収合併の登記の日
二	吸収合併消滅社会福祉法人における法第五十三条の規定による手続の経過
三	吸収合併存続社会福祉法人における法第五十四条の三の規定による手続の経過
四	吸収合併により吸収合併存続社会福祉法人が吸収合併消滅社会福祉法人から承継した重要な権利義務に関する事項
五	法第五十一条第一項の規定により吸収合併消滅社会福祉法人が備置した書面又は電磁的記録に記載又は記録された事項（吸収合併契約の内容を除く。）
六	前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項
(電磁的記録に記載された事項を表示する方法)	
第二十一条の三	次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記載された事項を書面又は紙面に表示する方法とする。
一	法第三十四条の二第二項第三号
二	法第三十四条の二第三項第二号
三	法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第九十九条第三項第二号

第三章 新設合併	
(新設合併契約)	
第五十四条の五	二以上の社会福祉法人が新設合併（二以上の社会福祉法人がする合併であつて、合併により消滅する社会福祉法人の権利義務の全部を合併により設立する社会福祉法人に承継せらるるをいう。以下この目及び附第五十三條第十一号において同じ。）をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。
一	新設合併により消滅する社会福祉法人（以下この目において「吸収合併消滅社会福祉法人」という。）の名称及び住所
二	新設合併により設立する社会福祉法人（以下この目において「新設社会福祉法人」という。）の目的、名称及び主たる事務所の所在地
三	前号に掲げらるるのほか、新設合併設立社会福祉法人の定款で定める事項
四	第三章に掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項
(新設合併の効力の発生等)	
第五十四条の六	吸収合併消滅社会福祉法人は、その成立の日、新設社会福祉法人の一切の権利義務（当該新設社会福祉法人は当該社会福祉法人の行う事業に關し行政庁の認可その他の処分によつて有する権利義務を含む。）を承継する。

四	法第四十五条の十一第四項第一号
五	法第四十五条の十五第二項第二号
六	法第四十五条の十九第三項第二号
七	法第四十五条の二十五第二号
八	法第四十五条の三十二第三項第三号
九	法第四十五条の三十二第四項第三号
十	法第四十五条の三十四第三項第二号
十一	法第四十六条の二十第二項第二号
十二	法第四十六条の二十六第二項第三号
十三	法第五十一条第二項第三号
十四	法第五十四条第二項第三号
十五	法第五十四条の四第三項第三号
十六	法第五十四条の七第二項第三号
十七	法第五十四条の十一第二項第三号
(新設合併契約)	
第六条の八	法第五十四条の五第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一	新設合併がその効力を生ずる日
二	新設合併消滅社会福祉法人の職員の処遇
(合併認可申請手続)	
第六条	社会福祉法人は、法第五十条第三項又は法第五十四条の六第二項の規定により、吸収合併（法第四十九条に規定する吸収合併をいう。以下同じ。）又は新設合併（法第五十四条の五に規定する新設合併をいう。以下同じ。）の認可を受けようとするときは、吸収合併又は新設合併の理由を記載し

2	新設合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
31	第三十二条の規定は、前項の認可について準用する。

	た申請書に次に掲げる書類を添付して所轄庁に提出しなければならない。
一	法第五十二条及び法第五十四条の二第一項又は法第五十四条の八の手續又は定款に定める手續を竣たことを証明する書類
二	吸収合併存続社会福祉法人（法第四十九条に規定する吸収合併存続社会福祉法人をいう。以下同じ。）又は新設合併設立社会福祉法人（法第五十四条の五第二号に規定する新設合併設立社会福祉法人をいう。以下同じ。）の定款
三	吸収合併消滅社会福祉法人（法第四十九条に規定する吸収合併消滅社会福祉法人をいう。以下同じ。）又は新設合併消滅社会福祉法人（法第五十四条の五第一号に規定する新設合併消滅社会福祉法人をいう。以下同じ。）に係る次の書類
イ	財産目録及び貸借対照表
ロ	負債があるときは、その負債を証明する書類
四	吸収合併存続社会福祉法人又は新設合併設立社会福祉法人に係る次の書類
イ	財産目録
ロ	合併の日の属する会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う取次書
ハ	評議員となるべき者及び役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書（吸収合併存続社会福祉法人については、引き継ぎ評議員となるべき者又は引き継ぎ役員となるべき者の就任承諾書を除く。）
ニ	評議員となるべき者のうち、他の各評議員となるべき者について、第二条の七第六号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）、同条第七号に規定する者（同号括弧書に規定する半額を超えない場合に限る。）、又は同条第八号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各評議員の氏名及び当該他の各評議員との関係を説明する事項を記載した書類
ホ	評議員となるべき者のうち、他の各役員となるべき者について、第二条の八第六号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）、又は同条第七号に規定する者（同号括弧書に規定する半額を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各役員

	（新設合併契約に関する書面等）の備置き及び閲覧等）
	第五十四条の二 吸収合併消滅社会福祉法人は、次条の評議員会の日（二週間前）の日（第四十五条の九第十項において準用する）取次書及び一般社団法人に属する法律第九百九十四条第一項の場合にあつては、同項の規定があつた日）から新設合併設立又は存続期間中の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他 <b>重大な債務</b> を定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
2	新設合併消滅社会福祉法人の評議員及び債権者は、新設合併消滅社会福祉法人に就いて、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることが出来る。ただし、債権者が第二号又は第三号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅社会福祉法人の定款に費用を支払わなければならない。
一	債権の範囲の閲覧の請求
二	前項の閲覧の請求又は抄本の交付の請求
三	前項の電磁的記録に記載された事項を <b>厚生労働省</b> で定める方法により表示したものの閲覧の請求
四	前項の電磁的記録に記載された事項を電磁的方法であつて、新設合併消滅社会福祉法人の定款に定める方法により提供する

	を記載した書類
ケ	理事となるべき者のうち、他の各理事となるべき者について、第二条の十各号に規定する者（第六号又は第七号に規定する者については、これらの号に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各理事の氏名及び当該他の各理事との関係を説明する事項を記載した書類
ク	理事となるべき者のうち、他の各役員となるべき者について、第二条の十一第六号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）、同条第七号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）、同条第八号に規定する者（同号括弧書に規定する半額を超えない場合に限る。）、又は同条第九号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各役員
2	第二十五条第三項及び第五項の規定は、前項の場合に準用する。
	（新設合併消滅社会福祉法人の事前開示事項）
	第六条の九 法第五十四条の七第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一	他の新設合併消滅社会福祉法人（清算法人を除く。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項
イ	最終会計年度に係る監査報告等の内容（最終会計年度がない場合にあつては、他の新設合併消滅社会福祉法人の成立の日における貸借対照表の内容）
ロ	他の新設合併消滅社会福祉法人において最終会計年度の末日（最終会計年度がない場合にあつては、他の新設合併消滅社会福祉法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第五十四条の八の評議員会の日（二週間前）の日（法第五十四条の九第十項において準用する）一般社団法人及び一般財団法人に属する法律第九百九十四条第一項の場合にあつては、同項の規定があつた日。以下同じ。）後新設合併消滅社会福祉法人の成立の日までの間に新たな最終会計年度が存在することとなる場合にあつては、当該新たな最終会計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

この請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

二 他の新設合併消滅社会福祉法人（清算法人に限る。）が法第四十六条の二十二第一項の規定により作成した貸借対照表

三 当該新設合併消滅社会福祉法人（清算法人を除く。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項

イ 当該新設合併消滅社会福祉法人において最終会計年度の末日（最終会計年度がない場合にあつては、当該新設合併消滅社会福祉法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第五十四条の人の評議員会の日の一週間前の日後新設合併消滅社会福祉法人の成立の日までの間に新たな最終会計年度が存在する）となる場合にあつては、当該新たな最終会計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

ロ 当該新設合併消滅社会福祉法人において最終会計年度がないときは、当該新設合併消滅社会福祉法人の成立の日における貸借対照表

四 新設合併消滅社会福祉法人の成立の日以後における新設合併消滅社会福祉法人の債務（他の新設合併消滅社会福祉法人から承継する債務を除き、法第五十四条の九第一項第四号の規定により新設合併について異議を述べることができず債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

五 法第五十四条の人の評議員会の日の一週間前の日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（電磁的記録に記載された事項を表示する方法）

第二号の三 次に掲げる事項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一條第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記載された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一 法第三十四條の二第三項第三号

二 法第三十四條の二第三項第三号

三 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百九十四條第三項第二号

四 法第四十五条の十一第四項第三号

五 法第四十五条の十五第二項第二号

六 法第四十五条の十九第三項第二号

（新設合併契約の承認）

第五十四條の八 新設合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。

（債権者の異議）

第五十四條の九 新設合併消滅社会福祉法人は、第五十四條の六第二項の趣旨があつたときは、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、説明している債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第一号の期間は、二月を下ることとはならない。

一 新設合併をする旨

二 他の新設合併消滅社会福祉法人及び新設合併設立社会福祉法人の名称及び住所

三 新設合併消滅社会福祉法人の社員書籍に関する事項として厚生労働省令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができない旨

2 債権者が別条第四号の期間内に異議を述べたときは、当該債権者は、当該新設合併について承認をしたものとみなす。

3 債権者が第一項第四号の期間内に異議を述べたときは、新設合併消滅社会福祉法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは埋済の担保を確保し、又は当該債権者に弁済を受けさせることができる旨を以て、債権者に対する財産を信託しなければならない。ただし、当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（設立の特則）

第五十四條の十 第三十二條、第三十三條及び第三十五條の規

七 法第四十五条の二十五第二号

八 法第四十五条の三十二第三項第三号

九 法第四十五条の三十二第四項第二号

十 法第四十五条の三十四第三項第三号

十一 法第四十六条の二十六第二項第三号

十二 法第四十六条の二十六第二項第三号

十三 法第五十一条第三項第三号

十四 法第五十四条第二項第三号

十五 法第五十四條の四第三項第三号

十六 法第五十四條の七第三項第三号

十七 法第五十四條の十一第三項第三号

（社員書籍に関する事項）

第六條の十 法第五十四條の九第一項第三号に規定する厚生労働省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めらるるとする。

一 公益社団法人（法第五十四條の九第一項第三号の新設合併消滅社会福祉法人をいう。次号において同じ。）につき最終会計年度がない場合 その旨

二 公益社団法人が清算法人である場合 その旨

三 第二号に掲げる場合以外の場合 最終会計年度に係る貸借対照表の要旨の内容

2 第六條の三第二項及び第三項の規定は、前項第三号の貸借対照表の要旨について準用する。

定は、新設合併設立社会福祉法人の設立については、適用しない。		
2 新設合併設立社会福祉法人の定款は、新設合併消滅社会福祉法人の定款とする。この場合に於いては、第三十一条第一項の認可を受けることを要しない。		
(新設合併に關する書面等の備置及び閲覧等)		
第五十四条の十一 新設合併設立社会福祉法人は、その成立の日以後速やかに、簿記台帳により新設合併設立社会福祉法人が承継した新設合併消滅社会福祉法人の権利義務その他の新設合併に關する事項として「厚生労働省令」で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。		
2 新設合併設立社会福祉法人は、その成立の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録及び新設合併契約の内容その他「厚生労働省令」で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。		
3 新設合併設立社会福祉法人の評議員及び債権者は、新設合併設立社会福祉法人に於いて、その業務期間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができ、ただし、債権者が第一号又は第二号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立社会福祉法人の定款を提出しなければならない。		
一 前項の書面の閲覧の請求		
二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求		
三 前項の電磁的記録に記載された事項を「厚生労働省令」で定める方法により表示したものの閲覧の請求		
四 前項の電磁的記録に記載された事項を電磁的方法であつて新設合併設立社会福祉法人の定款の定めにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求		

		(新設合併設立社会福祉法人の事後開示事項)
第六条の十一 法第五十四条の十一第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。		
一 新設合併設立社会福祉法人の成立の日		
二 法第五十四条の九の規定による手続の経過		
三 新設合併により新設合併設立社会福祉法人が新設合併消滅社会福祉法人から承継した重要な権利義務に關する事項		
四 前三号に掲げるもののほか、新設合併に關する重要な事項		
		(電磁的記録に記載された事項を表示する方法)
第三十一条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録(法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に記載された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。		
一 法第三十四条の二第二項第三号		
二 法第三十四条の二第三項第三号		
三 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に關する法律(平成十八年法律第四十八号)第九十四条第三項第二号		
四 法第四十五条の十二第四項第二号		
五 法第四十五条の十五第二項第二号		
六 法第四十五条の十九第三項第二号		
七 法第四十五条の二十五第二号		
八 法第四十五条の三十三第三項第三号		
九 法第四十五条の三十三第四項第三号		
十 法第四十五条の三十四第三項第二号		
十一 法第四十六条の二十第三項第二号		

第四目 合併の無効の訴え		
第五十五条 一 吸収合併及び吸収合併に關する法律第二百六十四条第一項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、及び第二項(第一号及び第三号に係る部分に限る。)、第二百六十六条(第一号及び第三号に係る部分に限る。)、第二百六十七条(第一号及び第三号に係る部分に限る。)、第二百七十二条から第二百七十五条まで並びに第二百七十七条の規定は、社会福祉法人の合併の訴えに於いて準用する。この場合において、同法第二百七十二条第二項第三号中「社員等であつて」とあるのは「評議員等(評議員、理事、監事又は監事人(をいふ。以下同じ。))であつて」と、「社員等」とあるのは「評議員等」と、同法第二百七十二条中「社員等」とあるのは「評議員等」と、同法第二百七十二条第一項中「社員」とあるのは「評議員等」と読み替へるものとするほか、必要な技術的修飾を、 <b>政令</b> で定める。		
【参考】準用条文(読後)		
○ 一般社団法人及び一般財団法人に關する法律(社会福祉法人の合併の無効の訴え)		
第二百六十四条 次の各号に掲げる行為の無効は、当該各号に定める期間に、訴えをもつてのみ主張することができる。		
一 【準用対象外】		
一 社会福祉法人の吸収合併 吸収合併の効力が生じた日から六月以内		
二 社会福祉法人の兼営合併 兼営合併の効力が生じた日から六月以内		
2 次の各号に掲げる行為の無効の訴えは、当該各号に定める者に限り、提起することができる。		
一 【準用対象外】		
一 前項第一号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において吸収合併をする社会福祉法人の評議員等(評議員、理事、監事又は監事人(をいふ。以下同じ。))であつた者又		

		(社会福祉法人の合併の無効の訴えに關する修飾文)
第十三条の十九 法第五十五条において社会福祉法人の合併の無効の訴えに於いて一般社団法人及び一般財団法人に準用する法律第二百六十四条第二項第二号及び第三号、第二百六十六条第二号及び第三号並びに第二百七十五条第一項第一号及び第二号の規定を準用する場合においては、同法第二百六十四条第二項第二号中「吸収合併存続法人」とあるのは「吸収合併存続社会福祉法人(社会福祉法人(昭和二十六年度法律第四十五号)第四十九条に規定する吸収合併存続社会福祉法人をいう。第二百六十六条第二号及び第二百七十五条第一項第一号において同じ。)」と、同法第二号中「新設合併設立法人」とあるのは「新設合併設立社会福祉法人(社会福祉法第五十回法の五條二号に規定する新設合併設立社会福祉法人をいう。第二百六十六条第三号及び第二百七十五条第一項第三号において同じ。)」と、同法第二百六十九條第一号中「吸収合併存続法人」とあるのは「吸収合併存続社会福祉法人」と、同法第三号中「新設合併設立法人」とあるのは「新設合併設立社会福祉法人」と読み替へるものとする。		

十二	法第四十六条の二十六第二項第三号
十三	法第五十一条第二項第三号
十四	法第五十四条第二項第三号
十五	法第五十四条の四第三項第三号
十六	法第五十四条の七第二項第三号
十七	法第五十四条の十一第二項第三号

は吸収合併存続社会種社法人（社会種社法 昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条に規定する吸収合併存続社会種社法人をいふ。第二百十九号第三号及び第二百七十五号第一号第三号に同じ。）の監理員等、財産管理人若しくは監事等として承認をしないがたは、

三 前項第三号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において監事等たる社会種社法人の監理員等であつた者又は新設合併設立社会種社法人（社会種社法第五十四条の五第一号に規定する新設合併設立社会種社法人をいふ。第二百十九号第三号及び第二百七十五号第一号第二号に同じ。）の監理員等、財産管理人若しくは新設合併に同じ承認をしないがたは、

（報告）

第二百十九条 次の各号に掲げる語（以下この節において「社会種社法人の合併の無効の語」と総称する。）については、当該各号に定める者を報告とする。

一 【合併放棄】

一 社会種社法人の吸収合併の無効の語 吸収合併存続社会種社法人

二 社会種社法人の新設合併の無効の語 新設合併設立社会種社法人

四 八 【費用放棄】

（訴への権限）

第二百七十条 社会種社法人の合併の無効の語は、報告となる社会種社法人の主たる事務所所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（担保提供命令）

第二百七十一条 社会種社法人の合併の無効の語であつて、債権者らに賠償するに足りるものとして、裁判所は、報告の申立てにより、当該社会種社法人の合併の無効の語を廢絶し、当該裁判所は、報告の照会を立てるべきことを命ずることとなる。ただし、当該債権者が理事、監事又は清算人となるときは、この限りでない。

2 【費用放棄】

3 報告は、第一項（前項において引用する語を含む。）の申立てをなすに、原告の請求の基礎が真実によるものであることを証明しなければならない。

（存続命令の承認命令）

第二百七十二条 同一の請求を目的とする社会種社法人の合併の無効の語に於て二以上の請求が同時に係属するときは、

その合併及び裁判は、併合してしなければならない。

（認許請求の効力及びその範囲）

第二百七十二条 社会種社法人の合併の無効の語に係る請求も認許する認許請求は、第三号に於いてもその効力を有する。

（無効又は取消しの判決の効力）

第二百七十四条 社会種社法人の合併の無効の語（第二百十九号第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる語に属する。）に係る請求を認許する判決が確定したときは、当該判決に於いて無効とされ、又は取り消された行為（当該行為により社会種社法人が設立された場合に於いては、当該設立行為）は、將來に於いてその効力を失ふ。

（合併の無効判決の効力）

第二百七十五条 次の各号に掲げる行為の無効の語に係る請求を認許する判決が確定したときは、当該行為をした社会種社法人は、当該行為の効力を生じた日以後に当該各号に定める社会種社法人の負担した債務について、連帯して弁済する責任を負ふ。

一 社会種社法人の吸収合併 吸収合併存続社会種社法人

二 社会種社法人の新設合併 新設合併設立社会種社法人

2 前項に規定する場合には、同項各号に掲げる行為の効力が生じた日以後に当該各号に定める社会種社法人が取得した財産は、当該行為をした社会種社法人の共有に属する。

3 前二項に規定する場合には、社会種社法人の第一項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各社会種社法人の共同して受ける。

4 各社会種社法人の第一項の債務の負担部分又は第二項の財産の共有持分（以下、前項の括弧を附さないときは、裁判所は、各社会種社法人の申立てにより、第二項各号に掲げる行為の効力が生じた日に於ける各社会種社法人の財産の額その他の事項を考慮して、これを定める。

（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）

第二百七十六条 社会種社法人の合併の無効の語を提起した原告が敗訴した場合には、原告に損害又は重大な過失があつたときは、原告は、被告に於て、連帯して損害を賠償する責任を負ふ。

第七節 社会種社実業計画

（社会種社実業計画の承認）

（社会種社実業計画の承認の申請）

第五十五条の二 社会福祉法人は、毎会計年度において、第一号に掲げる厚生労働省令で定める額を額とするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該会計年度の前会計年度の末日（前号において「基準日」という。）において現に行っている社会福祉事業若しくは公益事業（以下この項及び第三項第一号において「既存事業」という。）の充実又は既存事業以外の社会福祉事業若しくは公益事業（同項第一号において「新規事業」という。）の実施に関する計画（以下「社会福祉充実計画」という。）を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、当該会計年度前々会計年度において作成した第十二項に規定する承認社会福祉充実計画の承認期間中は、この限りではない。

一 当該会計年度の前会計年度に係る貸借対照表の資産の部と科目ごとの繰上負債の部に計上した額を控除して得た額

二 基準日において現に行っている事業を継続するために必要な経費として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

2 前項の承認の申請は、第五十九条の規定による届出と同時にしなければならない。

3 社会福祉充実計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 既存事業（充実する部分に限る。）又は新規事業（以下この条において「社会福祉充実事業」という。）の規模及び内容

二 社会福祉充実事業を行う区域（以下この条において「事業区域」という。）

三 社会福祉充実事業の実施に要する費用の額（第五項において「事業費」という。）

四 第一号第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額を控除した差額（第五項及び第九項第一号において「社会福祉充実確保額」という。）

五 社会福祉充実計画の実施期間

六 その他厚生労働省令で定める事項

4 社会福祉法人は、前項第一号に掲げる事項の記載に当たっては、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事業の順にその実施について検討し、行う事業を記載しなければならない。

一 社会福祉事業又は公益事業（第二十条第四項第四号に掲げる事業に限る。）

二 公益事業（第二十条第四項第四号に掲げる事業を除き、日

常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、職能又は組織が統合し、その需要に応じた福祉サービスを提供するものに限る。第六項及び第九項第三号において「地域公益事業」という。）

三 公益事業（第二号に掲げる事業を除く。）

5 社会福祉法人は、社会福祉充実計画の作成に当たっては、事業費又は社会福祉充実確保額として、公認士、税理士その他の職務に関する専門的な知識経験を有する者として厚生労働省令で定めるところの意見を聴かなければならない。

6 社会福祉法人は、地域公益事業を行う社会福祉充実計画の作成に当たっては、当該地域公益事業の内容及び事業区域における態様について、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聴かなければならない。

7 社会福祉充実計画は、評議員会の承認を受けなければならない。

8 所轄庁は、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の作成及び内容の適否を支援に關し必要な助言その他の支援を行うものとする。

9 所轄庁は、第一号の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る社会福祉充実計画が、次の各号に掲げる要件のいずれかに適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 社会福祉充実事業として記載されている社会福祉事業又は公益事業（職能及び内容が、社会福祉充実確保額に照らし適切なるものであること）

二 社会福祉充実事業として社会福祉事業が記載されている場合にあつては、その規模及び内容が、当該社会福祉事業に係る事業区域における態様及び供給の量理しに照らし適切なるものであること

三 社会福祉充実事業として地域公益事業が記載されている場合にあつては、その規模及び内容が、当該地域公益事業に係る事業区域における態様に照らし適切なるものであること

四 その他厚生労働省令で定める要件に適合するものであること

10 所轄庁は、社会福祉充実計画が前項第二号及び第三号に適合しているかどうかを判断するため必要があると認めるときは、関係機関の長官等の取組として、資料の提供その他の必要な協力を求めることができる。

11 第一項の承認を受けた社会福祉法人は、同項の承認があつ

第六条の十三 法第五十五条の二第一項に規定する社会福祉充実計画の承認の申請は、申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して所轄庁に提出することにより行うものとする。

一 社会福祉充実計画を記載した書類

二 法第五十五条の二第五項に規定する者の意見を聴取したことを証する書類

三 法第五十五条の二第七項の評議員会の議事録

四 その他必要な書類

（控除対象財産額等）

第六条の十四 法第五十五条の二第二項第二号に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、社会福祉法人が当該会計年度の前会計年度の末日において有する財産のうち次に掲げる財産の合計額をいう。

一 社会福祉事業、公益事業及び収益事業の実施に必要な財産

二 前号に掲げる財産のうち固定資産の再取得等に必要額に相当する財産

三 当該会計年度において、第一号に掲げる事業の実施のため最低限必要とする運転資金

2 前項第一号に規定する財産の算定に当たっては、法第五十五条の二第一項第一号に規定する貸借対照表の負債の部に計上した額のうち前項第一号に規定する財産に相当する額を控除しなければならないものとする。

（社会福祉充実計画の記載事項）

第六条の十五 法第五十五条の二第三項第六号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該社会福祉法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに電話番号その他の連絡先

二 社会福祉充実事業（法第五十五条の二第三項第一号に規定する社会福祉充実事業をいう。以下同じ。）に関する賛金計画

三 法第五十五条の二第四項の規定による例外的減算

四 法第五十五条の二第六項の規定に基づき行う意見の聴取の結果

五 その他必要な事項

（実施する事業の検討の結果）

第六条の十六 法第五十五条の二第四項の規定による同条第三

項第一号に掲げる事項の記載は、社会福祉法人の設立の目的を鑑まえ、同条第四項各号に掲げる事業の順にその実施について検討し、その検討の結果を記載することにより行うものとする。

（併発に関する専門的な知識経験を有する者）

第六条の十七 法第五十五条の二第五項の厚生労働省令で定める者は、監査法人又は税理士法人とする。

<p>た社会福祉充実計画（次条第一項の承認があつたときは、その承認後から、同項及び第五十五条の四において「承認社会福祉充実計画」という。）に従つて事業を行わなければならない。</p>		
<p>(社会福祉充実計画の変更)</p> <p>第五十五条の三 前条第一項の承認を受けた社会福祉法人は、承認社会福祉充実計画の変更をしようとするときは、<b>厚生労働省令</b>で定めることにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けなければならない。ただし、<b>厚生労働省令</b>で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2 前条第二項の承認を受けた社会福祉法人は、前項ただし書の<b>厚生労働省令</b>で定める軽微な変更をしたときは、<b>厚生労働省令</b>で定めることにより、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。</p> <p>3 前条第三項の第二項までの規定は、第二項の変更の申請について適用する。</p>		<p>(承認社会福祉充実計画の変更の承認の申請)</p> <p>第六条の十八 法第五十五条の三第二項に規定する承認社会福祉充実計画の変更の承認の申請は、申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して所轄庁に提出することによつて行ふものとする。</p> <p>一 変更後の承認社会福祉充実計画を記載した書類</p> <p>二 第六条の十三第二号から第四号までに掲げる書類</p> <p>(承認社会福祉充実計画における軽微な変更)</p> <p>第六条の十九 法第五十五条の三第二項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外のものである。</p> <p>一 社会福祉充実事業の種類の変更</p> <p>二 社会福祉充実事業の事業区域の変更（変更前の事業区域と変更後の事業区域とが同一の市町村の区域内（特別区を含む。）である場合を除く。）</p> <p>三 社会福祉充実事業の実施期間の変更（変更前の各社会福祉充実事業を実施する年度（以下「実施年度」という。）と変更後の実施年度とが同一である場合を除く。）</p> <p>四 前三号に掲げる変更のほか、社会福祉充実計画の重要な変更</p> <p>(承認社会福祉充実計画における軽微な変更に関する届出)</p> <p>第六条の二十 法第五十五条の三第二項に規定する軽微な変更に関する届出は、届出書に、次の各号に掲げる書類を添付して所轄庁に提出することによつて行ふものとする。</p> <p>一 変更後の承認社会福祉充実計画を記載した書類</p> <p>二 その他必要な書類</p>
<p>(社会福祉充実計画の終了)</p> <p>第五十五条の四 第五十五条の三第二項の承認を受けた社会福祉法人は、やむを得ない事由により承認社会福祉充実計画に従つて事業を行うことが困難であるときは、<b>厚生労働省令</b>で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けて、当該承認社会福祉充実計画を終了することができる。</p>		<p>(承認社会福祉充実計画の終了の承認の申請)</p> <p>第六条の二十一 法第五十五条の四に規定する承認社会福祉充実計画の終了の承認の申請は、申請書に、承認社会福祉充実計画に記載された事業を行うことが困難である理由を記載した書類を添付して所轄庁に提出することによつて行ふものとする。</p>

<p>第八節 助成及び監督</p>		<p>(様式)</p> <p>第六条の二十二 第六条の十三、第六条の十八、第六条の二十及び前条に規定する書類は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。</p> <p>2 前項に掲げる書類の様式は、厚生労働省社会・援護局長が定める。</p>
<p>(監督)</p> <p>第五十六条 所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、社会福祉法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は当該職員に社会福祉法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定による立ち入る検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立ち入る検査の権限は、犯罪捜査のために認められずと解してはならない。</p> <p>4 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政の処分若しくは差控に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定め、その改善のために必要な措置（役員を解職を除く。）をとらざるべき旨を勧告することができる。</p> <p>5 所轄庁は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた社会福祉法人が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。</p> <p>6 所轄庁は、第四項の規定による勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定め、当該勧告に係る措置をとらざるべき旨を命ずることができる。</p> <p>7 社会福祉法人が前項の命令に従わないときは、所轄庁は、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員を解職を勧告することができる。</p> <p>8 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政の処分若しくは差控に違反した場合であつて他の方法によつて監督が実行されることのできないとき、又は正当な事由がないのに一年以上にわたつてその目的とする事業を行わなかつたときは、解散を命ずることができる。</p>		

<p>9 所轄庁は、第七項の規定により役員を解職を勧告しようとする場合には、当該社会福祉法人に、所轄庁の指定した職員に対して弁明する機会を与えなければならない。この場合において、当該社会福祉法人に対し、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及びその勧告をなすべき理由を通知しなければならない。</p> <p>10 前項の通知を受けた社会福祉法人は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。</p> <p>11 第九項の規定による弁明を聴取した者は、聴取書及び当該勧告をする必要があるからうたがひについての意見を付した報告書を作成し、これを所轄庁に提出しなければならない。</p>		
<p>(公益事業又は収益事業の停止)</p> <p>第五十七条 所轄庁は、第三十六條第二項の規定により公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該社会福祉法人に対し、その事業の停止を命ずることができる。</p> <p>一 当該社会福祉法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。</p> <p>二 当該社会福祉法人が当該収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人が行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に供すること。</p> <p>三 当該公益事業又は収益事業の継続が当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること。</p>		
<p>(関係機関等との協力)</p> <p>第五十七条の二 関係機関等(社会福祉法人の事務所、事業所、施設その他これらに準ずるもの所在地の都道府県庁事又は市庁長官とあって、当該社会福祉法人の所轄庁以外を指す。次項において同じ。)は、当該社会福祉法人に対し、調査又は情報提供を求めるときは必要であると認めるときは、当該社会福祉法人の所轄庁に対し、その旨の意見を述べることもできる。</p> <p>2 所轄庁は、第五十六条第二項及び第四項から第九項まで並びに前条の事業を行うことが必要であると認めるときは、関係都道府県庁事等に対し、情報又は資料の提供その他必要な協力を求めることができる。</p>		
<p>(助成等)</p> <p>第五十八条 国又は地方公共団体は、必要があると認めるとき</p>		<p>(助成申請手続)</p> <p>第八条 法第五十八条の規定により社会福祉法人が国の助成を</p>

<p>は、厚生労働省令又は当該地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出し、又は通常の条件よりも当該社会福祉法人に有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲り渡し、若しくは貸し付けることとなる。ただし、国庫財源法(昭和二十三年法律第七十三号)及び地方自治法第三百三十七條第二項の規定の適用を妨げない。</p> <p>2 前項の規定により、社会福祉法人に対する助成がなされたときは、厚生労働大臣又は地方公共団体の長は、その助成の目的が有効に達せられることを確保するため、当該社会福祉法人に対し、次に掲げる権限を有する。</p> <p>一 事業又は会計の状況に関し報告を徴すること。</p> <p>二 助成の目的に照らし、社会福祉法人の予算が不適当であるか認める場合において、その予算について必要な変更をなすことを勧告すること。</p> <p>三 社会福祉法人の役員が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は裁量に違反した場合において、その役員を解職すべき旨を勧告すること。</p> <p>3 国又は地方公共団体は、社会福祉法人が前項の規定による措置に従わなかったときは、交付した補助金若しくは貸付金又は譲渡し、若しくは貸し付けたその他の財産の全部又は一部の返還を命ずることができる。</p> <p>4 第五十六条第九項から第十一項までの規定は、第二項第三号の規定による聴取の報告若しくは前項の規定により補助金若しくは貸付金の全部若しくは一部の返還を命ずる場合に準ずる。</p>		<p>申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して社会福祉法人の主たる事務所の所在地を管轄区域とする地方厚生局長(二以上の地方厚生局の管轄区域にわたり事業(第一条の同名語に該当するものに限る。)を行う社会福祉法人にあつては、厚生労働大臣)に提出しなければならない。</p> <p>一 理由書</p> <p>二 助成を受ける事業の計画書及びこれに伴う収支算書</p> <p>三 別に地方公共団体から助成を受け又は受けようとする場合には、その助成の程度を記載した書類</p> <p>四 財産目録及び貸借対照表</p> <p>2 前項に規定するもののほか、助成の種類に応じ必要な手続は、厚生労働大臣が別に定める。</p> <p>3 第二項第五項の規定は、第一項の場合に準用する。</p>
<p>(借付金の届出)</p> <p>第五十九条 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に「厚生労働省令」で定めるところにより、次に掲げる書類を所轄庁に届出しなければならない。</p> <p>一 第四十五條の三十三第一項に規定する計算書類等</p> <p>二 第四十五條の三十四第三項に規定する財産目録等</p>		<p>(届出)</p> <p>第六十条 法第五十九条の規定による計算書類等及び財産目録等(以下「届出計算書類等」という。)の届出は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行われなければならない。</p> <p>一 書面の提供(次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法による場合に依る。)</p> <p>イ 届出計算書類等が書面をもつて作成されている場合 当該書面に記載された事項を記載した書面(簿)の提供</p> <p>ロ 届出計算書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面(簿)の提供</p> <p>二 電磁的方法による提供(次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法による場合に依る。)</p>

(情報公開法)  
第五十九条の二 社会福祉法又は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、選挙若しくは、厚生労働令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

一 第三十一条第一項若しくは第四十五条の三十六第二項の認可を受けたとき、又は同条第四項の規定による届出をしたとき 定款の内容

二 第四十五条第三十三項第二項の承認を受けるとき 当該承認を受けた届出等の支線的基础

三 定款を最定による届出をしたとき 同条各号に掲げる書類のうち、厚生労働令で定める書類の内容

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人(厚生労働大臣が所轄するものを除く)の活動の状況その他の厚生労働令で定める事項について、職権又は分任若しくは、必要経費その他の資料を作成するものとする。この場合において、都道府県知事は、その内容を公表するよう求めることができ、厚生労働大臣に対し、電磁的方法その他の厚生労働令で定める方法により報告するものとする。

3 都道府県知事は、前項前段の事務を行うため必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人の所轄官(市政に属する)に同じ)に対し、社会福祉法に基づく活動の状況その他の厚生労働令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。

4 所轄官は、前項の規定による都道府県知事の求めに応じて情報を提供するときは、電磁的方法その他の厚生労働令で定める方法によるものとする。

5 厚生労働大臣は、社会福祉法人に関する情報に係るデータベース(情報公開法第四十二条)その他の情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものを、(一)の組織が知り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に当該情報を提供できるように必要な措置を講ずるものとする。

6 厚生労働大臣は、前項の調査を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人の活動の状況その他の厚生労働令で定める事項に関する情報の提供を求めること及び若しくは、

7 第四項の規定は、都道府県知事若しくは前項の規定による厚生労働大臣の求めに応じて情報を提供する場合について準用する。

【参考】引用条文(抜粋後)

○社会福祉法

(情報公開法)

第五十九条の二 (引用対象外)

2・3 (引用対象外)

4 都道府県知事は、第24条の規定による厚生労働大臣の求めに応じて情報を提供するときは、電磁的方法その他の厚生労働令で定める方法によるものとする。

5・7 (引用対象外)

(厚生労働大臣及び都道府県知事の支援)

第五十九条の二 厚生労働大臣は、都道府県知事及び市長に対し、都道府県知事は、市長に対して、社会福祉法人の指導及び監督に關する事務の遂行に必要の助言、情報の提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

イ 届出計算書類等が書面をもつて作成されている場合  
当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供

ロ 届出計算書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項の電磁的方法による提供

三 届出計算書類等の内容を当該届出に係る行政機関(厚生労働大臣、都道府県知事及び市長をいう。以下同じ。)及び独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)に規定する独立行政法人福祉医療機構の使用に係る電子計算機と接続された届出計算書類等の管理等に關する統一的な支援のための情報処理システムに記録する方法

(公表)

第十條 法第五十九条の二第一項の公表は、インターネットの利用により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法人が前条第三号に規定する方法による届出を行い、行政機関等が当該届出により記録された届出計算書類等の内容を公表を行うときは、当該社会福祉法人が前項に規定する方法による公表を行ったものとする。

3 法第五十九条の二第一項第三号に規定する厚生労働令で定める書類は、次に掲げる書類(法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く)とする。

一 法第四十五条の二十七第二項に規定する出払書類

二 法第四十五条の三十四第二項第二号に規定する役員等名簿及び同項第四号に規定する書類(第二條の四十一第十四号及び第十五号に規定する事項が記載された部分を除く。)

(調査事項)

第十條の二 法第五十九条の二第二項、第三項及び第六項に規定する厚生労働令で定める事項は、次に掲げる事項(個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く)とする。

一 法第四十五条の二十七第二項に規定する出払書類の内容

二 法第四十五条の三十二第一項に規定する附属明細書のうち社会福祉法人会計基準第三十條第一項第十号に規定する拠点区分資金収支明細書及び同項第十一号に規定する拠点区分事業活動明細書の内容

三 法第四十五条の三十四第一項第一号に規定する財産目録の内容

四 法第四十五条の三十四第一項第四号に規定する書類(第二條の四十一第十五号に規定する事項が記載された部分を除く)の内容

五 承認社会福祉充実計画の内容

六 その他必要な事項

(報告方法)

第十條の三 法第五十九条の二第二項及び第四項に規定する厚生労働令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電磁的方法

二 第九條第三号に規定する情報処理システムに記録する方法

(社会福祉法人台帳)

第十一條 所轄官は、社会福祉法人台帳を備えなければならない。

2 前項の社会福祉法人台帳に記載しなければならない事項は、次のとおりとする。

一 名称

二 事務所の所在地

三 理事長の氏名

四 事業の種類

		<p>五 設立認可年月日及び設立登記年月日</p> <p>六 副議長又は役員に関する事項</p> <p>八 七 資産に関する事項</p> <p>八 七 資産に関する事項</p> <p>その他必要な事項</p> <p>(所轄庁)</p> <p>第十三条 第二系、第三系、第五系第一項、第六系第一項、第六系の第十三系第六系の二十、第六系の二十一及び第十一系第一項において所轄庁とあるのは、法第三十条に規定する所轄庁とする。</p>
<p>第十一章 雑則</p> <p>(大都市等の特例)</p> <p>第二百二十六条 第七系及び第八系の規定により都道府県が処理することとなるべき事務のうち<b>政令</b>で定めるものは、指定都市及び中核市においては、<b>政令</b>の定めるところにより、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、これらの章中都道府県に関する規定は、指定都市等に關する規定として、指定都市等に適用がなすものとする。</p>	<p>(大都市等の特例)</p> <p>第二十五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)において、法第二百二十六条の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令(昭和三十二年政令第十六号)第百七十四条の二十の二第二項及び第三項に定めるところによる。</p> <p>2 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)において、法第二百二十六条の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令第百七十四条の四十九の七第一項及び第二項に定めるところによる。</p>	
<p>(事務の区分)</p> <p>第二百二十七条 別表の上欄に掲げる地方公共団体がそれぞれ同表の下欄に掲げる規定により処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>		
<p>(権限の委任)</p> <p>第二百二十八条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、<b>厚生労働省令</b>で定めるところにより、地方厚生局長に委任することとなる。</p> <p>2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、<b>厚生労働省令</b>で定めるところにより、地方厚生支庁長に委任することとなる。</p>		

<p>(定款措置)</p> <p>第二百二十九条 この法律の規定に基づき<b>政令</b>を制定し、又は改廃する場合においては、その<b>政令</b>で、その制定又は改廃に伴い合理的な理由を附随せしむる範圍内において、所要の経過措置(前項に関する経過措置を含む。)を定めることができる。</p>		
<p>(厚生労働省令への委任)</p> <p>第二百三十条 この法律に規定するものは、この法律の実施のため必要な種々の他の事項は、<b>厚生労働省令</b>で定める。</p>		
<p>第十一章 罰則</p> <p>第二百三十一条の二 次に掲げる者は、自己若しくは第三者の利益を図り又は社会福祉増進に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該社会福祉増進に損害を加えたり、または、上項第二号の懲罰若しくは五百五十円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 監事(理事又は監事)</p> <p>二 民事再生法第五十六条に規定する仮処分委員会により選任された監事、理事又は監事の職務を代行する者</p> <p>三 第四十一条第一項又は第四十五条の六第二項、第四十五条の十七第三項において選出する職令を含む。)の規定により選任された、時代表清算人、理事、監事又は理事長の職務を行うべき者</p> <p>2) 次に掲げる者は、自己若しくは第三者の利益を図り又は社会福祉増進に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該社会福祉増進に損害を加えたり、または、前項と同様とする。</p> <p>一 清算人</p> <p>一 民事再生法第五十六条に規定する仮処分委員会により選任された清算人の職務を代行する者</p> <p>三 第四十一条の二第三項において選出する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十五条第二項の規定により選出された、時代表清算人又は清算人の職務を行うべき者</p> <p>四 第四十六条の十一第七項において選出する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十九条第二項の規定により選出された、時代表清算人の職務を行うべき者</p> <p>五 第四十一条の二第三項において選出する一般社団法人及</p>		

<p>31 前二項の罪の未遂は、罰する。</p> <p>第二百五十條の三 次に掲げる者及び、その職務に關し、不正の請託を受け、或は不正の利益を收受し、又はその要求若しくは請求をしたときは、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に處する。</p> <p>一 前條第一項各号又は第二項各号に掲げる者</p> <p>二 会計監理人又は第四十五條の六第三項の規定により選任された一時会計監理人の職務を行つべき者</p> <p>21 前項の利益を爭奪し、又はその申立を若しくは紛争をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に處する。</p> <p>31 前二項の罪若しくは、他人の收受した利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を没収する。</p>		
<p>第二百五十條の四 第二百五十條の二及び前條第一項の罪は、日本国外におこつたこれらの罪を犯した者にも適用する。</p> <p>21 前條第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第一條(例)に從ふ。</p>		
<p>第二百五十條の五 第二百五十條の三第二項各号に掲げる者が法人に對するときは、同項の規定は、その行為をした会計監理人又は一時会計監理人の職務を行つべき者の職務を行つべき者に對して適用する。</p>		
<p>第二百五十條の六 第四十五條の四(第五一及及び第六六條において適用する場合を省く。)又は第四十五條の五第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に處する。</p>		
<p>第二百五十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に處する。</p> <p>一 第五十條を違反する處分命令に違反して引き続きその事業を行つた者</p> <p>二 第六十二條第二項又は第六十七條第二項の規定に違反して社会福祉事業を經營した者</p> <p>三 第七十二條第一項から第三項まで(これらの規定を第七十二條(規定により補充されて適用する機会を含む。)に</p>		

<p>規定する制限若しくは停止の命令に違反した者又は第七十二條第一項若しくは第三項の規定により許可を取り消されたにもかかわらず、引き続きその社会福祉事業を經營した者</p>		
<p>第二百五十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事業に關し、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人若しくは法人若しくは人の罰金刑を科する。</p>		
<p>第二百五十三條 評議員、理事、監事、会計監理人若しくはその職務を行つべき役員、選挙人、民事訴訟法第五十六條に規定する限外命令により選任された評議員、理事、監事若しくは選挙人の職務を充てる者、第二百五十條の二第一項第三号に規定する一時評議員、理事、監事若しくは理事長の職務を行つべき者、同條第二項第三号に掲げる一時選挙人若しくは選挙法人の職務の職務を行つべき者、同項第四号に規定する時代理選挙人の職務を行つべき者、同項第五号に規定する時監理法人の職務の職務を行つべき者又は第二百五十條の二第一項第二号に規定する一時会計監理人の職務を行つべき者は、次のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の罰金に處する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。</p> <p>一 この法律に處づく規定の規定による登記をすることを怠つたとき</p> <p>二 第四十四條の二第二項、第四十六條の三第二項、第五十二條第三項、第五十四條の二第二項又は第五十四條の九第一項の登記による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき</p> <p>三 第三十四條の二第二項若しくは第三項、第四十五條の十第一項、第四十五條の十五第一項若しくは第三項、第四十五條の十九第三項、第四十五條の二十五、第四十五條の三十一第三項若しくは第四項、第四十五條の三十四第三項、第四十六條の二第二項若しくは第三項、第四十六條の二第二項、第五十一條第三項、第五十四條第三項、第五十四條の四第二項、第五十四條の七第二項若しくは第五十四條の十一第三項の規定又は第四十五條の九第十項において適用する「株式会社」及び「有限責任会社」に關する法律第九十四條第三項の規定に違反して、正当な理由がないのに、職務若しくは職務的記録に記載された事項を「虚偽</p>		

簿記帳簿を定める方法により表示したものの記載若しくは謄写又は電磁的記録若しくは原本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記録した事項の交付を拒んだとき。

四 第四十五条の二十三第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 定款、議事録、財産目録、会計帳簿、貸借対照表、収支計算書、事業報告、事務報告、第四十五条の二十七第二項若しくは第四十六條の二十四第二項の附属明細書、監査報告、会計監査報告、決算報告又は第五十一条第二項、第五十四條第一項、第五十四條の四第二項、第五十四條の七第一項若しくは第五十四條の十一第一項の事項若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは虚偽を述べ、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

六 第二十四條の二第一項、第四十五條の十一第二項若しくは第二項、第四十五條の十五第二項、第四十五條の三十二第一項若しくは第二項、第四十五條の三十四第一項、第四十六條の十一第一項、第四十六條の二十六第一項、第五十一条第一項、第五十四條第一項、第五十四條の四第二項、第五十四條の七第一項若しくは第五十四條の十一第二項の規定又は第四十五條の七第十項若しくは適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四條第三項の規定に違反して、帳簿又は書類若しくは電磁的記録を備え置かぬつたとき。

七 第四十六條の二第二項又は第四十六條の十二第二項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

八 清算手続を破産手続とする目的で、第四十六條の三十一第一項の規定を不当に定めるとき。

九 第四十六條の三十二第一項の規定に違反して、債務の弁済を怠つたとき。

十 第四十六條の三十三の規定に違反して、清算法人の財産を怠り扱つたとき。

十一 第五十三條第三項、第五十四條の三第三項又は第五十四條の三第三項の規定に違反して、吸収合併又は新設合併をしたとき。

十二 第五十六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは怠慢了るとき。

第百三十四条 第三十二條又は第百三十三條第四項の規定に違反した場合は、十五以下の過料に処する。

別表（第百三十七條関係）

都道府県	第三十二條第一項、第四十二條第一項、第四十五條の六第二項（第四十五條の十七第三項において準用する場合を含む。）、第四十五條の九第五項、第四十五條の三十六第二項及び第三項、第四十六條第一項第六号、第二項及び第三項、第四十六條の六第四項及び第五項、第四十七條の五、第五十條第三項、第五十四條の六第二項、第五十五條の二第一項、第五十五條の三第一項、第五十五條の四、第五十六條第一項、第四項から第八項まで及び第九項（第五十八條第四項において準用する場合を含む。）、第五十七條、第五十八條第一項、第五十九條、第百十四條並びに第百三十二條
市	第三十二條第二項、第四十三條第二項、第四十五條の六第二項（第四十五條の十七第三項において準用する場合を含む。）、第四十五條の九第五項、第四十五條の三十六第二項及び第三項、第四十六條第一項第六号、第二項及び第三項、第四十六條の六第四項及び第五項、第四十七條の五、第五十條第三項、第五十四條の六第二項、第五十五條の二第一項、第五十五條の三第一項、第五十五條の四、第五十六條第一項、第四項から第八項まで及び第九項（第五十八條第四項において準用する場合を含む。）、第五十七條、第五十八條第一項、第五十九條、第百十四
町村	第五十八條第二項及び同條第四項において準用する第五十六條第九項

（フレキシブルディスクによる手続）  
 第四十一条 次に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者又は届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出すること。

--	--

<p>とによりて行うことができる。</p> <p>一 第三十条第二項に規定する申請書及び定款</p> <p>二 第三十条第二項第三号に規定する事業計画書及び収支予算書</p> <p>三 第三十条第二項に規定する申請書</p> <p>四 第四十条第二項において読み替えて準用される第三十条第一項に規定する届出書</p> <p>五 第三十条第二項第二号（第四十条第二項において準用される場合を含む。）に規定する定款</p> <p>六 第三十条第二項第三号に規定する事業計画書及び収支予算書</p> <p>七 第三十条第三項に規定する書類</p> <p>八 第五十条第二項に規定する申請書</p> <p>九 第五十条第二項第二号に規定する財産目録及び貸借対照表</p> <p>十 第六十条第二項に規定する申請書</p> <p>十一 第六十条第二項第二号に規定する定款</p> <p>十二 第六十条第二項第三号イに規定する財産目録及び貸借対照表</p> <p>十三 第六十条第二項第四号イに規定する財産目録</p> <p>十四 第六十条第二項第四号ロに規定する事業計画書及び収支予算書</p> <p>十五 第六十条第二項第四号ニからトまで</p> <p>十六 第八十条第二項に規定する申請書</p> <p>十七 第八十条第二項第一号に規定する理由書</p> <p>十八 第八十条第二項第二号に規定する計画書及び収支予算書</p> <p>十九 第八十条第二項第三号に規定する書類</p> <p>二十 第八十条第二項第四号に規定する財産目録及び貸借対照表</p> <p>（フレキシブルデイスクの構造）</p> <p>第四十二条 前条のフレキシブルデイスクは、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルデイスクカートリッジでなければならない。</p> <p>（フレキシブルデイスクへの記録方式）</p> <p>第四十三条 第四十一条のフレキシブルデイスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一 トラッキングフォーマットについては、日本工業規格 X六二二</p>	
--	--

<p>〇 社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十号）附則（抄）</p> <p>（第三十条の規定による社会福祉法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第七条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に設立された社会福祉法は、施行日までに、必要な定款の変更をし、所轄庁の認可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の認可があつたときは、同項に規定する定款の変更は、施行日において、その効力を生ずる。</p> <p>第八条 第三十条の規定による改正後の社会福祉法（以下「新社会福祉法」という。）第三十七条の規定は、施行日以後最初に招集された定時評議員会の終結の時から適用する。</p> <p>第九条 施行日前に設立された社会福祉法人は、施行日までに、あらかじめ、新社会福祉法第三十九条の規定の例により、評議員を選任しておかななければならない。</p> <p>2 前項の規定による選任は、施行日において、その効力を生ずる。この場合において、新社会福祉法第四十一条第一項の規定の適用については、同項中「選任後」とあるのは、「社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十号）の施行日以後」と、「選任後」とあるのは、「同日以後」とする。</p> <p>3 施行日の前日において社会福祉法人の評議員である者の任期は、同日に満了する。</p> <p>第十条 この法律の施行の際現に存する社会福祉法人であつて、その事業（当該法律で定める基準を超えないもの）に対する新社会福祉法第四十条第三項の規定の適用については、施行日から起算して三年を経過する日までの間、同項中「定款で定めた理事の員数を超える数」とあるのは、「四人以上」とする。</p>	
--	--

<p>〇 社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第三百四十九号）（抄）</p> <p>第二章 経過措置</p> <p>第四条 社会福祉法等の一部を改正する法律附則第十条の政令で定める基準を超えない社会福祉法人は、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に閉結する会計年度に係る同法第二条の規定による改正前の社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第五十九条の規定により所轄庁に届け出た収支計算書に基づいて当該会計年度における社会福祉事業並びに社会福祉法第二十六条第一項に規定する公益事業及び同項に規定する収益事業による経常的な収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額（次項において「平成二十七年社会福祉事業等関連経常収益額」という。）が四億円を超えない社会福祉法人とする。</p> <p>2 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に設立された社会福祉法人については、平成二十七年社会福祉事業等関連経常収益額は準であるものとして、前項の規定を適用する。</p>	
--	--

<p>二四号又は日本工業規格 X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本工業規格 X六〇五号に規定する方式</p> <p>（フレキシブルデイスクにはり付ける書画）</p> <p>第四十四条 第四十一条のフレキシブルデイスクには、日本工業規格 X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一 申請者又は届出者の名称</p> <p>二 申請年月日又は届出年月日</p> <p>〇 社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十八年厚生労働省令第百六十八号）（抄）</p> <p>第二章 経過措置</p> <p>第五条 社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第三百四十九号）第四十条第一項に規定する収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額は、法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額とする。</p>	
--	--

第十一条 新社会福祉法第四十三条第一項の規定は、施行日以後に行われる当該法人の役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の選任について適用する。

第十二条 この法律の施行の際現に存する社会福祉法人については、新社会福祉法第四十四条第三項の規定は、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時から適用し、当該定時評議員会の終結前は、なお従前の例による。

第十三条 この法律の施行の際現に在任する社会福祉法人の役員については、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までの間は、新社会福祉法第四十四条第四項から第七号までの規定は適用せず、なお従前の例による。

第十四条 この法律の施行の際現に在任する社会福祉法人の役員の任期は、新社会福祉法第四十五条の規定にかかわらず、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までとする。

第十五条 この法律の施行の際現に在任する社会福祉法人の理事の代表権については、施行日以後に選定された理事長が就任するまでの間は、なお従前の例による。

第十六条 この法律の施行の際現に在任する社会福祉法人の役員及び評議員の施行日前の行為に基づき損害賠償責任については、なお従前の例による。

第十七条 新社会福祉法第四十五条の二十三第二項及び第六章第四節第一項の規定は、施行日以後に開始する会計年度に係る会計簿籍について適用する。

第十八条 新社会福祉法第四十五条の二十七（第二項を除く。）及び第四十五条二十八から第四十五条の三十三までの規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する会計年度に係る新社会福祉法第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類及び簿記帳簿等（これらの附属明細書について適用する。）

第十九条 新社会福祉法第四十五条の三十四の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する会計年度に係る同条第二項に規定する役員目録等について適用する。

第二十条 新社会福祉法第四十五条の三十五の規定は、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時から適用する。

第二十一条 施行日前に上と第二十条の規定による改正前の社会福祉法（附則第二十五条において「旧社会福祉法」という。）第四百一十條第一項各号に掲げる事由により社会福祉法人が解散した場合の清算については、なお従前の例による。

第二十二条 新社会福祉法第六章第六節第三條の規定は、施行

日以後に合併について評議員会の決議があった場合について適用し、施行日前に合併について社会福祉法人の理事の三分の二以上の同意（定款でさらに評議員会の決議を必要とするものとする）を要する場合には、当該同意及びその決議）がある場合に於いては、なお従前の例による。

第二十三条 新社会福祉法第五十五条の二の規定は、施行日以後に開始する会計年度から適用する。

第二十四条 新社会福祉法第五十九条の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する会計年度に係る同条各号に掲げる書類について適用する。  
 （附則に適用に関する経過措置）

第二十五条 この法律（附則第一條第三号に掲げる規定にあっては、当該規定（以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。）  
 （政令の委任）

第二十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（附則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。